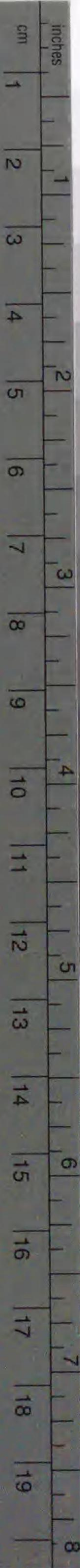


# Kodak Gray Scale



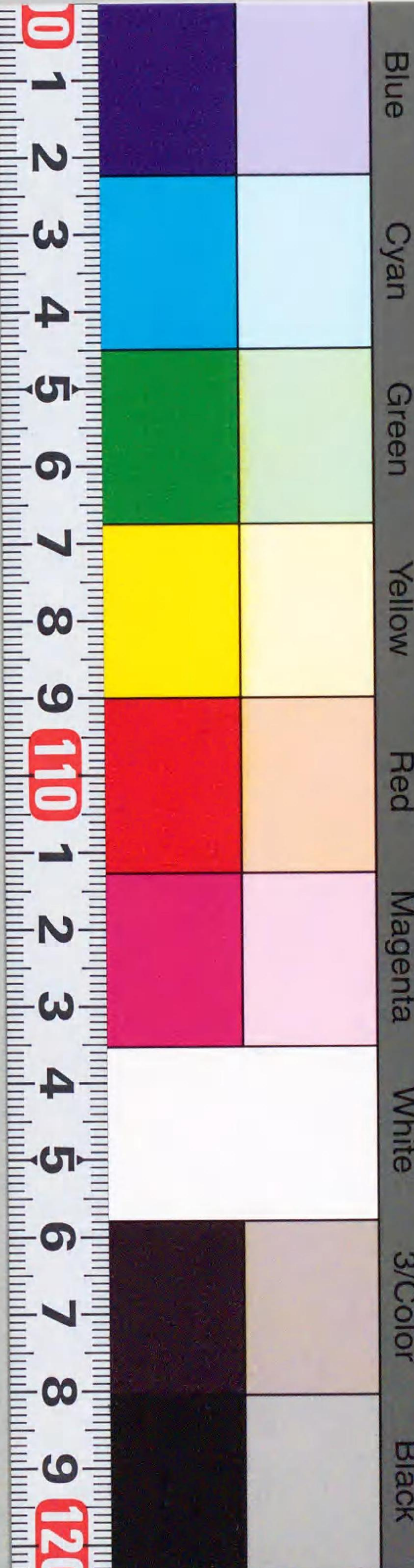
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



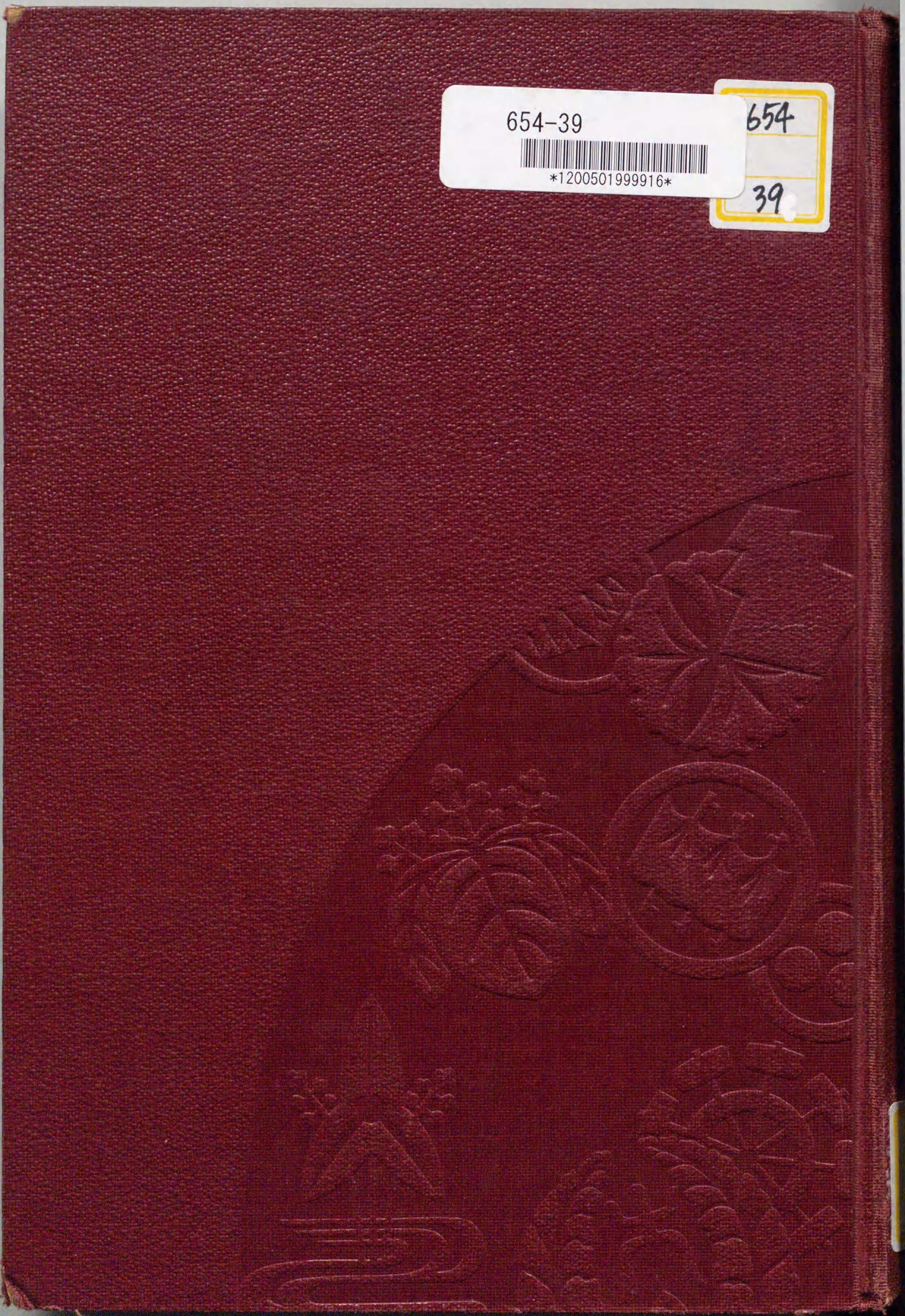
# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



654  
39

654-39  
\*1200501999916\*






第二卷 正誤表

頁	行	正	誤
一八	四	万徳山	・誤
二四	五	破懐	
二六	二	さなき	
三七	九	日高大偶守	
六一	七	諸候知行高	
六八	二	印山寺開幕	
八〇	六	幡磨守	
一〇七	五	土井國防守	
一七九	二	殿江城	
一八八	八	浮嶽椎現	
二二九	三	法幡寺	

○ 正  
 寺・壞・み・隅・侯・基・播・周・高・権・幡









松浦叢書

郷土史料

第二卷

吉村茂三郎編





654  
39イ

松浦叢書第二卷 目次

唐津拾風土記抄

袈裟丸之城	一
市丸之城	一
有浦の館	二
垣副城	二
國花萬葉種	三
唐津御城下より道法	三
他領道並郷中町屋敷馬繼	四
所々船繫場	五
唐津より他國へ道法	六
館の名物	六
渡口觀世音の由來	七
松浦岩	七
自然山無量寺	七
神田聖廟	八
馬川合戰合戰	八
神代伯耆守手分。青木民部鬼ヶ城に注進。草野	八

松浦叢書第二卷目次

神代堺野合戰附草野敗走。馬川合戰草野敗軍。藤川合戰附草野勢伏兵を以て神代を討。神代伯耆守於本城首實驗並味方討死人數改。草野方打死並首實檢。草野方諸將首帳之記並太刀拜領

社家名寄	一三
寺院名寄	一五
眞言宗八ヶ寺。臨濟宗二十二ヶ寺。禪曹洞宗四十ヶ寺。黃蘗派二ヶ寺。淨土宗鎮西派二十三ヶ寺。法華宗四ヶ寺。眞宗西本願寺方十二ヶ寺。眞宗東本願寺方十三ヶ寺	一五
山伏兩派名寄	一八
御目見山伏彦山派。登山派御目見山伏。御目見無之彦山派山伏。登山派御目見無之山伏	一八
土御門家派下隱陽師	二一
近松少林兩寺略記	二二
近松寺御朱印願控	二三
光孝寺由來	二三
德昌寺由來	二三
長興寺由來	二四





洞齊寺由來	二四
醫王寺由來並古書寫	二四
法雲山龍源寺事蹟地	二五
惠日寺	二六
妙音寺	二七
功岳寺	二七
長得寺	二九
大久保公碑錄	二九
土井疾石碑銘	三四
草野中務大輔鎮永家臣	三五
唐津組古事	三五
藤崎權現。妙見社。脇稻荷。藤崎坊。石本坊。	
大島。佐志十二社權現。唐津	
有浦組古事	三六
高江城。はから石	
入野組古事	三七
波多公の石碑。日高大隅守墓	
板木組	三七
白旗天神。田島大明神。鐘淵	
畑川内組古事	三八

島津三岳城	
井手野組古事	三八
笠樵村名の起源	
久里組古事	三八
松浦川。時包家	
山本組古事	三八
山田藥師由來。	
壽因坊書上寫	三九
大川野惣庄屋十五左衛門	三九
庄屋扶米之事	四〇
庄屋年頭御目見	四〇
瀧川村加茂宮之由來	四〇
直傳寺由來記	四〇
藤川村加茂宮記	四一
賀茂社司岡本氏系圖	四二
寺澤氏知行書寫	四二
松平疾御所替日記	四三
土井公御所替日記	四四
御領分家高人高御改	四八
水野公御所替日記	四九
水野家分限記	五二

水野公在城之記	五七
天滿宮	五八
嘉瀬法性寺之古書	五八
賴朝御時代知行千丁己上	五九
足利時代鎌倉諸侯知行高	六一
江戸町家人數	六二
和漢地理人數問答	六三
藥師如來靈夢之事	六五
井手平合戰之事	六五
廣田城合戰之事	六六
彼杵平戸に屬する事	六七
隆信惻義	六八
隆信落髮並終焉之事	六八
印山寺開基之事	六八
平戸觀音寺	六九
平戸領寺院名寄	六九
天台宗三ヶ寺。眞言宗十八ヶ寺。眞言宗眞義六ヶ寺。右同一ヶ寺。末寺四ヶ寺。眞言宗無本寺。同無本寺。京都妙心寺派三十二ヶ寺。京都紫野大徳寺派八ヶ寺。曹洞宗二ヶ寺。右同五ヶ寺。右同五	

十三ヶ寺。黄蘗派九ヶ寺。淨土宗鎮西派十四ヶ寺。同派五ヶ寺。日蓮宗三ヶ寺。眞宗本願寺派	
松浦昔鑑	
唐津城の根源	七三
唐津兩大明神宮	七四
唐津燒之事	七四
庄屋之事	七五
郷足輕の事	七六
無音寺	七六
玉島川	七七
しほらしの峯	七七
浮嶽山	七七
包石	七八
南良崎備前守源永祐	七八
小瀬の城	七八
草野の庄	七八
寺澤志州公御石塔	七八
來雲寺	七八
久里川	七八



八並武藏守	七八
馬場村妙音寺	七八
向三郎武	七八
龜の甲橋	七八
平山城	七九
清水源大輔胤	七九
大杉千太左衛門	七九
吉志嶽城	七九
獅子ヶ城	七九
嚴木八郎守則	七九
滿島志摩守、其子駿河守	七九
青山の城	七九
田中之城	七九
馬渡五郎長	七九
甲城	七九
牟田部七郎榮	八〇
日有野城	八〇
播磨守盛家	八〇
載運寺	八〇
鶴田源大夫入道種	八一

南源三郎繁	八一
河原四郎遊	八一
大黒井手	八一
田代日向守	八一
新久之城	八一
後賀馬太夫	八一
草苺修理茂	八一
鶴田尋倉	八一
日高和泉守	八一
龍ヶ池	八一
峯相模守	八一
牧野城	八一
波多津太郎増	八一
御嶽の城	八一
本城	八一
城後の城	八一
西行腰掛石	八一
梅崎伊豫守賢	八一
切木三良太夫直	八一
高江城	八一

值賀普恩寺組	八三
值賀三郎穂	八三
御茶水	八三
神田五郎廣	八三
飯田彦四郎定、同次郎抑	八三
西浦源三郎持	八三
中村安藝守	八四
衣干山	八四
塘崎次郎動	八四
松浦瀉	八四
瀬戸佐衛門弘	八四
濱田之城	八四
佐志八幡宮	八四
あまたの橋	八四
土器崎	八四
中里主膳傳	八四
堤彦六眼	八五
赤木右近	八五
塚本五郎榮	八五
梶山駿河守	八五

渡邊源大夫判官久	八五
和田楠	八五
こがれ石	八五
藤田の舊跡	八五
岸嶽城の諸跡	八五
北條氏滿之墓	八六
米山	八六
松浦黨景圖	八六
皇宮堂	八八
怡土郡唐津領石高	八八

### 松浦要略記

吉志嶽城主波多氏家譜	九〇
波多氏御代々。波多三河守配流。上松浦黨の最後。	
三河守殿墓所。吉志嶽城	
波多家諸臣	九二
波多家一族。波多家老中。波多家人。同侍大將。	
同留守居。同使番。同旗下	
草野庄	九五



唐津城主御代々……………九五

寺澤氏の由來。寺澤志摩守廣高。唐津許領の由來。怡土郡唐津領の由來。唐津御城御普請。町中。郡中郷足輕御取立の事。諸番役。御茶屋。往還筋峠。同橋。領内御普請。諸御定。寺澤兵庫頭堅高。御公領。大久保加賀守忠季。大久保出羽守忠朝。諸掟。松平和泉守乗久。松平和泉守乗春。松平和泉守乘邑。土井周防守利益。土井家略傳。土井大炊頭利實。土井大炊頭利延。土井大炊頭利里。水野和泉守忠任公。水野左近將監忠弼公。水野式部少輔忠明公。水野和泉守忠邦公。小笠原主殿頭長昌。小笠原壹岐守長泰。小笠原能登守長會。小笠原佐渡守長和。小笠原佐渡守長國。小笠原壹岐守長行

唐津城主年表……………一一一

虹濱騷秘録卷上

はしかき……………一一四  
天災地異の事……………一一四  
松浦川溺死の事……………一一五  
百姓共虹の濱へ屯の事附郷足輕早打注進の事……………一一七

以書付申上候口上之覺……………一一八  
御代官虹の濱へ赴かる事……………一二〇  
乍恐以書付奉願候口上書の御事……………一二二

虹濱騷秘録卷中

鏡村郷足輕難に遇ふ事……………一二四  
兩郡御奉行虹之濱に出張之事……………一二六  
分石に再訴を張る事……………一二九  
諸士出張所に手配定の事附惣百姓虹の濱を引取る事……………一三〇  
上平野村騷動の事……………一三二

虹濱騷秘録卷下

諸願相濟萬民萬歳を諷ふ事……………一三八

松浦記集成

松浦記集成序……………一四七  
松浦記集成凡例……………一五一  
松浦記集成發端……………一五三

第一編 松浦黨並古城

一 松浦黨君臣人名居所……………一五四  
二 鬼子嶽城……………一五九  
三 獅子城……………一六三  
四 鬼ヶ城……………一六四  
五 名護屋城……………一六五  
六 唐津城……………一七五  
七 松浦の古城……………一七九  
第二編 神 社  
一 諏訪社……………一八一  
二 河上宮……………一八三  
三 大山宮……………一八四  
四 聖母大明神……………一八五  
五 浮岳權現……………一八八  
六 作禮嶽權現社……………一八九  
七 藏王權現社……………一八九  
八 若宮社下ノ宮……………一九〇

九 若宮社上ノ宮……………一九〇

十 住吉大明神社……………一九〇  
十一 熊野權現……………一九〇  
十二 英彦山權現……………一九〇  
十三、天神社……………一九〇  
十四、八幡社……………一九一  
十五、七郎大權現……………一九一  
十六、乙宮大明神……………一九一  
十七、志々岐山神社……………一九一  
十八、安満岳神社……………一九一  
十九、田島神社……………一九一  
二十、唐津大明神……………一九三  
二十一、鏡大明神……………一九四  
二十二、無怨寺大明神……………一九九  
二十三、八幡宮……………二一〇  
二十四、河上山大權現……………二一一  
二十五、熊野權現……………二二二  
二十六、稻生大明神……………二二二  
二十七、秘密天神……………二二三  
二十八、鎮西大明神……………二二三



二十九、大山積大明神社（一稱三島大明神）	二二三	
三十、楠樹神社	二二五	
三十一、道祖神	二二六	
三十二、鵜殿岩屋	二二六	
三十三、神島神社	二二七	
三十四、宗像神社	二二七	
三十五、鳴神社	二二八	
三十六、加茂社	二二八	
三十七、妙見社	二二八	
三十八、琴松明神社	二二八	
第三編 佛閣		
佛閣縁起問答		二一九
一 瑞鳳山近松寺	二二二	
二 清涼山淨泰寺	二二二	
三 一葉山少林寺	二二四	
四 瑠璃光山醫王寺	二二五	
五 法雲山龍源寺	二二五	
六 天鼓山來雲寺	二二五	
七 功岳寺	二二六	
八 相知山妙音寺	二二九	

九 洞源山惠日寺	二二九
十 法幢寺	二二九
十一 潮音寺	二三〇
十二 釜山海高德寺	二三〇
十三 名古屋六坊	二三〇
十四 安樂寺	二三〇
十五 東福寺	二三一
十六 教久寺	二三一
十七 誓願寺	二三一
十八 光明寺	二三二
十九 本成寺	二三二
二十 彌勒寺	二三二
二十一 談議所	二三二
二十二 卯山寺	二三二
二十三 金鉢寺	二三二
二十四 樹光寺	二三三
二十五 雄光寺	二三三
二十六 正宗寺	二三三
二十七 普門寺	二三三
二十八 瑞雲寺	二三三

二十九 瑞岩寺	二三三
三十 松琴菴地藏	二三三
三十一 瑞宮山慶龍寺	二三三
三十二 龍谷山瑞岸寺	二三四
三十三 殿原寺	二三四
三十四 壘石山天澤寺	二三五
三十五 玉島山千福寺	二三五
三十六 興聖寺	二三五
三十七 甘木山甘木寺	二三六
三十八 淨稱寺	二三六
三十九 養福寺	二三七
四十 醫王山東光寺	二三八
四十一 高城山法蓮寺	二三八
四十二 内田山淨聖寺	二三九
四十三 和多田觀世音	二四〇
四十四 日生山心月寺	二四〇
四十五 清水觀世音	二四〇
四十六 奥之坊	二四〇
四十七 圓通山常安寺	二四〇
四十八 寶龜山建福寺	二四〇

第四編 肥前風土記松浦郡（全部省略）  
第五編 名所舊跡

ア	蘆之浦。あなたの橋。有田陶器山	二四一
イ	イロハ石。池ノ峠。井倉の清水。今福。伊萬里。伊萬里城。入野の眺望	二四一
ウ	浮嶽。宇殿岩屋。浦河内	二四二
エ	鳥帽子岳	二四二
オ	ヲ	二四二
カ	相賀。大河内。相知の關。大家島。大谷。お茶の水。御塔頭。小杵山。鬼ヶ城。男島女島。折敷野	二四三
キ	鏡の渡。神集島。圍の岩。河内浦。川上里。鎌倉嶽。構屋敷。龜が岩。龜城。菅原。唐津。唐津燒ノ土。唐津城。土器崎。瓦部多	二四五
	殿木。鬼子岳城。龜甲橋。衣干山。切通井樋	二四五



ク ..... 二四五  
 草野庄。久楠浦。鯨岩。くりや川。黒牟田山  
 ケ ..... 二四六  
 乾鼓岳  
 コ ..... 二四六  
 腰掛石。郷城。五ヶ所漁場。こがれ石。古唐津燒場。心の關。五ヶ山。金剛山。五ヶ山城。駒石。高麗人屋敷。木場城  
 サ ..... 二四八  
 佐々木屋敷。指村。座主の堂。三嶼。小夜姫松。小夜姫屋舖  
 シ ..... 二四九  
 椎峯山。十二川。志佐。賤の里。篠原。柴石。城の平。小龍門瀧。上戸山。白糸瀧。雌雄瀧。順慶松  
 ス ..... 二五〇  
 垂綸石  
 セ ..... 二五〇  
 關清治。千束。潜門岩  
 タ ..... 二五二  
 太刀淵。太刀洗川。疊崎。立神。田平。玉ノ浦。玉ヶ橋。珠島川。玉葛窟。垂玉。爲朝の舊跡。爲

朝之碑  
 チ ..... 二五三  
 值賀島。值賀浦。陣の元。陣の山  
 ツ ..... 二五三  
 包石。鼓ヶ瀧。鶴田久禪坊屋敷。弦掛岩。津吉  
 テ ..... 二五三  
 天山  
 ト ..... 二五四  
 通石川。唐船城。唐土の原。唐人町。堂の谷。唐房浦。土佐殿松。飛太郎石。飛上り石。登望  
 ナ ..... 二五四  
 名草。七山。七瀬の淀。七の嶽  
 ニ ..... 二五五  
 新島森。西高野。虹ヶ濱  
 ノ ..... 二五五  
 喉の淵  
 ハ ..... 二五五  
 榎の谷燒。波多川  
 ヒ ..... 二五五  
 響灘。飛鷲島。振巾山  
 フ ..... 二五六

ホ ..... 二五六  
 福江城。二瀬の縁。舟橋。古城  
 マ ..... 二五七  
 穂猪女池。望夫石。鉾嶽。星賀  
 牧瀨。松浦岩。松浦湯。松浦川。松浦の里。松浦郡漁浦。松浦八京。松浦山。滿島山。馬渡池  
 ミ ..... 二五八  
 三井樂。見歸の瀧。御嶽。綠山。御厨。御都築の關。湊浦。見留加志。亂れ橋  
 ヤ ..... 二五九  
 屋形石。山代郷  
 ヨ ..... 二六〇  
 呼名  
 ロ ..... 二六〇  
 蘆山瀧  
 ワ ..... 二六〇  
 和多田の茶屋  
 松浦郡古跡不分明 ..... 二六〇  
 樫野牛牧。橋浦。合蠶田浦。關王祠。拂掃。那護野寶泉寺。鹽津留松林院。同觀音寺。阿彌陀寺。光明院。蘆ノ浦

第六編 古 事  
 一 唐津城 ..... 二六二  
 二 志州侯唐津拜領後掟目 ..... 二六三  
 三 唐津領縦横里數 ..... 二六三  
 四 お茶屋 ..... 二六三  
 五 諸御番役 ..... 二六三  
 六 寺澤家唐津改易後掟目 ..... 二六三  
 七 元和檢地 ..... 二六六  
 第七編 墓 墳  
 一 波多三河守源親 ..... 二六七  
 二 黒川左源太夫 ..... 二六七  
 三 心月御前 ..... 二六七  
 四 妙安尼 ..... 二六七  
 五 波多孫太郎 ..... 二六七  
 六 關清治 ..... 二六七  
 七 奈良崎備前守源永祐 ..... 二六八  
 八 大塔殿 ..... 二六八  
 九 寺澤志摩守廣高 ..... 二六八  
 十 寺澤兵庫頭忠高 ..... 二六八



十一	同内室	二六八
十二	お久塔	二六八
十三	北條氏房石塔	二六九
十四	大友之塔	二六九
十五	盛家墓	二六九
十六	鶴田太郎左衛門墓	二六九
十七	日高甲斐守墓	二六九
十八	日高大隅守墓	二六九
十九	中浦平太郎資知墓	二六九
二十	熊崎照墓	二六九
二十一	星賀和泉守墓	二七〇
二十二	鎮西八郎爲朝石塔	二七〇
二十三	大久保加賀守忠職侯石塔	二七〇
二十四	阿蘇大宮司惟直墓	二七〇
二十五	土井大炊頭利延侯墓	二七〇
二十六	水野和泉守忠光侯墓	二七〇
二十七	澁江盛岩墓	二七〇
二十八	秀島備後守貞廣墓	二七一
二十九	平野九郎天品墓	二七一
三十	毛利五郎九郎墓	二七一

三十一	大下大膳墓	二七一
三十二	木下四方之丞墓	二七一
三十三	松浦丹後少將源披公墓	二七一
三十四	鶴田越前守源前公墓	二七一
三十五	鶴田上總介源賢公墓	二七一
三十六	草野長門守永久墓	二七一
三十七	太宰少貳廣嗣之厝	二七一
三十八	黒川左源大夫遙之墓	二七一
三十九	有浦大和守墓	二七一
四十	小笠原佐渡守長和公墓	二七一
四十一	佐志將監墓	二七一
四十二	平家盛墓	二七二
四十三	松浦源大夫判官久墓	二七三
四十四	宗悟	二七三
四十五	井手筑後守墓	二七三
四十六	畑津平内清和墓	二七三
四十七	南源三郎繁墓	二七三
四十八	梶山駿河守墓	二七三
四十九	中里久内覺久墓	二七三
五十	堤彦兵衛知吉墓	二七三

五十一	鶴田尋倉墓	二七四
五十二	赤坂治郎大夫墓	二七四
五十三	富田才治墓	二七四
五十四	有田丹後守榮墓	二七四
五十五	波多疾五代之墓	二七四
五十六	波多疾奥方諡號	二七四
五十七	鹽尹垂澤碑	二七五
五十八	孝子之墓	二七五

小笠原系圖	二七五
加茂氏系圖	二七
馬渡氏系圖	二八
附錄	
第一卷 增訂	
第一卷、二卷 索引	
第一卷、二卷 正誤表	

松浦黨諸系圖

松浦家世傳抄 其一	二
松浦大系圖抄 其一	二
松浦黨系譜 其一	三
松浦家世傳抄 其二	四
松浦大系圖抄 其二	四
松浦黨系譜 其二	四
松浦黨系圖(松浦拾風土記)	一九
(松浦古今傳)	二〇
草野氏系圖	二二
水野家系圖	二四
	二五



# 唐津拾風土記抄

本書は佐賀鍋島侯爵家内庫所々藏のものにして、内容は松浦拾風土記と略同一なり。  
本卷には其内容の異りたるもの、又は全く別箇の記録等を撰擇抄録したり。

## 袈裟丸之城

平原組山田村に在り、松浦大明神三十三世の孫大宮司從四位下袈裟丸式部太輔藤原茂元延文三戌年 家當城主の家臣、  
内山駿河守末葉此邊に散在す、城は村の西の山なり、分内は狭といへども四方切岸高く要害宜し、絶頂に割石た  
り、墓所と云ひ傳ふ不審也、麓は館といふ、石垣あり屋敷跡と見ゆ、今は民家と成る、其側に萬福寺といふ禪  
院の跡あり。古墳多し、城跡寺と成りたるよし、是も名のみ残り。

## 市丸之城

平原村の内保坂本名なり、座主より野田村え越ゆる左を方城(カ)の元と云ふ。又城ひらとも云ふ、又目貫の城とも  
云ふ、市丸氏居城なりと云ふ、往來の道より四五丁東の方にあり。

## 有浦の館

有浦下村に在り、今は東光寺といふ禪院となる、波多氏の門葉日高甲斐守喜と云ふ人住す、永祿十一己辰年九  
月廿六日唐津大明神造營の棟札喜の名判有り、壹州爲押、郷ノ浦武清水ノ館(ニ)數年在番中卒去、同所廣應寺に墓あり



り。末孫波多氏と不和に依て、松浦氏に往て家臣となり、今平戸家中に末葉あり。

垣副城

名古屋村に有り、名古屋村、串村、石室村、波戸村、馬渡島、加部島、小川島、加唐島以上八ヶ村の領主、名古屋肥前守藤原經元より久經、在經、經親、經友、經清、□經、照經、廣經、越前守經延迄十代の居城なり、然る處天正十九年豊公朝鮮征伐陣城御築の節、當城差上、經延は殿前に引移り、其跡今殘る御城也、凱陣の頃諸營石垣等まで引け、今の唐津御城是也、名古屋城破却せられけれども廣大なる事ゆへ今なほ存せり、垣副の城は消失たり、今天守臺の所なるべし。

國花萬葉種

大日本西海道九ヶ國の内、肥前國肥州上管十一郡、南北腐土厚く、種百倍を生ず、桑根農厚く、魚鳥備、食中上國也、田數一萬三千四百六十二丁、基肆、養父、三根、小城、神崎、佐嘉、松浦、杵島、藤津、葛木、高來、知行高六十七萬四千四百三十七石、同國唐津城主江戸より海陸三百七十里餘、内大阪より唐津迄、舟路百七十八里と云云、土井周防守利益爲志州鳥羽城主七萬石、元祿四年肥前唐津へ所替爲當御城主。

佐嘉城主三十五萬七千石松平信濃守綱茂、小城城主七萬四千石鍋島紀伊守直頼、蓮池城主五萬二千石鍋島攝津守直之、久島城主二萬石鍋島備前守直條、島原城主七萬石松平主殿頭忠房、平戸城主六萬三千石松浦壹岐守、同新田一萬石御舍弟松浦織部昌、今福千五百石御舍弟松浦伊右衛門、大村城主二萬七千石大村因幡守純長、五島城主一萬二千石五島萬吉、同富江三千石五島。

長崎御預黒田・鍋島兩氏隔年、同政所御奉行御一人宛勤番、長崎岩原御目附、天草御代官一人宛詰切、以上御

大名十頭、御旗本五頭天草御代官迄

唐津御城下より道法

- 一 黒川村 陸七里、海十九里半、杉ノ浦 陸三里、海十七里、星賀浦 陸五里半、海十四里、納所村 陸五里、海十四里、串崎 陸四里、海五里、小友村 陸三里、海三里、相加崎 陸二里、海二里、已上七ヶ所遠見番所あり。
- 唐津領東西四里、南北六里、惣廻四十六里、内二十里二十丁陸、廿六里海上、東は御料境目、南は佐嘉領境目、西は平戸領境目、北は海筑前領沖境、但平戸領境伊萬里入海在り、此處二十丁、都合四十六里廿丁。

他領道并郷中町屋敷馬繼

- 一 唐津より濱崎へ一里二十三丁、此内水島船渡廣五丁、濱崎町唐津より寅卯の方、此處往還の馬繼町家なり。
- 一 筑前福岡へ出道四筋在り、多久越、笹原越、畑江越、井原越。
- 一 佐嘉通嚴木道大海道、唐津より馬場村へ三里、此所馬繼唐津より、馬場村より嚴木村へ二里十丁、此處馬繼已の方、唐津より五里十一丁、嚴木より境目迄二十六丁、是より佐嘉多久に至る、境目より燒物細工所迄三里、佐嘉城下迄十一里、大川野より境目迄二十八丁是より
- 一 佐嘉領塚崎通大川野通街道、唐津より德須惠へ三里巳午の方、此處馬繼町屋敷有り、大川野迄二里
- 一 佐嘉領伊萬里通府招村大道、唐津より境目迄五里二十三丁是より佐嘉領伊萬里に出る、唐津より未申の方、境目より燒物細工所迄三里、佐嘉城下迄十一里、
- 一 佐嘉領大道大串越七山道、唐津より境目迄四里二十三丁是より佐嘉領大串へ出る、唐津より卯辰の方、御境目より佐嘉領城下迄七里、
- 一 横大道、濱崎より鏡村に一里此處町あり、鏡村より千々嘉村迄、是より大川野通の道筋に出る。筑前より大村領



長崎に通行するには、筑前領よりの道に出て、佐嘉領に掛る大道筋合五通、其外小道七筋、むつろ越、古川越外路一に小、杉山越、裏河内越、鳥巢越外道一に小、市川越外路一に小、笠椎越、船山越、中の川越、まさるね越、岩立越

一 西目海邊に出る呼子通街道、唐津より呼子迄三里十九丁、戌亥方此處往來の船着湊、廣堅八丁横二丁、船掛よし上下行抜の湊なり、町家有り繁昌の地なり。

一 北の方海邊に出る湊村通街道、唐津より湊村迄十九丁 唐津より亥方、此處より北の方沖に神集島船繫場あり、廣五十間四方舟繫自由なり

一 西目海邊に出る杉浦通街道、唐津より杉浦迄三里 未申の方、此所平戸路船着場あり、廣堅二百間横七十間、船繫よし、此處より平戸城下迄十里

右四通は西目北の方浦邊に出る、此外四通あり、黒川道、切木通、有浦通、外津通。

所々船繫場

一 神集島 唐津より海上、二里廿五丁、呼子浦 同陸三里半、海上五里、名古屋浦 同陸三里廿二丁、海上五里半、外津浦 同陸三里廿五、海上八里、苅屋浦 同三里半海、海上十里半

一 星賀浦 同陸五里半海、海上十四里半、但湊二ヶ處あり。

一 伊萬里よりの船繫場九ヶ所、高串 唐津より陸四里半、海上十五里半、大浦 同三里、海上十六里半、杉の浦 同三里、海上十七里、湯の浦 同三里餘、海上十七里

一 辻浦 同三里餘、海上十九里、煤屋浦 同六里半、海上十九里、畑津浦 同三里半、海上十七里半、針木浦 同五里、海上十五里、福田浦 同六里半、海上十五里

一 唐津川、湊廣十五丁、船繫場廣さ堅五十間、横三十間、深さ潮時三尋潮干六七尺。

一 唐津城下より大入浦へ海陸何れも四里半、加布里浦へ陸六里海上六里半、

一、唐津城下より島々へ數里、鳥島二十、高島一里、大島三十丁、神集島二里、加唐島七里、小川島七里、松島六里、加部島四里、馬渡島十里、向島十里。

唐津より他國へ道法

佐賀城下、陸十三里、島原城下、陸三十四里、大村城、海上百一里、海上七十九里

下、陸二十里、平戸城下、陸十三里此處七里渡、筑前姫島、海上三十九里、海上十八里

呼子湊ヨリ、五島、海上五十一里、長崎、通二十六里此内七里船渡、海上七里、海上二十一里、久留米、陸二十里

シ、海上五十一里、筑前福岡、陸十一里、秋月、陸二里、宇土、陸三十里、海上百五里、柳川、陸十六里、熊本、陸八里

八代、陸四十五里、天草富岡、陸三十八里、船渡二所、豊、海上百十里、海上七十二里

後竹田、陸四十里、豊後府内、陸四十九里、豊後杵築、陸五十八里、海上六里、海上九十里

六十、豊後森、陸三十里、日向縣、陸六十五里、日向飲肥、陸六十里、日向佐土原、陸七十里

九里、日向佐土原、陸七十里、壹岐勝本、陸十三里、對馬城下、海上七里、大阪、陸百六十里

十里、日向佐土原、陸七十里、長門長府、陸三十五里、長門萩、陸六十一里、海上七十六里

十六里、海上黒崎迄百二十里、備前岡山、陸百七十里、播磨、陸六十里、同處より陸九里

州赤穂、陸百二十九里、播州姫路、陸百三十六里、飾磨津迄百一里、播州尼崎、陸百五十七里

豫吉田、海上百二十里、同松島、海上百五里、同大洲、海上九十六里、同今津、海上百一里、丹後田邊、陸百四十二里

若狭小濱、海上二百一里、越前福井、海上三百八里、加賀金澤、海上三百廿四里、此内宮越、陸百三十三里

越後長岡、海上四百十九里、此内深湯、越後村上、海上四百五里、内瀬波と云ふ處よ、讚州丸龜、海上百二里、同高松、海上百三十三里

波德島、海上百七十五里、紀伊和歌山、海上百七十六里、石見濱田、海上百七十七里、土佐高智、海上百七十七里、出雲松江、陸百九里

幡鳥取、陸百九里、但馬出石、陸百三十三里、丹後宮津、陸百三十五里、出羽鶴岡、海上四百八十七里、此内坂田と、出羽



秋田 海上五里、江戸 陸三百七里 此内大阪迄海、海上百七十八里 海三百三十里、豊後臼杵 陸六十二里、海上九十八里、備後福山 陸百七里、海上百十九里

館の名物

和漢三才圖會曰、館の最上日本に三ヶ所、豊前小倉、肥前唐津、出羽庄内也、俗にじやうせん云ふ。地黄煎也色に依て名つく。案するに朝鮮の館至て黄色也、豊太閤名古屋御在陣之節朝鮮人來りて館を製す。此傳當所に残りたりと見えたり。

渡口觀世音の由來

(聖) 松浦山正觀音は 聖武天皇御宇行基作にて、往昔は城山の麓舊町と云ふ處に安置、満島山海仙寺と號、古唐土渡海の船此津より出帆、此靈佛え船中の守護を祈りたり、慶長年中寺澤志州當城被築節、今の渡口に轉地、依之除地也、堂建立祈願所に被命、家中一統寄附有り、寺澤廣高公松浦山俊成坊と改號、大久保加州船にて參勤有之ゆへ、船中爲祈米百五十石寄附、當代濱の方水際迄當坊境内也、然處濱町通出來候ゆへ、今の練堀より外の分被召上、其時寺社奉行進士左衛門計ひにて、爲地代、外構練堀城主代々修覆の場所也、松平和州代、大役寺社奉行大塚傳右衛門に命じて再建、此因縁にて建立修覆等の節は、城主並家中、領中一統勸化を被許、例年正月廿日召船の祈禱札守等、船方役所へ差上來り唯今迄無相違、中古支那より道本來朝して松浦山の額を書付今正面に掛る

松浦岩

松浦川の中であり、向遙に筑紫富士の麓、怡土の山續き、前に七面の鏡山、新田の並木、左に虹の松原、間に廣き松浦江の流在りて、絶景なり、此岩に辨天と佐用姫を祭る。(中略) 岩に佐用姫登り給ふと云ふ石有り、姫の植たまふ薄あるよし、佐用姫は辨天の化現故に一姫の登れる石を龍石と云傳ふ。松浦山俊成坊支配也、雨乞に此神株々々あわせしと云ふ

石を洗へば大雨降ると云ふ。畑庄秘密の雨乞所也、猥に扱へば祟在り、星霜遙に隔り祠も朽果たりしを、延寶元甲寅年十月七日大久保出羽守忠職公唐津の領主たりし時、今の御茶屋普請の節祠を造立あり、新に辨天の像を安置あり。其掛役人は用人石原善右衛門、普請方黒川佐助、同副役早川六兵衛、渡口松浦山俊成坊、現任學翁院長順代、其後の城主よりも寄進あり、岩の高さ水面より八間餘也。

自然山無量寺 (和多田村)

自然山無量寺は瀬戸左衛門督前名式部大輔 菅原秀春慈母無量尼の菩提、貞治二戊辰年建立、秀春仁厚の人にて民を撫育する事我が子の如く、此故に民も心を合せ建立成就したり。本尊は廻國の僧阿彌精至の二佛を負來りしを止て、秀春傳來の觀音とを、三本尊とし、此僧を住職として、此山號山寺を名附く、今和多田村庄屋の處なり、瀬戸家代々の菩提所なりしに、其後波多一家一旗、旗下残らず没落して、城郭はいふに及ばず、神社佛閣も残り少く成てけるに、享保十七年天下飢饉餓死者數を知らず、此海士町の山手に集葬て草庵を建て、新建立を憚て無量の寺號を捨て、所隔たれども今無量軒と號し、黄蘗の僧を請して菴主として、五十年來年々盆會の供養ありぬるに、寛政初年一峯崩れ落て忽ち無量精舎潰損す。

神田聖廟

神田五郎宗次の廟は神田村西浦安清寺境内山に在り、今寺號のみ残りて其寺絶えたり、宗次を唐津大明神の相殿に勧請したり。往昔は藁葺の小堂に鳥居を建、年々祭をなしけるにいつとなく退轉、今深樹茂りて參詣もなく又此山に入り薪を取れば祟あり、故に山に入る者もなし。年々七月十五日宮司歡松院香花、燈明を備て讀經す。承保元甲丑九月廿九日三百年忌の時、神靈を仰て前中納言匡房の歌あり、「千早振神田の里の稻なれば、月日と



共に久しかるべき。」

馬川合戦

應仁年中より天下大亂、西海猶爭亂止む時なく、肥前松浦郡鏡宮の神領廣大なるをうらやみ、近隣の領主之を侵す者多し、其内に天正十一年正月元日、山内畑瀬城主神代伯耆守、中原宗久西征將軍道臣、命の後也、嫡子式部少輔、舍弟鹿野助、山崎内膳、畑瀬三郎兵衛、眞名子次郎大夫、川上轉、檜山内藏允、己内敬之允、小串美作、清水右馬助、山口八郎等と議して草野を打つ。

神代伯耆守手分 天正十一年丁未正月元日畑瀬にて出陣の議極り、同十一日手配有り、龍造寺隆信の舍弟村田若狭守居城小城の押として、神代鹿野助七十餘人清水峠の砦に籠る、川上轉、色部主殿助、市ノ瀬數馬百餘人川上の砦に籠る、怡土郡二重嶽の城主淀川山城守か押として、眞名子の砦に畑瀬三郎五十餘人籠る、田白武藏守が押には栗波權守六十人にて脊振の砦に籠る、小串城には小串美作守八十五人にて籠り、草野方青木備前守が馬川の砦を押へける。檜山の出丸には山崎内膳七十餘人にて、草野が家來上村左門、岩村右衛門尉を押たり。本城には嫡子式部少輔宗清百餘人にて守り、湯原城には神代鹿野助宗明が家來百餘人にて籠る、能川の砦には藤野瀬左内五十餘人にて籠りたり。其手配は軍師原田一方齊が謀らひなり。大將伯耆守金幣の差物にて、原田一方齊、神代治部、同采女、杉山河内、眞名子恰、同勇、川上彌八郎、熊谷老之助、谷休道、村上千八郎、伊東長左衛門、清水太郎左衛門、山口治郎太夫、鹽田八十八、儀三郎、田久男依、中原左十郎、木曾七郎左衛門、恩賀丹後助、竹尾五郎、牛津權十郎、須藤浪江、後藤造酒、近藤八左衛門、同三太夫、工藤數馬、安藤新助、江藤市之允、遠藤彌作左衛門、武藤源三郎、佐藤伊勢丸、加藤藤十郎、同千代松、齋藤左源太を始め、旗本の面々は赤母衣也、

十二藤の族は下藤の付たる赤地の四半の差物也、其外諸物頭等都合六百餘人小串へ押出す。

青木民部鬼ヶ城に注進

草野方馬川砦は青木備前守組下中山善治遠見番成りしが、神代寄せ來る由を見受青木へ注進するゆへ、青木大に驚き鬼城へ注進す、草野鎮永五反田の館にて是を聞き、計策を家臣に問ひしに、留守越後が曰、當家之惣勢二千五百人、其内千八百人を本城、附城、所々の砦に籠置、殘七百人を以て堺野に出張一戦に勝利を決せんと云しに、淵上城主佐々木近江が曰、二千五百人之内半は長袖なれば多勢とて頼なし、然は武家は不殘出張し、社家は所々の城々を守るべきよろしからんと云、軍師松尾隼人助曰、佐々木の申處至極なりと、仍て手配す。本城の留守居は梅崎周防、堀川彌太郎丸、久我源太右衛門を頭として百餘人、磯岡淵上城には小瀬向、奈良崎左門、山田外記を頭として百人、目貫城には横山十郎左衛門、坂本右京百人、松尾城には今坂儀之助、瀬戸六之進、梶山渡、吉村主水、保坂右衛門七十五人、小瀬城には青木帶刀、中原紘、草野主計、今川三郎、隈本美濃守を頭として僧、禰宜百餘人、市丸の砦には古田勘助、田中善次兵衛、中村内記等六十人、神原の出丸には世戸三十郎、梶原兵左衛門、埜田藤一郎、岩野十三郎を始として五十餘人、千原の城には下川小十郎、南砦には土田彌太郎丸百人、岡口館には多治見伊與守を頭として僧禰宜貳百人、五反田の館には檜崎因幡守を頭として僧禰宜二百人、鍵山の砦には采女が弟助九郎十三歳なるを頭として老臣多田十郎、川田藤吉を相添へ四十人籠る、青木の館には草場伊織、中原數馬、井山彈正五十二人、鬼木の砦には鬼木才八郎三男辰之助七才成るを留置き三十五人、荒川の砦には北川三左衛門、古川勇、戸田又八を始として八十人、白木山の城には瀧口右膳、鬼木源内、久保宮渡之助を始百八十人、古川三郎兵衛、坂本作之助、檜崎四郎、横江富左衛門百餘人にて、立花峠に籠る淀川山城守を押へられ、都合千六百九十八人相守る、鶴田、波多、淀川等押掛候ハ、早速馬川へ可



注進旨、前陣、後陣手配申渡ける、先陣は佐々木近江、同三郎左衛門、同四郎左衛門百人、二番は留守越後八十五人、三番下川但馬七十五人、四番市丸上總介息權之允六十六人、五番大將草野鎮永の旗本、後陣は鍵山采女百人、大屋安房百人、旗元には淺井丹下、千原兵庫助、加茂治郎左衛門、山田求馬助、横内平之丞、中村左門、埜田庄五郎、谷口吉太郎、呑田勝太郎、丸駒重内、岡口清左衛門、横井美德齋、大谷猪之助、天川東一郎、瀧川左内、青木亘、榊原兵助、荒川波之助、田中熊五郎、小山田太郎助、桑池進、牛峯八郎、岸川左治馬、月ヶ瀬兔毛、中野庄左衛門、嶽右衛門尉、吉井左門、金森平九郎、富田一、中原數馬、溝口與四郎、同力丸、保坂千代松、坂本徳三郎、内山内記、檜崎九郎、徳竹積、吉崎勘助、福井左兵衛を始として、惣勢八百餘人、玉島川へ着陣、夫より小串野、堺野へ押へ出す。青木備前守は鎮永の次男也  
留守越後守は鎮永の三男也

草野、神代塚野合戦 附草野敗走 天正十一丁未正月十一日辰上刻、神代之惣勢六百餘人、備を九つに分け

をなし草野と相戦ふ。其内に齊藤別當實盛が廿七代の孫川上の城主齊藤荒之助實未<sup>年十</sup>、佐藤三郎兵衛繼信の末葉佐藤百之丞繼宗、菊池肥後守武重が後胤川上大九郎武行、當國百餘代の住畑瀬湯原城主神代伯耆守四男、同老之助宗之<sup>十六</sup>、草野が軍に駈入り相戦ふ、故に神代方より山口八郎、曾我七郎右衛門、本庄源内、小鹿倉能藏、大野東一郎、中原平内、木場團八郎、市ノ瀬千十郎、山崎求馬、鎌田兵助、藤野瀬右京、細井因幡、山内の十二黨、菊池衆、原田衆を始め打入たり、草野の八百と神代か六百と大戦したりしに、草野備前守永久<sup>廿五</sup>、山内の勇士内藤伊織正勝と戦ひしに、流矢が来て内藤に中る、故に備前守内藤が首を得たり、佐々木四郎左衛門も是を見て鎗を以て突伏首を取る、又杉山武藏、草野方内山太郎左衛門と戦ひ内山が首を取る、此時眞名子河内野助、草野が陣中へ百目筒六挺打込ければ、草野方大に亂れ四方に散亂す、佐々木近江踏み留りて戦ひけれども、續く勢

なければ引返しけり、草野惣敗軍となり馬川に引入けるを、山内勢追打す、草野が家來鍵山采女正友引返し防ける故漸く引退けり。

馬川合戦附草野敗軍 草野勢小串野の戦に利を失ひ馬川青木が砦に引入けり、青木備前守城中を見廻り手配

して敗兵を集め、松尾隼人助と謀策を仕たる時、山内勢鯨波を揚て六百人攻寄せければ、佐々木、市丸、下川、鍵山、加茂、鬼木、岩村等の諸將防戦ひけるに、青木備前守戦死しければ、草野方散亂す、仍て何れも藤川へ引返す、大將鎮永も詮方なく引返したり、山内勢勝に乗り追懸り、馬川より藤川の間討るゝ者廿四人也。

藤川合戦 附草野勢伏兵を以て神代勢を討 草野勢は藤川村迄引退きけるに、山内勢間も無く押寄、藤川地

藏堂の前にて踏留り相戦ふ面々には、留守越後、下川但馬、大谷權三郎、木浦李之助、檜崎右京、加茂左内、井山太郎兵衛、岡口源之助、吉田民彌、丸駒重内、山田善治郎、猪原藤太夫、谷添瀬左衛門、白石豊後、野邊田伊織、秀島子之助、青木直、鬼木材八郎、保坂鑑之助、岩野時太郎、樋口彌太郎丸、中村千十郎、常田春之助、大屋圓吾、月ヶ瀬兔毛、久保源五郎、坂本左内、岡崎市郎、脇山藤八郎、片岸平太、榊原六郎右衛門、古川十郎兵衛、横山三太夫を始め五十三人、大返しに取てかへし戦ひけるに、山内の十二黨、菊池浪人、原田浪人、川上、名島、鹽田、大野、市の瀬、廣澤、杉山、栗波の勢を始め、我先にと打て掛る、岩田一方濟、神代伯耆守を諫て必ず伏兵あらん、是迄に引退れよと云へども不聞入間に、草野の伏兵三方より起りて突入たり、伯耆守及敗軍口引にあしらひけるを見て、山内に付入らんことす、于時座主光源院・宮師坊・御燈坊・其子式部丸・出雲坊・其子池田丸・圓有院・西園坊・多治見美濃守の弟乙羽之助・戸保佐尾張・草場道玄・川上坊を始として、法師武者勝に乗りて切て登る、山内方甚だ難儀なるを、眞名子若狭助・六路齋宮・熊川能登・山崎十内・藤瀬作之允・杉山



河内・山上重左衛門・下条平兵衛・近藤内膳・廣澤八左衛門・山口善太郎・畑瀬伊豆守・栗波權治・加藤市之允・木葉團之允・大野徳太郎・小串善之允・市ノ川太郎・高甚院・井王院・法念坊・木戸千之丞・山本勘十郎・田中・原田・菊池の浪人等取て返し、命を捨て血戦す、此間に小串の城迄引入けり、草野方も是迄に引返し、馬川城に止り三百人にて堅めたり、依之相引と成にけり。

神代伯耆守於本城首實檢并味方討死人數改

旗本ニて廿三級	眞名子主殿介	四級	遠藤森之助	近藤忠左衛門	遠藤勇	
栗波治部	三級	山崎三郎	五級	六呂半之允	栗波儀之助	山崎源八
藤瀬荒治郎	五級	廣澤源五郎	四級	土田重内	内藤鎮馬	井上六左衛門
大野徳太郎	六級	三反田左門	三級	川上楨五郎	眞名子助九郎	廣澤源之助
嶺山丹後	七級	軍師一方濟	廿三級	大野十郎右衛門	花村平之允	武藤庄右衛門
菊池衆	十二級	諸浪人組	七級	八ッ城東馬	上山長左衛門	鎌田兵助
内藤伊織	十三級	嶺山河内	五級	二階堂兵庫	芥	九助
齊藤下野	七級	六呂半吾	五級	等都五十六人		
山口源八郎	三級	神代伯耆守	十五級	草野方打死並首實檢		
神代式部	八級	畑瀬三郎	五級	千原兵部	山田左衛門	横田平之丞
都合百七十八級也				牧山老之助	加茂左内	脇山源太夫
				坂口八内	中村仁右衛門	今坂儀右衛門

味方討死人數

岩野藤兵衛 戸保左十平 溝江七助

廣川平八	宇土兵助	田口民右衛門
内山東内	青木亘	保坂鐵之助
麻生主水	井上善八郎	野田九内
岡口五左衛門	横山市郎左衛門	瀬戸左内
多治見六之丞	岑川重助	小山田太吉郎
田中庄八	奈良崎何之助	白木右衛門
御燈坊	西徳坊	木村東馬
坂本美代松	徳竹積	青木備前守長久
横田源内	荒川千代丸	山崎善次兵衛
中村民之助	小姓吉村民彌丸	矢作十兵衛
圓丸院	竹中半之允	葎原薨
麓野源吾	梁田建太	澤田彦吉

是等を始として百七十八人討死す。

社家名寄

田島大明神御朱印百石	組内分	平野内藏允
同下社家	百石の内無目見	五平野廣太
		菫蒲外記

唐津拾風土記 社家名寄

草野方諸將首帳之記并太刀拜領

旗本ニて十三級	軍師	松尾隼人	十二級
佐々木近江	十三級	留守越後	十級
鍵山采女正	七級	下川但馬	六級
市丸上總	八級	遊軍ニて	十五級
鬼木喜八郎	一級	上野左京	五級

都合七十九級也 併敗軍の諸將身命を捨て戦ひける故に相引と成る、依之手柄之面々には太刀壹振つゝをば引當る、時に松尾隼人助留主越後申けるは、又々山内勢近日中必ず杉山より、池原岩村右衛門尉・上野左衛門が砦に攻懸り、五軒屋峠より小瀬の城を攻めんか杉山を防がば馬川へ不意を討んと致すべし、大將岡が館に歸陣、諸將銘々の屋敷に歸る。

唐津大明神

戸川民部
物川式部
内山左近







禪曹洞宗四十七ヶ寺

○能登惣持寺末寺惣縁所御合  
力米六石 芙蓉山醫王寺  
山本村 心月寺  
伊岐佐村 寶藏寺  
牟田部村 嶺松寺  
畑津村 金胎寺  
岸山村 常安寺

○豐後杵築泉福寺末寺  
御合力米古來より三十俵  
同又新五十俵合八十俵  
西寺町 龍源寺  
濱崎村 瑞雲寺  
普恩寺村 普恩寺  
東寺町 東雲寺  
有浦村 常樂寺  
同村 東光寺  
平原村 延命寺

此末寺 呼子村  
三十間餘に二十間  
之餘除  
清涼山 莊嚴院淨泰寺  
名古屋村 專稱寺  
長崎 淨安寺  
浦村 實相寺

○京都知恩院末寺古來より二十六間  
六尺に十五間三尺之餘地西寺町  
湛然山泥沍院 淨土寺

○京都知恩院末寺古來より三  
十間に廿四間除地  
無量山稱名院 經安寺

○京都知恩院末寺古來より廿  
三間に十九間除地  
紫雲山引接院 來迎寺

此末寺 宇木村  
御合力現米六石  
來雲寺  
福井村 大法寺  
水島 寶昌寺  
名古屋村 龍泉寺  
東寺町 (名古屋村か) 廣澤寺  
有浦村 觀音寺  
東寺町 栽松寺  
平原村 龍福寺

此末寺 鏡村  
廣瀨村 福聚寺  
嚴木村 長嚴寺  
畑津村 寶泉寺  
平野村 養命寺

加部島村 龍雲寺  
神田村 願成寺  
納所村 慈恩寺  
○小田原桃源寺末寺  
御合力米現米一石三斗  
惠日寺  
原村 南江庵  
山田村 常福寺  
鹿家村 永見寺  
原村 景雲院  
○武雄圓應寺末寺 馬場村  
瑞松山 妙音寺  
○武雄圓應寺末寺  
南山村 功岳寺  
星領村 金剛寺  
龍川村 直傳寺  
筑前怡土郡本村 寶林寺

○平戸瑞光寺末寺 殿浦  
海光院  
平戸瑞光寺末寺 海土町  
無量軒

此末寺 加部島村 大洋寺  
座河内村 普恩寺末寺 興福寺  
呼子浦 龍泉寺末寺 龍昌院  
此末寺 桃崎村 潮音院  
半田村 常樂寺  
原村 善祥寺  
黒須田村 洞泉寺

此末寺 大河野村 本覺寺  
此末寺 仁部村 青眼寺  
池原村 醫王院  
天川村 天聖寺

淨土宗鎮西派二十三ヶ寺

○京都知恩院末寺  
御朱印五十五石觸頭 古來より  
六十間三十五間之餘地  
清涼山 莊嚴院淨泰寺  
名古屋村 專稱寺  
長崎 淨安寺  
浦村 實相寺

○京都知恩院末寺古來より三  
十間に廿四間除地  
無量山稱名院 經安寺

○京都知恩院末寺古來より廿  
三間に十九間除地  
紫雲山引接院 來迎寺

此末寺 呼子村  
三十間餘に二十間  
之餘除  
西念寺  
横枕村廿間に  
十五間除地  
淨徳寺  
筑前怡土郡  
神有村 長榮寺  
隱居地 西寺町  
稱譽

○京都知恩院末寺古來より廿四間  
に十四間除地  
慈眼山 淨稱寺  
○京都知恩院末寺古來より三十間  
に十四間除地 満島  
淨土山奥松院 安養寺  
○京都知恩院末寺古來より四十間  
に十五間除地  
廓然山無生院 西福寺  
○京都知恩院末寺筑前怡土郡深江村  
古來より廿八間に十五間之餘地  
普願山大音院 正覺寺  
鏡村 正願寺  
瀧川村 龍泉寺

○安房國小湊誕生寺末寺  
高城山 法蓮寺  
○長崎本蓮寺末寺  
名古屋山 大乘寺  
○京都本善寺末寺勝芳加州  
公御墓守高二十石  
和多田村 壽因坊

此末寺 高城山 法蓮寺  
此末寺 名古屋村 高原寺  
此末寺 入野村 光明寺  
此末寺 南山村 正念寺  
此末寺 天川村 本立寺



眞宗西本願寺方十二ヶ寺

○觸口國金袈裟

法水山	正圓寺	此末寺	呼子村
和多田村	福聚山	海門山	願海寺
山本村	蓮光寺	稗田村	貴寶山
圓融山	万徳山	伊岐佐村	眞行寺
佐里村	護國山	大會山	淨法寺
吉野窪	鎮道寺	平山村	大悲山
豐圓山	覺圓寺	大村	常滿寺
廣瀬村	靈光山	吉井村	覺王寺
妙秀寺			長樂寺

山伏兩派名寄

留水村	良泉寺	馬川村	西通寺
赤坂村	長嚴寺	雙水村	淨順寺
直末與力	光專寺	鹽屋町	福成寺
平原村	道祖	橫田村	延樂寺
鏡村			
延樂寺末寺			
○本末十五寺與力入テ			
護念山	安樂寺	此末寺	米屋町
黒川村	立雲寺	米屋町	行因寺
假屋村	格瑞寺	田野須村	徳隣寺
平野村	傳明寺	町切村	明覺寺
筑前怡土郡	萬福寺	今村	唯蓮寺
片山村	本勝寺	直末與力	新安淨寺
米屋町	直傳寺	新野村	法徳寺
中島村		筑前怡土郡	深江村
都合寺院百二十八ヶ寺			徳永寺

御目見山伏彦山派

大石山大權現	法頭	熊野原大權現	龍清坊
大石山	一條坊	熊野原山	濱田院
江川町	妙善坊	江川町	濱成坊
中町	高田山	渡口松浦山	俊成坊
新町	庄崎山	名古屋村	小松坊
呼子三所大權現	觀龍院	新木場村	覺密坊
呼子町	妙泉坊	呼子村	龍泉坊
黒崎大權現	浦村	呼子村	龍泉坊
浦村	黒崎坊	呼子村	龍泉坊
大野村	大野坊	普恩寺村	俊覺坊
横田村	寶藏坊	濱崎村	金剛院
濱崎村	西光坊	入野村	阿光坊
谷口村	覺林坊	明覺山	大泉坊
神田村	觀音坊	藤崎權現	藤崎坊
二子兼持			

登山派御目見山伏

平野町	本浦山	千量院	東裏町	清流山	聽松院
鹽屋町	金剛院	吉井村	般若院		

御目見無之彦山派山伏

平山村	不動院	鹽屋町	千手院
加子町	眞光院		
神田村	法金坊	名古屋村	教如院
田野村	養覺坊	普恩寺村	泉行
外津浦	了覺坊	今村	了泉
江川町	養泉院	濱崎村	眞學
吉井村	寶行院	吉井村	清實坊
七山村	長好院	岡口村	胎藏院
岡口村	願雲坊	水島本	學長
水島	瀧本坊	中原村	眞學
柏崎村	良信坊	南山村	圓覺
南山村	圓藏坊	谷口村	大福院
平原村	良尊坊	平原村	仙覺
岡口村	良學院	馬川村	壽了院
岡口村	本勝院	藤川村	長順
山田村	行光坊	山田村	覺泉坊



星領村	正光院	平原村	寶積院	宇木村	宗音坊	普恩寺村	正俊
平原村	連生	山田村	養尊	名古屋村	玄長	有浦村	如珍坊
野田村	良學	久保村	玉圓	田代村	覺善坊	田代村	常行院
大野村	本勝院	谷口村	伯耆坊	曲川村	光明院	新木場村	法授院
山田村	俊盛	橫田村	大膳坊	藤川村	眞學	藤川村	似仙
半田村	眞竟坊	半田村	林勝院	嚴木村	養仙		
馬場村	養存	大野村	石秀				
嚴木村	寶正坊	千々賀村	甘木坊	鹽屋町	遍照院	裏町	長學坊
千々賀村	養石	小黒川村	快順	川西村	壽命院	仁和山陰勝寺後也	正學院
田中村	圓明院	竹有村	中島坊	木浦村	大泉	鹽屋町	寶來院
瓜坂村	玉泉	田代村	良盛	梶山村	壽福院	川原村	安重院
呼子村	胎藏院	呼子村	觀喜院	上平野村	當寶院	白木村	金壽院
名古屋村	正悅	名古屋村	寶泉坊	白木村	長尊	鏡村	歡喜坊
名古屋村	大福院	名古屋浦	秀學	鏡村	歡良	大杉村	良順坊
名古屋村	定日坊	名古屋村	大泉	平原村	自元坊	平原村	俊教
石室權現石室村	妙本坊	今村	永春	瀧川村	良順坊	瀧川村	觀積
今村	泉學	新町	覺源	福井村	正覺坊	水島	圓立

登山派御目見無之山伏

馬場村 泉學 同村正學 原村林學 橫田村 圓明院  
 同村教學 佐里村新學 都合兩派山伏百二十八坊

土御門家派下隱陽師

湊村堤 淡路 湊村堤 伊豫 相賀村 石崎 隼人 相賀村 森上 主計  
 打上村 後藤 大隅 橫竹村 小峯 市進 水島 梅本 山城 入野村 宮崎 伊織  
 丸田村 小峰 外記 名古屋村 內田 大和 已上三十二軒  
 名古屋村 山口 此面 名古屋村 久賀 但馬

近松・少林兩寺略記

上松浦瑞鳳山近松寺、護法山少林寺者、往古上松浦禪宗、興聖寺等七ヶ寺之内也、然共不詳其權輿、丹波高源寺開山、遠溪和尚、九世頤賢碩鼎和尚、初蒙 台命、住筑前州、扶桑最初禪窟、安國山聖福寺、天文八己亥歲、頤賢和尚以大内氏之命、入大明國、大明世宗嘉靖十八年也、副京天龍寺策彦和尚、至北京謁皇帝、帝賜青色朝衣、金欄伽梨、又登經山寺有問答、日域亦有狗子無佛性話也否、賢和尚曰、非有非無、問取清風朗月去云々、天文十年歸朝、又經聖福寺、名聲揚四方、松浦岸嶽城主、波多參河守慕其德、於封內擇水島山之西南地、再建近松少林二寺、請賢和尚爲開山、寄附山林若干、天正二年正月三日爲兵火炎上、賢和尚弟子耳峯和尚、住聖福寺、其後寺澤廣高鎮唐津、參禪紫野大德寺春屋國師、歸依禪法、且爲外國通譯、請耳峯和尚、和尚曰近松、少林二寺者吾師再興之地也、幸今在公之奉邑、先罹兵災久荒廢、若有興復之心可應命、廣高諾、耳峯移唐津實文祿三年甲午八月也、再建近松寺爲中興開山、廣高天桂和尚繼住、慶長七年及築唐津城、易



地於城外之西今之寺地也、正保三年爲幻住庵隱居加助高二十石、少林寺初在近松寺隣、易地封疆減舊故、元和八年於城南地再興少林寺、以天桂爲中興附田三十石、廣高嫡子兵庫頭堅高正保四丁亥年十一月十八日卒、無嗣故國除、近松寺五世遠室和尚嘆寺之衰敗、趣東都訴曰、賜寺祿之御朱印、大樹公賜近松寺伊岐佐村內百石、少林寺平山下村內三十石、爲永祿、兩寺中、竹林諸役免除慶安二年八月十七日也

是紀慶安三年正月徑山佛鑑禪師遠胤虎伯叟大室書之略也

近松寺什物 紺紙金泥法華經一部賢和尚傳來、蓮花金、ぶんりん茶入、同茶碗、已上品從太閤志州へ拜領之品、長刀號夜念佛、志州所持、箭數十本、冠、烏帽子、直垂トビ色也、大紋ゑび、笏、末廣、簀、長柄銚子、提石帶、壺湯桶、足利大納言義昭公より耳峯和尚へ賜る書あり爰元相越候處種々被差馳走段、難申盡、尙昭元可申入候恐惶謹言

少林寺什物 堆朱大香箱賢和尚明帝公、御所丸、太閤志州公へ拜領、唐物椀五三桐、紋付、唐物椀沉金彫、已上品太閤之道具

近松寺御朱印願控

- 一 近松寺少林寺は、我共、前代之儀覺居申候通り承及候段申上候事
- 一 近松寺少林寺は、上松浦七ヶ寺之内之由承候、右所にて波多三河守先祖代々より寺領近松寺へ五丁、少林寺へ二丁、付置き被申候、右之寺地は唯今之唐津御城中三ノ丸邊に御座候、天正二年五月三日之軍に致炎上、太閤様御代寺澤志摩守様上松浦郡御拜領、長崎御代官被成候に付て、唐・高麗通辭のため、耳峯長老博多聖福寺に御座候を御呼び、右二ヶ寺御建立、如先規寺領御附被下候由承候、色々に由緒共御座候條、被罷出候は、委細可申上候、少も紛偽不申上候、右之段先御城代様御目付様へ被仰上べく候、以上

慶安二年二月六日

草野宗揚家來之者藤川村  
 淺野 少左衛門  
 波多三河守家來之者上神田村 庄屋  
 清水 十郎左衛門  
 瀬戸 八兵衛

近松寺様

近松寺、少林寺より安藤右京進殿、松平出雲守殿へ被差出候書附、略之、趣意は前之意味を受、唐津八萬石(寺澤領分)役高之外之儀は、兼松彌五左衛門殿其外御存知之由、御朱印被成下候様願也

光孝寺由來

佐志村龍驤山光孝寺 本尊、觀音、貞和元年佐志將監源勤建立、高五十石寄附、開山月桂和尚若宮八幡社僧、兼帶なり、月桂南禪寺住職之時、後醍醐帝より紫衣勅免、其後小城圓通寺三世住職尙又當寺之開山也、次第に繁昌して末寺三十餘寺ありし由、所謂佐志大江寺今寺跡も、不詳、湊大翁寺、名古屋觀音寺、同廣澤寺、值賀普恩寺、納所慈恩寺等也、境内至て廣く、後ろに大竹林あり、今の寺より東北に當て山門の石すへ于今存せり、其後大火にて焼失せぬ、其後波多下野守代に改て寺領二百石と成る、其後寺も絶えしを、天正二甲戌年二百三十二年にして波多三河守鎮再建ありて、五十石寄附寺田と名つく其名于今、今は年貢地と成れり。残り

佐志將監源勤、法名來雄院殿文侯道本大居士、八月朔日 年號不分墓所八幡宮より濱手により

徳昌寺由來

佐志村金剛山徳昌寺開山波山恩和尚、大檀越佐志勤康永年中建立、寺領寄附、其後破壊、天正年中波多三河守



再建有り、毎年七月十三日將監勤供養施餓鬼あり、勤墓は路の傍に有り、往來の者無禮をなせばあやまちあり、依て寶曆年中西川と云ふ所へ、小宇を構へ觀音を安置今は破壊し當寺に在り

長興寺由來

屋形石村天陽山長興寺、元は眞言宗、號長迎齊、開山、叢岳和尚、波多三河守殿より寺領五十石寄附、寺の後に五輪石碑今に存す、復破壊、慶安年中英首座再建して號長興寺、其後又廢懷、寛文中敬甫和尚建立中興、臨濟の禪院となれり。

洞齊寺由來

赤木村大義山洞齊寺、開山洞夷和尚、至て古跡故年代不知、天正十一年波多三河守殿再建、僧存意住職、三州より存意に書簡二通有り、一通ハ寄附地之事也

醫王寺由來并古書寫

大野組黒岩村芙蓉山醫王寺本尊藥師如來、前佛觀音、國中二十二番札所也、開山妙融和尚、舊號瑠璃光山往昔七堂伽藍と勅使門、末寺三十九ヶ寺、此内相知村四ヶ寺舊跡残り、當寺鐘は豊公朝鮮陣之節、諸方へ鐘を寄られ、歸陣の時取替返れり、銘に西海路肥州彼杵庄内賀志村宇都宮、永和二年丙辰八月吉日とあり文化元年迄二百二十年に當る、往古本間十二間四面、飛彈工建之、大破後内陣斗り殘三間四面、今も本堂の脇に有り、書寫之大般若經一部有り、正平十年の書寫之名付有り、肥前國彼杵庄、豊公の寄進とす、讓狀有り、肥前國松浦郡之内、黒岩村芙蓉山醫王寺住持職之事、右寺者、大村富松社邊とあり、妙融立置二親之塔婆、上者不可比余所問、嗣法弟子讓與融能首座所也、住院有度候者、有住院而其後者還本歟、又守器用、可有付囑者也、仍爲龜鑑讓狀如件、明徳二年癸酉八月十一日、妙融判、融能首座、明徳四年より文化元年迄四百十二年に成る

寺澤志州より禁制之書並祿二十石寄附狀有り、禁制狀は慶長六年、能登物持寺輪番處、當寺住持提、淳信院殿納經等被出、在江戸之時濟門法仙寺に寄宿被仰付、尤吉例也、輪番中着紫衣、隨會免狀有り、天明八申年當寺廿五世恰天

境内に妙融二親之塔有り、又門前山上に在り、正面比重氏房左玉翁昌蓮、右文祿元年壬辰四月十二日と有り此塔氏房とある故小田原北條にても有るか。又八郎爲朝造立の石碑あり、寺の後山に大墓あり大友の墓と云ふ。此醫王寺開山は豊後國千福寺と同僧也、彼等が先に建立故本山直末、松浦郡の惣録、能州惣持寺輪番所、城主より加力米年々御寄附于今不絶也

法雲山龍源寺事蹟地

山號始曰海門、中曰大石、後曰法雲、皆有掌、故詳于紀中

當山者禪曹洞宗大本山能州總持寺派而豊州泉福寺末、開山曰拙叟融能和尚也、蓋泉福歷世勸請爲、寺舊在名古屋竹丸之傍、號海門山、開闢之者曰忠山和尚、蓋道能聞世之人言、武將秀吉公治兵名古屋也、屢請師幕府、共談禪法優待殊至、其振旅接城也欲與師偕、師以老固辭、以弟子庭庵代從命焉、厥后及寺澤志州、先是與醫王諍論已經四代、雌雄未決、至此忽蒙公裁、持論明覈、加之降下斤法懂會、免狀寺格殆類他派、稱檀林者從此名聞彌益籍々焉、實寺運之至矣、夫因追尊之以爲中興祖、嗣住者曰石童、曰蘭陵、陵和尚此一過退鼓而休繼席、有故請再住焉、當此時替龍窟石城内學誼館之南、太守祠堂所在開山曰虛席、公應命暫鑿護之、乃命移祠堂于當山而香火焉、因附稟米五十石充之費矣、於是乎山門草木轉增回生之色、叢林葱蒨光被膏腴之澤、嗟陵公爲德也不出于梁師之下、城下人米二者頃來請記創草、以還歷世之事蹟、予住山未何不遑閱於事實、惟從所記憶略志以卑焉、文化改元歲次甲子林鐘下院日、洞上傳門沙門勅住前惣持龍源寺現住持普山識。



慶長六年九月廿二日、寺澤志州正成より神田村之内二十石知行寄附狀、並慶長九年七月廿六日寺澤志州廣高より波多江さなき村之内二十二石寺領寄附狀、此兩紙龍源寺へ寄附成りしを醫王寺に在りと云也

惠日寺

鏡村曹源山惠日寺、本尊釋迦、禪堂黃金觀音大伴狭手彦、念佛堂と云、開山宗祐和尚道元和尚より七世應永、乙亥四月六日入滅、開山宗雄、二世惺庵、三世誠叟、四世虛江、英年、一如功岳寺、貴龍、朴楊、朝明、暈安、一峯、天諱、能山山田常福寺、鹿家、中益田

常樂寺、柏崎、華谷啓雲院、開山、義日、潮山、吳白、一指、鐵船、金毛、玄超隨會、開山、已上廿二世也

末寺七ヶ寺、山田村常福寺、鹿家村永見寺、半田村常樂寺、柏崎長者庵、原村臺稱寺、啓雲院、黒須田村洞泉寺開山能國和尚

當寺に無双の鐘あり、銘曰、太平六年太平北宋年號、八百餘年也、丙寅九月日、河清郡卍北寺、鉦鐘壹軀入重百二十一斤、棟

梁僧謹白、同彫名曰、奉施入勝樂寺追鐘一口、右意趣者、爲天長地久罔止四海清謐殊僧應信、檀那沙彌妙賢心中所願皆合法界平等利益而已、應安七年甲酉十一月日、願主沙彌妙賢敬白、右之鐘唐土鑄物にて古物也、形無類の品也、當寺廿二世玄超代、堂上方願所免狀下る、其寫、中御門殿内兒島土佐、安藤左仲より、天明七丁未年十月玄

超え當る也、肥前國唐津松浦郡鏡村惠日寺儀は、代々御館入有之御信仰ニ付、今度准大臣御殿料御紋付 ○隨會免狀有り、此

寺は元五ヶ山天川村にありしを應永年中半田村常樂寺に移す、勝樂寺と號す、華谷和尚此鏡村に移す。前は鏡宮境

内八丁芝原俗鏡ノ、原と云、山門仁王、有、本堂、禪堂、衆寮、庫裏、鐘樓、浴室備りたり、後は振巾山麓に松栢森々として

岩間より瀧落る至て清し白糸、瀧と云ふ、當寺の泉水に入て其流すを知らず、誠に名水也大久保加州の家中何某の娘の歌に、自ら水のわくにやまかすらん、くる人もなき瀧、寫一通略之

の白糸

馬場村瑞松山妙音寺、開山湛然和尚延文五年庚子、二月十七日化、開基相知築地孫四郎連善入道禪正康永四乙丙六月、本尊施主

禪正妻善勝尼、正面額施無畏、築地連善は松浦源太夫判官久五代相知の領知也、湛然和尚文和四乙未八月十一日

寺務を主體に讓るの後も歇堂和尚と號、筑後、佐嘉領主より寄進狀有り、吉野の主上御綸旨等有り、其後破壊、

二百年に及て享祿二己丑年武雄圓應寺二世勝山和尚、波多三河守盛を大檀那として再興有り、寺領等昔の如し、

其後又破壊、文祿年中豊臣太閤名古屋在陣の時、岸山にて瓦を焼かせられ候へども不足ゆへ、此邊の荒寺院の瓦

悉く取寄られ、妙音寺も同前なり、其後今の所に再建、寺領年貢地と成る、寺に残る寄進狀、後醍醐帝綸旨正平

年九月廿八日寺領無相、禁制之書康永元年七月廿七、貞治二年六月八日、豊前權守貞永より之書狀二通、寄進狀

違狀勘解由次官より藤原氏より、觀應三年壬辰三月十八日沙彌連日藤原氏よりより湛然和尚へ、裏書に相知源省くが山源照、くすた小次郎源坡、きじま入道沙彌圓心

一通觀應三年壬辰三月十八日沙彌連より、きじまの源藏源紀、源馳、徳末常高、中山沙彌覺圓

又一通年號人名、又一通上に同じ

妙音寺

大村、寶聚山功岳寺、武雄圓應寺末寺松浦三ヶ、寺之内也、開山一如和尚弘治二乙巳六、草野中務太輔鎮永養父永久の爲に岡

口村天澤寺舊跡を引建立也、中興遺庵和尚天正十五丁亥、六月十九日化、末寺六ヶ寺、星領村金剛寺、池原村醫王院、天川村天

聖寺、瀧川村直傳寺、仁部村青眼寺、筑前怡土郡本村寶林寺、額外紫慈岳岳書功岳、禪寺、本尊觀音は草野家の佛なりし

を、草野の家臣青木某、主家没落の時取りて深江村に塾居して有りしが、功岳寺住持明室寛永九年三月十八日尋

得て本尊とす、草野永久が持、佛と也 ○此觀音緣記永正六甲寅年孟秋草野和泉守藤原永久所記也、略之

古狀寫七通、草野誓書、以數通雖申談候、此度又預御神事候條、翻室印申結候趣は、世上如何躰雖爲變化、鶴

唐津拾風土記 妙音寺・功岳寺

二七



田越前守前、鎮永間無別儀可申談候條、不殘心底申入之條之事、一奉對豊州鶴田越前守前、申談遂馳走、可抽忠意之事、一對鶴田越前守前、爲草野鎮永盡未來際無野心可申談之事、一世上雖爲轉變、互差捨不可有、其他同心之事、各申談方角有は、無密談、遂熟談、以其上可申通之事、右之條々若於令違犯者、云々、天正二年五月廿日、草野中務大夫鎮永血判、鶴田越前守前參、

鎮永書狀越前守前へ當る一通貴明到來之分杯有之略之、平戸城主松浦氏之書狀、幸便之條用一書候、其面無異議候由、尤可然候、彌御手堅諸事可被仰付候、隨て鎮永御本意之儀、豊州より被御心添候由、我々迄忝と申事に候、爰元之儀は、何様無緩馳走可申、地盤には何とぞ早々御才覺頼み申候、因州にも別儀を以雖可申候、先々御同前に令申候、様躰は野左雜談不致候間不能細書候、恐々謹言、さて、鎮永入部之儀差急申度候、旁御同前たるべく候、下目之義未然候間、笑止存候得共、貴所御裁判之條、余儀あるましく、卯月廿四日鎮信、鶴田越前守殿御宿所。

武雄城主後藤氏書狀、貴明より十一月廿八日鶴越え、略之、朽綱か、

大友氏之書狀、宗麟より後藤伯耆守へ、略之、大友家、白杵越中守鑑連、田原近江守親賢、〇〇三河守鑑康、

親慶、佐伯紀伊守惟教より、筑紫次郎へ來狀略之、

草野鎮永より鶴田因幡守へ書狀、歳末之慶賀略之、

草野永久之鞍、七ツ葉蕪之鞍、轡、鐙、右之外にも色々あり、

境内草野氏之墓あり

勝運院殿前長州太守功岳自動大居士天文廿一年壬子八月十一日草野長門守鎮永墓

融光院殿梅岩宗揚大居士元和元年丁巳二月廿日天文廿一年より六十六年也此間餘り長し、草野中務太輔鎮永墓

采心休安大姉慶長十四年丙巳四月廿八日

大村に草野家臣之未加茂氏に什物有り、肥前大守加藤清正家臣三百五十石領したる大村勘助、加藤落去後醫業をなして唐津大川野村に來り大村白順と云、其子峯玄益、其子大村壽軒、唐津新町に移る、其子大村松軒無嗣子、妹婿醫師加茂順米、子順碩今玉島に住す、松軒か重寶等不殘傳之、鏹三筋内大躬一本肥後にて合戦の時長柄を刀にて切られ候、其跡子今有、感狀三清正より、朝鮮陣行列目錄委敷物所出

西寺町雙嶽山長得寺本尊、元は松原寺と云ふ、鐘銘に寶永五戊子六月治工肥前佐嘉佳谷口安左衛門兼清とあり、又極々古き石佛安置す、現住實門と云ふ。

唐津城主大久保君碑

大夫姓藤原、氏大久保、諱忠職、其先出自粟田關白右大臣道兼公、公會孫宗圓赴下野國、爲宇津宮座主、其子宗綱始列士林、宗綱子朝繼仕右大將源賴朝、有勤勞、爲一州之豪、累世聯綿而揚家聲、其後葉泰藤、從左中將源義貞、建武之役、戰功不少、遂從難于北越、不貳其志、義貞有事、義助狼狽之後、泰藤蟄參河州、稱宇都野氏、住州之岡崎邊和田、玄孫常喜、幼名辰若、始謁松平信充君、自是世歴仕親忠君、長親君、信忠君、清康君、廣忠君、常喜會孫忠俊始號大久保氏、天文六年廣忠君僅二歲寓居勢州、忠俊與其弟忠員及同志者四人、運

唐津拾風土記 長得寺・大久保公碑錄

二九



籌奉<sub>レ</sub>迎之<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>岡崎城、其翼戴之功爲<sub>レ</sub>大矣、其後奉<sub>レ</sub>仕東照大神宮、屢嘗<sub>レ</sub>艱苦、攻守之勤不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>枚舉、其忠志之厚、爲<sub>レ</sub>國士無雙、其事顛末、入人口銘、年老致仕、名<sub>レ</sub>常源、其族類瀰蔓、皆以<sub>レ</sub>常源爲<sub>レ</sub>宗、依<sub>レ</sub>賴之、常源弟忠員亦在<sub>レ</sub>弘治、永祿之間、戰功許多、其子忠世號<sub>レ</sub>七郎右衛門、自<sub>レ</sub>天文<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>天正、大小百戰、或任<sub>レ</sub>一隊帥、先登破<sub>レ</sub>強敵、或守<sub>レ</sub>要害之城、以<sub>レ</sub>鎮<sub>レ</sub>一方、凡平<sub>レ</sub>參州、併<sub>レ</sub>遠州、徇<sub>レ</sub>駿河、長篠之役、鏖<sub>レ</sub>武田壯銳、攻<sub>レ</sub>略甲信二州、至<sub>レ</sub>長久手之戰、皆無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>拔群之功、及<sub>レ</sub>神君領<sub>レ</sub>關東八州、賜<sub>レ</sub>相州小田原城、食<sub>レ</sub>祿三萬石、累世勤勞之驗於<sub>レ</sub>是顯矣、忠世多<sub>レ</sub>男、其長日<sub>レ</sub>忠隣、永祿五年冬、神君討<sub>レ</sub>一向宗邪徒、駐<sub>レ</sub>御駕于和田、大久保群族奉<sub>レ</sub>迎<sub>レ</sub>接之、時忠隣十歲在<sub>レ</sub>其行列、神君一顧曰、此兒有<sub>レ</sub>非常之相、可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>養<sub>レ</sub>之以<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>近侍、乃携<sub>レ</sub>之歸<sub>レ</sub>于岡崎城、十一年遠州二股之役、忠隣入<sub>レ</sub>城獲<sub>レ</sub>首級、時年十六、十二年從而攻<sub>レ</sub>今川氏眞于遠州懸川城、叔父忠佐以<sub>レ</sub>矛刺<sub>レ</sub>敵、願<sub>レ</sub>忠隣曰、孺子取<sub>レ</sub>首、忠隣曰、我何假<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>之力<sub>レ</sub>哉、自馳別獲<sub>レ</sub>首級、同年天方之戰、亦獲<sub>レ</sub>敵首、元龜元年江州姉川之役、忠隣自<sub>レ</sub>麾下<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>其同僚十二人<sub>レ</sub>突出、進加<sub>レ</sub>于前鋒、各獲<sub>レ</sub>首級、遂破<sub>レ</sub>朝倉軍、三年遠州三方原之役、我軍不<sub>レ</sub>利、忠隣徒跣不<sub>レ</sub>離<sub>レ</sub>御馬傍、及<sub>レ</sub>獲<sub>レ</sub>敵馬、乘<sub>レ</sub>之奉<sub>レ</sub>衛<sub>レ</sub>護之、天正三年諏訪原之役、途中遇<sub>レ</sub>敵、交<sub>レ</sub>矛斬<sub>レ</sub>之、十二年長久手之役、神君率<sub>レ</sub>麾下、親候<sub>レ</sub>敵軍、令曰、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>妄進、然忠隣突衝入<sub>レ</sub>陣接戰、被<sub>レ</sub>疵墮<sub>レ</sub>馬、而僅幸免焉、忠隣匪<sub>レ</sub>嘗勇敢、兼<sub>レ</sub>備智量、故神君舉<sub>レ</sub>之奉<sub>レ</sub>行參遠駿甲信五州內外諸事、於是忠世出鎮<sub>レ</sub>方面、忠隣入<sub>レ</sub>總<sub>レ</sub>樞機、父子威望赫然、十六年、從而入<sub>レ</sub>洛、叙<sub>レ</sub>從五位下、號<sub>レ</sub>治部太輔、後改<sub>レ</sub>相摸守、及<sub>レ</sub>神君治<sub>レ</sub>關在<sub>レ</sub>忠隣別賜<sub>レ</sub>封邑、忠世歿後、忠隣嗣、領<sub>レ</sub>小田原城、食<sub>レ</sub>祿六萬三千石、文祿二年神君使<sub>レ</sub>忠隣爲<sub>レ</sub>台德公之老傳、當<sub>レ</sub>豐臣秀吉、秀次相閱之時、神君在<sub>レ</sub>東、台德公

在<sub>レ</sub>洛、秀次欲<sub>レ</sub>招<sub>レ</sub>公於聚樂城、以爲<sub>レ</sub>其助、忠隣見<sub>レ</sub>其幾<sub>レ</sub>而請<sub>レ</sub>公、早到<sub>レ</sub>伏見、侍<sub>レ</sub>秀吉、其身留在<sub>レ</sub>洛、既而秀次使者至、忠隣應曰我公既赴<sub>レ</sub>伏見、未<sub>レ</sub>幾秀次敗矣、慶長三年秋、秀吉罹<sub>レ</sub>篤疾、神君及公俱在<sub>レ</sub>洛、少焉秀吉薨、忠隣不<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>神君命、密使<sub>レ</sub>下公乘<sub>レ</sub>已輿馬、速東行、無<sub>レ</sub>人知<sub>レ</sub>焉、時謳歌多端、岌<sub>レ</sub>乎、然以<sub>レ</sub>公既東歸之故、國家根本堅固、神君甚感<sub>レ</sub>賞忠隣之善謀<sub>レ</sub>也、其餘輔翼之勞猶多、五年、公征<sub>レ</sub>奧州、班<sub>レ</sub>師討<sub>レ</sub>信州、忠隣監<sub>レ</sub>軍事、既而神君克<sub>レ</sub>于關原、夷<sub>レ</sub>凶賊、天下一統、定<sub>レ</sub>台德公爲<sub>レ</sub>嗣君、忠隣補佐之驗於<sub>レ</sub>是顯矣、十年神君讓<sub>レ</sub>天下于台德公、公入<sub>レ</sub>京師、任<sub>レ</sub>征夷大將軍、參內拜賀、鹵簿威儀嚴肅、忠隣騎馬爲<sub>レ</sub>殿後、自<sub>レ</sub>是之後、神君以<sub>レ</sub>駿城爲<sub>レ</sub>菟裘、公在<sub>レ</sub>江戶城、統<sub>レ</sub>御園國、忠隣爲<sub>レ</sub>元老、廷臣侯伯以下至<sub>レ</sub>郡主邑長、無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>受<sub>レ</sub>其指麾、忠隣男多、長男忠常少、於台德公一歲、夙夜勤侍、及<sub>レ</sub>成童、元<sub>レ</sub>服於御前、賜<sub>レ</sub>御諱字、先是天正十八年小田原之役、公初出軍、忠常奉<sub>レ</sub>從之、慶長五年奧州信州之行、忠隣侍<sub>レ</sub>麾下、常忠代<sub>レ</sub>之、率<sub>レ</sub>其隊兵、先驅、此冬從而入<sub>レ</sub>洛、叙<sub>レ</sub>從五位下、號<sub>レ</sub>加賀守、十年、台德公有<sub>レ</sub>將軍宣下、拜賀之時、忠常勤<sub>レ</sub>御寫之事、此非<sub>レ</sub>近臣則不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>之、故擇<sub>レ</sub>其人也、忠常度量豁達、且有<sub>レ</sub>殊遇之恩、有<sub>レ</sub>威勳之庇、故諸侯亦結<sub>レ</sub>交際、麾下之士皆具瞻焉、別賜<sub>レ</sub>食邑二萬石、十六年、忠常不幸不祿、時年三十二、聞<sub>レ</sub>訃者無<sub>レ</sub>親疎、無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>哀惜焉、十九年、忠隣有<sub>レ</sub>故蒙<sub>レ</sub>譴責、整<sub>レ</sub>居江州、然不<sub>レ</sub>含<sub>レ</sub>憤、不<sub>レ</sub>懷<sub>レ</sub>怨、不<sub>レ</sub>屈<sub>レ</sub>於人、閑散無爲、寬永五年、卒<sub>レ</sub>于謫所、年七十六、大夫者忠常長子、母者奧平信昌女、乃是大神君外孫也、慶長十六年奉<sub>レ</sub>拜大神君台德公、時僅八歲、嗣<sub>レ</sub>父封邑、領<sub>レ</sub>二萬石、及<sub>レ</sub>忠隣左遷、雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>登營、在<sub>レ</sub>城下、而封邑如<sub>レ</sub>故、寬永二年、蒙<sub>レ</sub>恩赦、謁<sub>レ</sub>台德公、奉<sub>レ</sub>拜大猷公、三年十二月、叙<sub>レ</sub>從五位下、號<sub>レ</sub>加賀守、九年正月、賜<sub>レ</sub>濃州加



納城、倍增其祿、食五萬石、十一年、大猷公入洛、大夫奉迎于州之洲股、獻馱餉、而扈從候京師、十六年、改加納城、賜播州明石城、又增封領七萬石、慶安二年、改明石、移封肥之前州唐津城、又加祿秩、總八萬三千石、唐津是名護屋近邑也、豐臣博陸秀吉、曾會諸將于名護屋、出大軍於朝鮮、其後移造城郭于唐津也、今應精選、守斯要地、可謂不辱其祖先、負荷家風也、爾來或居封戒邊防、或至江府、勤宿衛、往還各隔歲、不違期、恩眷稠篤、寬文七年十二月、在東、今大君幕下、擇其耆老動厚、進階叙從四位下、明年、臨西歸、賞其累世忠勤、補西海九州鎮護職、備外國不慮之變、俗所稱探題職是也、蓋治不忘亂、安不忘危之謂乎、九年、起居不快、然當參府之期、輿病不辭、海陸之遠、發途、至府彌篤、藥餌不驗、臘末少間、強登營拜、台顏、遂其志、然不能復本、而十年四月十九日、易資於城西麻生第、享年六十七、葬於第之南立行寺、藏骨於京師本禪寺、因奕世之舊緣也、建塔號本源院日禪大居士、大夫資稟敦厚朴實、不好華飾、其動靜進退之際、不暫忘奉上之敬、雖在遐方、不向東伸脚、懷家臣如體、愛庶民如子、故其一家能齊而從其令、其每所治皆戴恩惠、其病篤時、遺言令嗣令孫及家老等曰、先祖常喜仕信光君以來、至我九世、家族雖繁庶、無一人肯懷異心者、就中我一派專高其門、非莫大之殊恩哉、我雖不肖、守忠報恩之志、無忘于心、今齡近七秩、則生涯無遺恨、汝輩聽言、苟存忠義、使我開笑于泉下、所念是已、死生有命、何憂何懼、仄聞丈夫不<sub>レ</sub>死於婦人之手、乃使內子及侍女避退、又曰、我屬續之後、其葬送如平生之儀、勿僧侶混之、言畢而遂歿、男子之手、可謂得正而斃、臨大變、不<sub>レ</sub>易其介也、令嗣朝散大夫忠朝久侍幕下、少而任一隊士頭、聲價

既著、至此襲封唐津城、終喪拜禮累月、賜官暇赴西鎮、辛亥之春寄書於弘文院學士林叟曰、我家世譜事業、卿所素知也、先考忠職守唐津城二十二年、委身於遠境、外則務職分、內則保忠赤、欲建一碑於茲、以垂其名於不朽、卿作其詞銘、則爲幸、叟先父面視忠隣之執事、知忠常之大度、忠職不遺其舊、而通信不絕、延及叟身、且朝散亦自幼識叟有由、則今何沮其懇請哉、然大勳之事、容易難記、諾而不果、居諸推移、促之措、至于再、至于三、於是、謹考譜牒、錄其殊功、略其繁舉、其要、如右、若夫詳語其戰攻之夥、則南山之竹、剡溪之藤、不能盡之、今唯專記忠職事、於祖先叙其萬一、而凡爲人臣、總國政、居方鎮、自非下備智勇兼寬猛、上則不能當焉、所謂出將入相之美談、而今古希有者也、今於此一家一見之、不亦偉哉、嗚呼祖先手于戈、衽金革、其勞豈易言哉、子孫得大祿、介景福、其榮有餘也、開國之烈如彼、恩賜之饒如此、先大夫遺言良有以也、朝散守而不忽、則庶幾浴太平之化、永見家運之久也、係之以銘、銘曰

悠悠曩祖 握弓東方 就務北越 避難參陽 和田之邑 累葉之鄉 歷仕英主 世抽忠良 甲兵守壘 干戈啓行 如虎之猛 如龍之驤 執志惟一 積勞無疆 揆亂反正 成功得祥 絳灌可比 賁育難當 任准房杜 恩侔金張 維此大夫 遙鎮西洋 九州之要 萬夫之防 節鉞在手 鉄石爲腸 奉職不懈 追遠無忘 孝子繼述 以久以易

弘文院學士 林忠撰也

寬文十二年壬子四月十九日 孝子唐津城主 從五位下出羽守大久保忠朝立

夫立身揚名以傳家風、高門戶、孝之大者也、肥州唐津城主大久保忠朝、以寬文十二年壬子、建先考忠職碑、



以述其行實、附祖先勳績於其詞中、以顯其先烈、垂於不朽、可謂孝之終也、延寶五年丁巳之秋、宿衛江府、七月二十五日應召登營、徽音懇篤、以列執政、且蒙命改稱加賀守、以爲父祖之號也、實是選舉之大任也、同年閏臘二十六日、超階叙從四品、先是幹父之靈、鎮西海一方藩、監外國不慮之變、今又握闔國之權衡、爲億兆之依賴、則武林之聲譽、家門之榮耀、世濟其美、繩曾祖之武、永餘洪慶、介貽厥之福、嗚呼忠孝一也、君既克孝之終、則具忠赤之心、不可不全也、然則修身齊家而保其子孫黎民、而預聞國政、有所遮幾乎、今茲戊午正月二十三日、以唐津遠隔江城、改封下總佐倉城、彌々知恩眷之渥、於是請余記其趣於碑陰、述永不忘基迹之志也

延寶六年戊午四月十九日 弘文院學士林叟謹記 法眼林春常記之

土井侯石碑銘

(正面) 故唐津城主土井源公之墓

(右方) 公諱利延、源姓、故下總古河城主從四位下行侍從兼大炊頭土井利勝之玄孫也、父備前守土井利清、母土井氏、享保癸卯十一月十七日生、于武藏江戶、元文丙辰十一月爲肥前唐津城主大炊頭從五位下利實之後、尋叙從五位下、任大炊頭、延享甲子七月十六日以病卒、享年二十有二、葬唐津城西南神田之岡、公從幼時特異、溫柔仁恕、言不苟、行必謹、好學信道、孜孜自強、常以安臣民爲志、而未遂早世、天如假之年、則其德業不可量焉、嗚呼命哉、於是嗣君欲建碑、表墓銘其能以顯於後、命臣正義、臣文字之陋雖不足述其

狀、而以侍講之久眷恩之厚、且今日君命之重不能敢辭、揮淚謹錄其德美之一二、且系之以銘、銘曰

嗚呼惟公 天姿溫々 廉靜寡欲 莊敬常存 好學信道 納除求言 在家孝友 親黨無怨 侍臣仁恕 撫民厚敦 天如假年 庶興斯文 伺耶降病 禍此國君 黎民哀慕 遺德更薰 今銘茲石 自致慙慙 過者稽首 仰此令聞

延享元年甲子八月 日 大炊頭從五位下 土井利里建 唐津家臣稻葉正義謹撰

(左方) 諦了院殿前大倉令眞譽寂照湛然大居士 延享元甲子年七月十六日

草野中務太輔鎮永家臣

吉井刑部太輔	吉井玄蕃允	同	藏人佐	小島長左衛門	岡崎三郎左衛門	市丸與左衛門
大庭伯耆守	麻田因幡守	檜崎備前守	檜崎七兵衛	岡崎形左衛門	清水清兵衛	
山崎越前守	同	右京允	大庭彌惣左衛門	橫山右近允	岩村右衛門允	
大庭左衛門尉	大庭伊賀守	長田市之允	麻生兵庫	堤伊豫守	小島三郎	
安部因幡守	檜崎軍左衛門	中村伊豫守	笠大炊助	溝江四郎左衛門	加茂丹後入道	
秋田隼人佐	檜崎彌八左衛門	林田雅樂佐	諸隈常陸介	古川安藝	吉原上總	
小池茂戶助	長崎加賀守	高木源左衛門	梅崎彈正永直	鬼木修理大夫	金丸	
大城治郎左衛門利永	吉井重左衛門	大庭主計允	富田大膳允永一	平原能登	有木	
安信院善左衛門	谷口勘左衛門	同	藤左衛門	留主伊豫守	(恒吉)	
同	八左衛門	市丸與兵衛	檜崎土佐守	同八郎左工門		

唐津組古事

唐津拾風土記 草野中務太輔鎮永家臣・唐津組古事





唐津村藤崎權現 波多家之祈願處也、宮山東西七十間、南北六十間、惣廻り四百間あり。

同 妙見社 寺澤志州信心にて、城築之上建立也、宮山東西三十間、南北四十間、惣廻り九十五間あり。

同 脇稻荷 小社あり、同浦某建立也。

高松山藤崎坊 天正年中迄城内觀松院扱觀喜坊屋敷に居たり、松平泉州の御時、双子原御願申出候に付相移し申候。

萬壽山石本坊 名跡は御料岡口村にて、無住なるを、享保十三年に彦山より藤崎坊兼役扱也。

大島 故名大屋島、今屋を除て大島と云、此山西の方半腹に岩穴有り、西北古賀村方へ向ふ。入口横四尺斗、竪一尺五六寸程あり、奥の高さ一丈位、貝のから多有り、天井石屋ね………石をたゝみたり、往古人の隠所のよし、故に物かくしと云傳ふ。

佐志十二社權現 同村御立山の内にあり、掛り双子嶋石本坊 年曆不知

唐津 唐土船出入の津なるにより名付たり、靈龜二丙辰年八月安倍仲磨入唐明年吉備大臣入唐、養老丁巳八月二十三日都發足、肥前唐津より乗船可有由にて、道中舟津の先配等を相定、同年十一月唐上着岸夫より長安に至り玉ふ。

有浦組古事

高江城 有浦上村に高江城有り、馬渡爲秀開發、略系左に記す。

爲秀馬渡源吾高—重種馬渡越—重秋馬渡遠—常樂有浦大和守高—某此人之事  
江城開基—守江守—不詳  
椿昭馬渡甲斐守天文十壬巳年十二月六日川越宿十坂にて戰死同所  
椿昭寺へ葬ル末孫上村勘左工門又川越宿ニも有りと云

城は東西九十二間、南北四十七間、絶頂迄百三十八間、筑前怡土郡吉井岳は卯方に當り、佐嘉領西ノ嶽は午方に當り、平戸領安満岳は西方に當る、馬渡爲秀開發、石碑丈ケ四尺一寸、上村常樂寺にあり、前和州大守有浦常樂大居士、内室石碑丈ケ四尺四寸、開基松岸院壽椿大姉家老寺田七郎左工門墓丈ケ一尺一寸有り末葉新田村にあり  
はから石 新田村川淵に大石あり、寺澤志州新田開發の時、潮の干満御見穂の石にて、はから石と名つく、石高さ九尺七寸廻り四尺八寸。

入野組古事

波多公の石碑 入野村字久保、前三州大守大翁了徹大居士、慶長二年丁酉霜月吉日施主敬白、石垣高さ二尺五寸、方一丈二尺二寸、自然石高さ五尺横二尺、厚七寸五分。

日高大偶守墓 同村字田代、法名心叟源垣禪定門、天正十三乙酉年、石輪高五尺五寸、石垣高二尺、方八尺、築地方四間計の土手也。

坂木組古事

白旗天神 坂木村にあり、源三位頼政の靈を祭る。

田島大明神 木場村にあり、隈崎豊後守源倍建立の棟札あり、天正十八年亥寅の二月とあり。

鐘淵 坂木村法行城の麓に深淵あり、號鐘淵、松浦川の水走景色多し此邊に吉祥山淨光禪寺の境内に靈鐘あり、天平勝寶の頃、夜丑滿頃鐘樓頻に鳴動し、雷光轟き異形の童子來りて鐘を提げ空を飛で彼の淵に沈めて、童子は忽然と化して失せたり、故に髮繩を以て引揚んとすれども動くことなし、干時浪逆立老翁出現して曰、此鐘は龍宮の寶器なるを暫し借しあたると云ひて失せたり、故に再び水底に納めたりと云ひて失せたり、仍て鐘淵と云ふ。



畑川内組古事

畠津三岳城 波多津内記居城、穀堀の跡或は船頭屋敷跡今顯然たり。

井手野組古事

笠椎村名の起原 此處鬼子城より見るに笠山と申す處に當り、下松浦海道故に、爲堅小士三十人、頭取狩野助之進、中園岩記兩人被召置たり、かさ士と云ふ、今の郷組の事、村は井手飛彈守知行所にて、井手領くくと申來る、波多殿笠士と居處を飛彈守へ被給ゆへ、井手領と云ふ、狩野、中園兩人は直參にて笠士の頭人也、仍て笠士居と可申由波多殿より命也、其時より名初る、其傍の峯に番所ある處は士居峯と云ふ、今燒物窯あり椎峯燒寺と云ふ澤殿城築の時大椎木を伐出し、跡は田畑となしたりしより笠椎村と書改るよし古書に見たり。

久里組古事

松浦川 松浦川西流は大程今のことし、東川は久里村田原より流れ古川と云ふ、原村、鏡村、其末横田へ流れ、惣て此邊遠干瀉にて、島の様なる所へ人家も有し由、榎島、くて島、島きくりなど字あり、往古鏡宮の西十町斗りに潮入川瀬あり、鏡の渡り、久里屋川杯と申來り候よし、都て久里、かがみ、原、砂子邊を松浦瀉と申し候由。

時包家 久里村は鏡宮の五長士時包家の領地也、天正の頃社司並五長士も没落の砌、時包氏は肥後島崎と云ふ所に參り候由、寛文中迄は此方よりも往き返ひのものも有りし由。

山本組古事

山田薬師由來 岳音寺、山田村寺部田九兵衛と云ふ者の屋敷内に、唐金の座像の釋迦有り、量目十三貫もある

よし、後ろに、奉彫造、嘉曆三年、戊辰十月廿日泊文………奉彩飾之百………十八年奉彩飾夏、慶長十八年願主山口新三郎とあり、同所に往古唐金の薬師有りしを盗人取り去るよし尤も釋迦より細し本、尊なりしよし、台の小歌に、帶に短し、たすきに長し、山田薬師のかねのつな□□□□とあり靈佛也と云傳ふ、古佛の薬師は三河守秦某の時代と見へたり、今殘る釋迦の像は遙かの後の新佛と見へたり。

壽因坊書上寫

寛文十一年大久保出羽守忠朝公、前君本源院殿忠職日禪大居士の石碑を建立、番守として壽因坊を建て、延寶元乙丑年十一月山田村之内新田高二十石、以御墨付永代被下置候、松平和泉守様、土井大炊頭様、御當主様に至る迄、本當新免無相違年々頂戴仕候、本源院殿御遺骨京都寺町本禪寺へ被爲葬、故に當坊を末寺に被成置候。

大川野惣庄屋十五左衛門

平山村庄屋十五左衛門大川野惣庄屋被仰付彼所に罷越候、志摩守様御意に叶ひ、常に御前に罷出御相伴方仕候儀度々也、又彼方一代御仕着被下置候由、或時御扇子に程と云ふ字を被遊御書、子孫可傳由にて所持仕居候處、數年故に虫喰ひ朽ちたりしが、近年に紛失仕候由。

大川野大黒井磧之時御使者に參り、佐嘉様御前に罷出候處、大平皿にて御酒被下其大平皿吞取に被下候、其末葉板木組大庄屋田代又兵衛所持仕候、一見致すに内朱外梨子地、金にて杏葉ヤシヨウの御紋三つ付有り、故に蓋なし、志摩守様御巡領の節、先乘被仰付、唐津追手門前迄馬上御免、片目、チンバ、器量ある者の由、新田・川普請等迄被遊御相談候由。



庄屋扶米之事

志摩守様御參勤之節、庄屋共不殘滿島に罷出候様被仰付罷出候處、其時、其年立毛高一厘づゝ庄屋扶持可仕候由にて、永代可被下旨被仰付候、御船中故に御書付は無御座候、是より滿島御目見初る、以前は新堀にて御座候。

庄屋年頭御目見

御廣間一面に惣庄屋着座、其次板敷脇庄屋、其末座に鯨向組・燒物師・鍵柄師、山崎山番と罷出る。

瀧川村加茂宮之由來

抑山城國下加茂皇大神宮者、人皇四十代天武天皇御宇、白鳳六丁巳二月依神慮、播州室宮より有遷座、今文化年まで一千百二十九なり九十五代後醍醐天皇重祚之節、加茂縣主久基之息女梅園姫尼となり妙清と號す今守臺と云傳ふ美人之有聞、帝有叡覽、入内可爲致旨之勅命也、然共以疾不請、御自父及數度共猶不答、伏見宮よりも召共不參、虛病成事顯はれ、父之久基當職爲退役、猶惜深故身の難を恐、筑紫に下り爲山居、正淨之擴地爲勸請加茂宮、延元二丁巳年、今瀧川村加茂大神宮是也文化辛丑年迄五、百二十九年也、傍に小菴を結び爲蟄居、死去之後此所に葬、父娘之石碑今拈華山直傳寺之境内に有、今守墓と云ふ。松浦郡東郷其末葉有り、此邊之加茂氏者皆此由緒也、委敷者其家之系圖可有、加茂大神宮神徳日々に彌増、村民爲恐敬、直傳寺社僧にて毎年霜月十二日爲祭禮不怠、山内七ヶ村之宗廟、氏子繁昌也、

直傳寺由來記

元來拈華山直傳寺者、瀧川村加茂明神之社寺也、安元二丙申年秋八月文化二乙丑年迄、六百十三年也、加茂義賢公縣主就肥前國鏡社神事、依勅命下向松浦郡、住草野庄瀧川村、則清和源氏嫡流加茂次郎義綱源家と書たる事、如何不審、六代之嫡孫也、

子三人有り、嫡子左馬頭義遠、二男備前守義治、三は女梅園姫也、義賢卒去の後不絶悲愁之情而、同國三間山圓通禪寺にて乳母諸共節をおろし、妙清と號して亡父の廟の脇に小菴を結び、生涯讀經修善行居られけるが、我死しなば廟の東に葬るべし、朝日東に登る時は自墓印廟の元に至らん、夕日西に入る時は廟の影我が元に来らんと、隨從の女に云殘しける故、歿後墓を廟の東に築しとなん。郷民今に守墓と云傳へしは是なり、寺の木とも云へり、夫より時の人、尼公の生涯、孝順の志死後までも深かりしことを感じて、尼公の木像を作るに、昔日寶藏比丘の古事を引て、阿彌陀の尊像を彫刻す。今直傳寺本尊是也、此像尼公に似せし故に、乳房不常と云傳ふ。墓守領を分地して隨從の役人祭禮の式を執行ける、二百年を経て社の形を造營す、菴房を社僧となし、則命日十一月十二日を祭禮の日と改め、郷民共仰て加茂明神と號して所の産土神とす、然るに天正の比豊公御發向の刻、神社佛閣一統に諸領乏敷相成、菴も名のみ残りけるを、元より加茂末枝は代々當寺の旦那なれば、打捨置れず、予も又開山なるべしとて、新に一字の伽藍を建立す、干時元和五己未春也、跡を法孫の比丘啓傳長老に讓る者也。

元和九癸亥年 功岳五世南向書

藤川村加茂宮記

上加茂大明神者天鈿女命秦氏女御事也、奉崇、下加茂皇太神宮、別雷大神宮共に加茂之三所之神社止奉稱、下加茂同年六月御鎮座也文化二乙丑まで一千、百二十九也、其先欽明帝二十八年四月中ノ酉日文化二丑年迄一千、百四十年也、山城國愛宕郡葛川と加茂川の落合を岡本と云處、古加茂別雷太神宮鎮座也、天鈿女命給奉齋仕是上加茂大明神也、此岡本に澤瀉有り故に御紋に附す、矢も用の、御祭禮多き中に御影の御神事は四月中ノ酉、是を葵祭とも云ふ、一祭天皇賀茂御幸は長保五年癸卯三月廿六日也、文化二乙丑年迄八、百有三年に成る、陰陽頭從四位下賀茂保憲嫡弟安部晴明に讓、陰陽頭師弟之名譽無、天下隱



世之所知、依て略之、同帝賀茂御幸より三ヶ年後寛弘三丙午年也、同年異國賊船來る、享祿元戊子年文化二丁丑迄二百七十八年保憲之後胤、左近將監藤原重信長久とも有り、肥前松浦に來り有滯留、鏡宮大宮司草野中務太輔鎮永是也對面有、此地に停て社頭之内五町五畝之田地有加力、依て藤川村に爲住居、久基之追跡撰地作小祠、上加茂大明神爲勸請、大明神之繪旨を申下し、四月中ノ酉御影之被爲初御神事、今に不忘、遙後ち村民の依乞、換霜月中ノ酉日爲本祭、故一歲神事兩度也

私云近頃井手野郷の隱士賀茂重矩在京にて、渴廣幡郷往古藤原重信時代之御物語有、我聞傳と符合故、荒々書留被置由、松浦郡東郷之賀茂氏、前出所之縣主久基止、藤原重信止兩姓之可成氏族、系圖其家に可有

賀茂社司岡本氏系圖

岡本大納言長正卿有故肥前州配流、逝去之後、天武天皇白鳳二年十一月十五日文化二乙丑年迄、一千百三十三年長正を大延明神と奉崇奉仕之、長久より系圖出づ、

長久 岡本右衛門佐、前に出る藤原重信と同人にて、有故改名、先祖は長正卿に奉仕で松浦郡に停る、此後歟、又子成歟、此處不詳、長友 兵部太輔——長利 刑部少輔——

長房式部太輔——長義伊豆守——長重春宮大夫——長家藤之右衛門——長勝清之十郎——長次五藤之右衛門——

長房掃部允——長吉監物允——長友主稅允——長懔内匠允——長清奎作——長定主計頭——長重大學頭

寺澤氏知行書寫

松浦郡波多河内村二百石、令扶助畢、全可有知行候仍如件 元和二年九月廿三日 志摩守廣高判

西川源右衛門殿

松浦郡之内田代村百石、爲加増令扶助畢、全可有知行候仍如件

志摩守廣高判 西川彌二右衛門殿

一百九十三石三斗六升 松浦郡野田村

一百七十石一斗四升 同 古里村

一三十六石五斗 同 桃崎村

合四百石

右令扶助候事、全可有知行候仍如件

元和二年九月廿三日

右三書は鏡郷組某所持いたし候を、一見致候節寫置

志摩守廣高利 西川宗兵衛殿

松平侯御所替日記

松浦郡六萬三千石、怡土郡二萬石、以上八萬三千石、唐津城主大久保加賀守初田羽守朝廷公總州佐倉へ御所替、延寶六年戊午正月佐倉より松平和泉守源乘久公、七萬三千石也、怡土郡一萬石。松浦郡六萬三千石也、尤此時怡土郡一萬石減す、右七萬三千石之内御分地有り左の通り

御嫡子宮内卿下總守殿へ御養子に御出、御次男主水殿御家督、號和泉守乘春公

御三男三五郎殿後求馬助、高五千石、御四男四郎五郎殿後小四郎、同三千石、御五男民部殿後小豊治、同三千石、御六男伊織殿後左源次、同二千石、御七男乘春公御一腹源藏殿、本高之内二千石、新田千石、以上三千石分地、



御八男藤藏殿、本高新田共に二千八百石分地。  
右之譯にて、恰土郡深江組九ヶ村減、御本家六萬八千石となる。

乘春公御嫡子源次郎殿、後左近將監乘邑、志州鳥羽へ御所替、元祿四年末二月御所替被蒙仰、御替は六月三日也、土井周防守利益公鳥羽より唐津へ御所替、松浦郡六萬三千石、恰土郡七千石、以上七萬石也、御嫡子土井大炊頭利實、同利延、同利里京都諸司代御勤、右四代御城主也、總州古河へ御所替寶曆十三年癸未五月十五日、御後主水野忠任公唐津御拜領、其節恰土郡七千石、松浦郡之内三千石減、右之高六萬石也。

前に出、松平左近將監乘邑公其後又御分地あり、五千石松平求馬助、三千石松平小四郎、御本家御知行六萬石、松平和泉守乘祐公之節書改る。

土井公御所替日記

- 一、元祿四年辛未二月御所替被蒙仰志州鳥羽、土井周防守様と御入替之由、御領分御觸御座候。
- 一、末四月十一日唐津侍衆、組方迄過半出立有之。
- 一、御所替之節役人衆出立覺黒星御城御殘之衆中無星先立衆中也（人名は編者に於て之を略す）
- 一、同十一日より御城米改人足、村々より差出候一日米五合づつ、其日限に唐津、神田、和多田此三村庄屋より、受取之、名代は銀四十四匁替也
- 一、同廿七日に御家來中御屋敷番、郷中より可仕様、御奉行所より御觸御座候
- 一、同廿八日郡中不殘唐津村大庄屋彌吉方にて相談仕候、先規加賀守様御所替之砌は、郷中より廿三軒助番いたし候得共、此節は屋敷も減り空屋敷も有之候間、有屋敷高並減高割合可被致由、町中へ申遣候處、町年寄衆より尤に候、併唯今譯も知れ不申候間、知れ次第に譯付可申之由被申候に付、先々之通、郷中へ廿三軒受取屋

番仕候、但一屋敷二人つゝ、一晝夜一人賃銀四分つゝ、五月一ヶ月分、魚屋町久右衛門へ相渡申候、又六月一ヶ月番賃同人へ、六月廿二日相渡。

一、同廿四日に土井圖書殿小倉より陸にて水島へ着に付、郡中目見伺候處、其儀に不及御由被仰候。

一、末五月廿八日御城掃除人足追割出す、一人前銀九分つゝ、榊原四郎兵衛方にて受取申候、板木組控也。

一、御上使戸川平内殿六月朔日唐津御入城、同三日朝御城相渡濟、直に御發駕也、供二十五六人。

一、六月四日御城御受取之御祝儀、町者に罷出候。

一、五月四日着、名代土井圖書殿木綿町練屋、家老堀外記殿、魚屋町、市郎兵衛所、市郎兵衛所、同、清水四郎兵衛魚屋町、六郎兵衛所、

五月六日着、郡奉行、山本所右衛門大石町、金兵衛所、町奉行金子清左衛門、同宗旨奉行野村金右衛門大石町、清兵衛所、日付潮田

市郎兵衛魚屋町、代官川岸宗左衛門、利兵衛所、代官丹波治郎右衛門魚屋町、七郎兵衛所、圖書付松戸次郎右衛門跡屋敷、拜領、

家老付鈴木與右衛門同上、郡奉行付松浦彌野右衛門同上、代官付木玉小助同上、代官付小堀作右衛門同上。

一、丹波治郎右衛門・平岡惣兵衛・遠崎團七、上下四人にて六月十日より郡中見分廻り、北方より始る、御扶持手形一日一人米五合つゝ渡る。

一、御役人中一追々御城内へ御移に付、大庄屋六月十八日御祝儀に罷出る。

一、六月廿七日着の侍七人へ、七月三日大庄屋斗祝儀に罷出る。

一、同月八日着之郡代々官手附二十人着、七月五日、八日兩日大庄屋斗祝儀に出る。

一、同月八日代官、浦奉行四人着、七月五日、八日大庄屋斗祝儀に出る。

一、長崎御用人足之儀、先規之通人數無相違様に帳面に仕立差出候様に付、御先代之通帳面に認候て、七月八日丹



波治郎殿へ差出す、但奉行人氣之儀は不行、其村庄屋次第に人替仕候様被仰付候、右は七月廿二日に罷出る。  
一、八月三日大庄屋共斗召出被申候は、去年より毛付候、當年は能く候得は、去ル午年源治郎様御免狀之通り取立候間、成丈早く皆納仕候様、尤村に依て少々高下可有之候得は、是は又明年御攝可被下候間、彌御勘定精仕候様被仰付候。

一、八月十六日先御代去年より午年迄、八ヶ年之御免狀寫差出之。

一、周防守殿八月八日晚鏡村御着御泊、同九日御入城、水島濱にて大小庄屋・焼物師・鑓柄師・山崎山番、御目見仕、御役方並御家老方、御役方、祝儀に罷出。

一、同十二日小杉長兵衛長崎へ参り、同十八日歸也、是長崎御見廻之御伺之由也。

一、同廿一日周防守殿長崎御發駕、御歸り伊萬里より井手野通にて、廿七日御歸城。

一、十一月十日より宗旨御改奉行野村金右衛門巡郷。

一、元祿五壬申正月廿八日、種子本来訴訟ニ付改書上之高、郡中現米二千四百七石八斗二升四合也。

一、同十五日より代官坂田市兵衛手代中森加野右衛門、北方筋より廻初めらる。

一、申九月廿二日坂田市兵衛・信田九右衛門被申渡候は、生子殺候由不届千萬に候、向後懐胎之女相改候て、五ヶ月に成候はば役所へ可相斷候、其子自然致生殺候儀を慥知候はば、村役人中より其譯注進可致候事、若し子供大勢育置はこくみ兼候はば、其段注進可致事。

一、子六月十五日御領主御船にて江戸より御歸城、晚六ツ時故御目見間に合不申、船より直に御歸城、同廿一日長崎御發駕、御往來共御船、故に郷中何分構無之候。

平戸殿御通行覺

唐津より杉浦山三里八丁也

一、子二月三日被仰付候商人二人可参由被仰付候、所持之品、一錢、一小間物類。  
一、草履、わらづ、右品持運人足寄組より出る。

一、ばんばの辻石高峰邊迄二ヶ處、小間物賣、餅、團子類賣出。假茶屋小屋共に寄組より仕る

一、御先拂、跡押は郷組衆二人宛、杉野浦庄屋新四郎は船にて浦口迄罷出申候。

一、杉野浦に仕度品、一松明三百丁程、一こも六十枚程。但一間物二間もの一ぞふり、一わらづ。

一、其時野菜品々寄組より仕度致置候事。

一、平戸侍衆上下拾三人先立、四日杉野浦泊、内上下五人赤坂浦泊。何れもはたご也

一、壹岐守殿二月四日平戸御乗船、福島館野申へ御一泊、翌五日朝四ツ半時杉野浦御着船、唐津より御出候一色半太夫、平戸殿御上下三百人、杉の浦御茶屋へは御入りなく直に御立、唐津木綿町練屋市兵衛所にて御馳走有、役人丹波五郎左衛門・富田平左衛門・山田九太夫。杉の浦にて御互に御進物はなし。

一、壹岐守殿御使飯野孫兵衛・内藤權左衛門被遣候品左の通。

一、紗綾二卷半太夫、一金百疋大庄屋藤九郎へ、一榴島一疋次郎左衛門へ、一せひしす島一疋平左衛門へ、一同上九太夫へ、一金百疋治兵衛へ、一せひしす島一疋杉浦庄屋へ、一錢二百文市次郎へ。是は侍衆より出候由

一、寄人足百五十人内

十七人脇差紺着物十人かごかき紺着物五人、外に三十人用心。

一、馬八疋。外に五人用心、宰領 山道喜左工門、切木伊右工門、田野浦與市、入野又四郎、其五日は鏡宿御泊也。

一、元祿十一年寅二月十一日晝八ツ半時松浦壹岐守殿杉浦御茶屋御一宿、御上下二百九十人、家老山鹿平馬御茶



屋次の間新四郎居處にて支度有、用人稻垣五郎左衛門其次間、御近習取次坊主包藤は台所へ居被申、御徒目付は御茶屋前に苦假屋二軒出來候て是にて居、新四郎馬屋を御厩支度仕り候得共、御本陣を近藤平七小屋急に支度仕候、依之右新四郎馬屋にも御別行被居候、其外下宿平七・市郎治・宇左衛門所也。

一、人足百八十人内三十七人紺の着物脇差、一馬六十七疋、一駕六挺唐津より唐津より。

一、御上下共に木賃泊、唐津より商人來る、魚屋・八百屋・錢・賣わらづ・ごふり等也。

一、御茶屋入用道具類、一茶道具、一屏風、一湯桶、一手水盥。

一、手拭掛、一刀掛、一煙草盆、一ごどく、一大水桶、一たご、一小湯桶、一火かき、一藥罐、此外は平戸より

船にて御持越に相成候。

一、同十二日朝八ツ時より御先立、本陣正六ツ時出立、唐川之石高峰、並ばんばの辻御茶屋出來ル。

一、唐津より御使者近藤源右衛門上下九人、但十一日同日歸り也。

一、郡奉行奥清兵衛上下廿六人二月九日より同十二日迄。

一、代官丹波次郎左衛門上下六人二月朔日より同十二日迄、尤も兩日中歸りあり

一、同手代三人二月朔日より十三日迄追々參り、追々被罷歸候

一、壹岐守殿より白銀二枚亨主新四郎へ被下候、同金一封つゝ治吉・藤九郎兩人へ被下候。

一、本馬九十文、一半馬六十文、一人足四十五文但奴人足共

御領分家高人高御改 元祿五年壬辛十月

一、家數一萬千三百九十八軒郷中之分 内寺九十七ヶ寺、内六軒無住、山伏七十一軒、社家二十五軒、庄屋惣百姓、後家等一万千七百七十七軒

一、人數五萬四千五百九十四人郷中之介 内三万千七百三十八人男、二万三千二百五十六人女、生子四百二人、死人三百六十五人

一、家數七百九十四軒町中百二軒割組、百四十六軒借家

一、人數三千九百七十二人町中 内二千二百五十六人男、千七百十五人女、生子三十人、死人三十六人

一、外ニ寺三十四ヶ寺

一、同人數二百三十三人 内僧八十六人九十六人男、三十一人女

右未十月より申十月迄に御改也

一、元祿十一年寅正月廿四日被下候來三千俵

内割大庄屋二俵づ、小庄屋壹俵、合二百九十俵、二千十俵御領分惣百姓御救米、七百俵人別割、但浦々島々は半分、又三分一割也

一、子二月十七日加賀守殿・和泉守殿、右御兩代に御追放者、缺落者、他領へ引越候者、相改書付差上候様被仰付候

水野公御所替日記

一、寶曆十二年壬午十一月十一日從江戸早飛脚參、御所替の御沙汰有之候、土井君七十二年御在城故に御永主の様存居候處、右之沙汰に依て皆々驚申候、兩三日過て思ひくゝに御見廻御祝に罷出候、又六日過て表面御書出にて、御所替之御觸御座候、土井君下總古河、水野君唐津御領分、何となく物騒敷候、其節は不知申候得共、御後主より御役人無刀にて、商賣人の出立にて御聞合等御座候よし、後に知申候。

一、土井君御在城之處に、十二月中頃江戸御召狀到來、極月二十八日江戸御發駕也、尤も御内分は御存の由、寺社御奉行職可被成、御召之由申候。



一、明る未三月末より御家中出立の跡、大屋敷之分は二人宛、毎夜町方より番いたし候。小屋敷並十人町・坊主町・惣組中は辻々に致小屋掛、二人づゝ致夜番候。  
一、中御立・未御立之跡番は、町と郷中と半分づゝ相勤申候。  
一、四月中頃より岡崎御家中追々御入込、内町に御宿、外町は土井御家中御出立也。  
一、四月末吳服町安樂寺の會所にて、毎日御寄合有之候、御後主御役中双方御掛合は、土井家江戸留主居川村利兵衛、水野家同高宮伊兵衛。

一、四月末の御觸にて、岡崎より御家中追々御入込、無禮鹿相無之様。  
一、五月十二日御上使御着、安部平吉殿・松平藤十郎殿・御宿、町辻番新立、御宿中町高德寺、辻番新立、御先拂町組兩人御案内、町年寄一人羽織袴、御宿亭主上下、中小姓上下。

一、御双方より火番嚴重也。

一、五月十四日暮比札ノ辻に御高札掛番兩人郷與羽織袴、右御高札拜見に罷出候様御觸有之、御高札は明十五日御出立前に引る。

一、同日目附御門三ヶ所共に、御内分にて御渡相濟。

一、同夜八ツ時より京町通にて御行列揃有り、同七ツ時比外町より土井公之御家中、段々に御城内へ御入込相濟候後、御新主之御家中直に大手前被相詰、尤大手前台桃灯晝の如し。

一、十五日朝六時双方より御案内にて、六ツ三分頃上使乗物にて大手前へ御出浮、拜郷氏・松本氏御出迎御下乗之時、兩人より被召候様三度挨拶有り、然共下乗有り、上使より兩士へ御得替目出度存と御挨拶有り、直に御

乘輿大手御入門也、暫有て御城内より御使参り、大手御門受取の物頭並添役ともに二頭、長柄三ツ道具・弓・鐵砲、組子數人に爲持御入込、少々宛間有て、案内次第に一備づゝ追々入込也。二ノ御門切手、御門雁木、御門玄關迄御受取相濟比、御家老初諸役人一同に御入込、二丸へ御詰のよし。

一、二丸上段に上使御着座、三ツ土器・銚子、給仕中小姓、鬘斗、勝栗、昆布、三方、時之御挨拶相濟、安部氏之御土器は拜郷氏頂戴、松平氏御土器は松本氏同、右之有増上使の御内衆より御宿之者承之候由、覺書仕置候。

一、同日晝比上使直に御出立、御先立等御着之通、略之。

一、新堀御渡場船奉行二百石 中山武右衛門引馬、船手役人罷出、伏鎗、御代官。

一、水島御上場馬廻百五十石 杉太郎右衛門馬なし、諸事右同斷。

一、五月十三・四・五日上使御宿へ御出役、郡奉行・町奉行・留主居衆等、御新主之方中食、握飯を袖に入出役有り、晝飯時茶を乞て筭を箸として握飯を給らる、好仕方諸事感心いたせし也。

一、同十五日四ツ時比延餅を紙に包み御門番並立切之郷與へ被與。

一、大手御門を始、惣御門幕下に御新主之幕を張り、上に土井家の幕、御渡濟み直に上幕を弛め番人直に替る。  
一、立切・郷與、下に御新主之羽織、上に土井家の羽織着、御渡濟直に上の羽織を取る。

一、五月十五日晝過土井家の御家中、西御門より引取。一番、旗同竿中間を先に、持紅彩皮之覆、六ツ水車の金紋、跡乘旗奉行堀十太夫、組子少々召連、自分之手廻。

二番、鐵炮足輕三十人持之、狸々緋袋入・紺染の大繩付玉藥箱三荷中間、跡乘なし、小頭斗添ふ。



三番、臺弓足輕二十人持之、弓は一丁づゝ、白木打白猪の靱矢箱二ツ、跡乗なし、小頭斗添ふ。  
 四番、長柄三十筋中間持之、跡乗なし、小頭斗添ふ。  
 右二・三・四之備、物頭は御城内御用有之、少遅引取、坊主町より蓮池通にて直に船に乗組之由。  
 一、御城受取相濟、十五日晝頃より暮頃迄二丸へ松木氏被相詰、暮頃より拜郷氏替にて、其夜同人被泊候、定式と相見へ申候。  
 一、其後古河之様子承り候處、御城に家老衆泊無之由、土井君被御聞届御呵有之候由に付、家老小杉平馬遠慮窺有之候由承及候。  
 一、五月十七日長崎御奉行へ御届之御使は杉太郎右衛門。  
 一、口上、主人水野和泉守當月十五日唐津領並御城拜領仕候に付御届申上候、然ば已後御世話罷成可申候、仍此品進上仕候由、干鯛一折、樽代金<sub>三百疋</sub> 外に箱物有り、五月廿六日歸宅、同三十日城内屋敷へ移らる。  
 一、五月廿日頃迄に惣土方、銘々之屋敷へ被引移。  
 一、御書出

諸土方へ一切掛賣等不仕候様、猶又萬事御先代之通、堅可相守旨御觸有之候。

寶曆十三年癸未六月朔日

水野家分限記

千石	御家老	千二百石	上同	御城代	七百石	御年寄
	水野三郎右工門	拜郷源左工門	七百石	二本松右京	七百石	中村源太左衛門

四百石	御年寄	四百五十石	上同	近習	二百石	上同
	鈴木次兵衛	野田次郎右衛門	百石	鈴木市藏	二百石	松崎助六
六百石	前同	四百石	上同	歩行頭	二百石	上同
	松野尾五郎右衛門	鈴木彌一右衛門	二百石	小泉文左衛門	二百石	松本大學
四百石	前同	二百五十石	留主居	小納戸	二百石	上同
	石原十郎右衛門	牛尾四郎右衛門	二百石	嶺岸九郎左衛門	二百石	雄倉狩野右衛門
二百五十石	留守居	二百俵五十人扶持	同上	前同	百石	上同
	渡邊源五右衛門	一色左京	二百石	稻垣惣右衛門	百石	川俣七郎右衛門
百俵十人扶持	旗奉行	同上	百石	前同	百五十石	上同
	青山平右衛門	百俵二十人扶持	同上	目附	百五十石	植田余平治
二百五十石	鎗奉行	同上	百五十石	加藤嘉内	百五十石	上同
	河野彌左衛門	中野波源大夫	百石	前同	百石	上同
三百石	者頭	二百五十石	上同	伊藤八太夫	百石	上同
	二本松將監	德賀七左衛門	百石	目附	百石	上同
百俵三十人扶持	前同	二百石	百石	吉田八左衛門	百石	上同
	關善左衛門	劍持奎之助	百石	江戶吟味方	百石	上同
二百俵五十人扶持	前同	二百石	百五十石	大澤武兵衛	百石	上同
	林水右衛門	三好次郎九郎	百石	目附	百石	上同
二百五十石	前同	上同	百石	三好七十郎	百石	上同
	大造寺源吾	河野權兵衛	百石	已下小姓	百石	上同
二百五十石	前同	上同	百七十石	友松七之丞	百俵	上同
	豊島七右衛門	齋藤奎之助	八兩	豊島彦七	八兩	上同
二百石	前同	上同	百五十俵	安見新七	百石	上同
	仁科九郎右衛門	龜井角田兵衛	八兩	岡部庄五郎	八兩	上同
二百石	前同	上同	八兩	眞田市五郎	八兩	上同
	鈴木又三郎	志賀伊兵衛	八兩	武内助十郎	十三兩	上同
三百石	前同	上同	八兩			上同
	船津左近右衛門	町奉行	八兩			上同
百五十石	町奉行	岡部新兵衛	八兩			上同
	岡部新兵衛	五十人扶持	八兩			上同
		近習	八兩			上同
		玉瀨彌五左衛門	八兩			上同



八兩	保見孫九郎	八兩	浦 八之丞	六兩	御合奉行	六兩	上同
八兩	豐島市之丞	八兩	加藤源六郎	六兩	御膳番	六兩	上同
八兩	大道寺源六	八兩	大澤庄太夫	六兩	朝比奈又市	六兩	上同
八兩	寛 與一兵衛	八兩		六兩	中島與一郎	八兩	上同
八兩	江戸開番	八兩	松本九郎兵衛	三百石	以下馬廻	二百石	桂 三左衛門
八兩	清水源助	八兩	上同	百五十石	衣里又藏	百五十石	林久兵衛
三十兩十人扶持	河野舟齋	百五十石	上同	百石	中根彌左衛門	百石	玉置市之丞
五十兩五人扶持	伊藤香菴	五十兩五人扶持	猪俣松順	百石	秋山平太夫	百石	平賀市之丞
三十兩十人扶持	山田良菴	四十兩十人扶持	春田道碩	二百五十石	新海安之丞	二百石	五十幡孫右衛門
十五人扶持	鈴木亭伯	八兩	林上意仙	百石	秋元四兵衛	百石	若菜助左衛門
五人扶持	東城玄徳	八兩	和田玉甫	二百石	高宮嘉兵衛	二百石	津田權八
六兩	天流玄奄	八兩	上同	百石	山中八兵衛	二百石	川安太夫
百石	祐筆	八兩	小野九郎右衛門	百石	國分次郎左衛門	百五十石	清水金太夫
八兩	前同	五十石	横目	三百石	笹本金太夫	二百石	落合彌一兵衛
五十石	横自	八人扶持	中川彦兵衛	百五十石	富岡次郎右衛門	百五十石	津田七左衛門
八兩	前同	五十石	渡邊小兵衛	百石	古市彌五右衛門	百石	木村武左衛門
五十石	篠崎與左衛門	三十石	小田善兵衛	二百五十石	關助兵衛	百石	新宮新四郎
十兩	大納戸	十兩	不破源七	二百五十石	天野源之丞	二百五十石	近藤十郎兵衛
	勘定奉行		上同		遠藤仁左衛門		
	白崎庄左衛門		川村清太夫				

二百石	今泉源太夫	百石	安部井勝右衛門	百石	町居金兵衛	二百石	大場市兵衛
百石	安鷹源八	二百石	三浦市郎兵衛	百石	渡邊十郎右衛門	二百五十石	關川五郎右衛門
百五十石	木崎源五左衛門	百石	水野多九郎	百石	松野尾左次兵衛	百石	堺角之丞
百五十石	河合宗左衛門	二百石	和田平兵衛	百石	羽團之助	百五十石	鈴木森右衛門
百石	松野尾源五右衛門	二百石	藤田五郎兵衛	百石	淺井半右衛門	三百五十石	落合九郎兵衛
百石	戸田嘉右衛門	二百石	小林市左衛門	二百石	柴田武太夫	二百石	熊倉又之丞
二百五十石	牛尾龜右衛門	百石	青山源兵衛	百石	目置十太夫	百石	板倉惣右衛門
百石	山川五郎兵衛	百五十石	青木源兵衛	三百石	高坂頼母	二百石	呼子七兵衛
二百石	浦久左衛門	二百石	中島彦四郎	二百石	進藤太夫	二百石	水野彦左衛門
百石	吉田又左衛門	二十人扶持	柘植清左衛門	百五十石	中山甚五兵衛	百石	堺又兵衛
二百石	井上鹿助	二百五十石	磯村右衛門	百石	豐島太郎右衛門	二百石	大久保武助
百石	小藏新九郎	百五十石	伊藤丈左衛門	二百四十石	須賀井半兵衛	二百石	青山又兵衛
百石	龜井新藏	百石	杉牛之助	百石	柘植藤右衛門	三百石	志賀太郎兵衛
三百石	佐藤十右衛門	二百石	東城仁左衛門	二百石	岩本小兵衛	二百石	梅澤九郎兵衛
二百石	神谷六郎兵衛	百石	神山五郎右衛門	百五十石	米村元右衛門	百五十石	志賀主稅
百五十石	酒井佐太郎	百石	奧傳右衛門	百石	落合武右衛門	百石	眞野三右衛門
百石	須賀平十郎	三百石	眞田數馬	百石	松村半左衛門	百石	足立新左衛門
百五十石	神谷十太夫	二百石		百石	入谷嘉右衛門	百石	山路左兵衛



百石 平井三九郎 百石 山口勘十郎  
 百石 保之所左衛門 百石 久永半左衛門  
 百石 夏目三郎兵衛 百石 喜多村又左衛門  
 百石 石川六郎右衛門  
 一中小姓八兩三人扶持づゝ(五十一人 姓名略)  
 同八兩づゝ十人 姓名略  
 一 下り立六兩三人扶持づゝ(二十二名 姓名略)  
 同三十兩 磯部彦兵衛 同七十石 都築新五右衛門  
 同四十兩 小川長五郎 同三十兩 波多野三十郎  
 同十兩 沼野孫助 同十兩 大谷源兵衛  
 同十兩 秋元權右工門 組頭已下同  
 同五十俵 富永惣右工門 同五十俵 中山權右工門  
 同五十俵 松村十郎右工門 同五十俵 澤半右工門  
 同五十俵 小瀬半兵衛 同三十石 高村孫右工門  
 同六兩 破損奉行 同六兩 同上 寶屋佐七  
 同六兩 松本又右工門  
 一 御代官  
 小林次郎右工門 本部小右工門 窪寺彦兵衛  
 鈴木小市左衛門 下川元右衛門 古川太郎兵衛

平間勘平次 服部八郎左衛門  
 一步士侍六兩二人扶持づゝ(二十三人 姓名略)  
 一 御料理人  
 石川三太夫 同上 高岸市右衛門 御茶道 高宮新齋  
 一 奥様付  
 百石 山田平兵衛 百石 熊倉權左衛門  
 七十石 江手屋敷奉行 同上 荻野茂助  
 二百石 欠渡勘左衛門 六十石  
 二百石 お袋様付 三郎右衛門  
 一 祥田衆十三人(姓名略)  
 江戶金奉行 齋藤四郎右衛門 同上 安部又右衛門  
 江戶大納戸 野澤市郎右衛門 同上 岡本源五郎兵衛  
 江戶帳付 大田與兵衛 同上 設樂惠兵衛  
 奥様御歩士已下(五人 姓名略)  
 一 若殿様付  
 二百俵五十人扶持 富島五郎右衛門  
 二百俵 井河伊左衛門 百五十俵 服部與左衛門  
 百石 蘭田市右衛門 百石 高井清太夫

百石 井上助左衛門 百五十俵 御小納戸 鈴木六兵衛  
 百石 御小納戸 神山五郎太夫 百石 同上 須賀半十郎  
 一 御小姓八兩づゝ(七人 姓名略)  
 八兩 御祈筆 築井次左衛門 八兩 御醫師 八木芝菴  
 八兩 御醫師 千田玄意 八兩 御目付 前野太郎兵衛  
 八兩 御目付 岡村清右衛門 十人扶持 井上佐右衛門  
 十兩 廣間番 長岡清兵衛 八兩 同上 竹中源七  
 八兩 同上 鈴木五右衛門  
 一 御膳番  
 堀田又右衛門 岩島彦右衛門 鈴木茂右衛門  
 一步士組頭  
 六兩 宮守十郎右衛門 六兩 同上 野口平藏  
 大納戸 古川彌二右衛門 破損方 三宅小助

奥様派  
 二百石 八人扶持 浦山權兵衛 二百石 同上 奥村彌一右衛門  
 五十俵 權五郎様付 松浦四郎兵衛 五十俵 同上 三上惣右衛門  
 八兩 前同 宮部平藏 八兩 同上 岡田平六  
 八兩 前同 前野市之進 八兩 同上 幸村三右衛門  
 六兩 久米之助様付 德橋源兵衛 六兩 同上 森多助  
 六兩 前同 刑部角兵衛 同上 尾上新平  
 齊宮様付 生駒市右衛門  
 一 御歩士八人 姓名略  
 一 料理人  
 材理人頭 脇部彦兵衛 (外二四人 姓名略)  
 茶道 三谷慶順 勘定役 市川佐平  
 勘定役 稻坂嘉兵衛

水野公在城之記

一、總州結城郡山川、元和元乙卯年拜領監物忠元公爲老中職、御加増共に領三萬五千石、監物忠善公迄御在城廿一年、下野國山川。鹿沼とも有  
 いかゞ



一、駿州藤津郡田中、寛永十二乙亥年拜領、監物忠善公御在城七年。  
 一、參州渥美郡吉田、寛永十九壬午年七月廿八日拜領、監物忠善公御在城三年、忠善公一世四ヶ所御移城、一萬五千石御加増有り以上領五萬石爲御老中職。  
 一、同州額田郡岡崎、正保二乙酉年七月十四日拜領、大監物忠善公・右衛門大夫忠春公・豊前守忠盈・和泉守忠之公・監物忠輝公・監物忠辰公・和泉守忠任公迄七世にて百十八年御在城。  
 一、肥州松浦郡唐津、寶曆十二年十月朔日拜領、和泉守忠任公・左近將監忠鼎公・式部少輔忠光公。  
後和泉守此  
 人文化九年  
 隱居す當主も和泉守と  
 云ふ同年九月入城也

天 滿 宮 大石

大石村威徳山聖持院守護する宮也、開山は願宥、往昔は滿島山に在けるを、寺澤氏今の城築の時、此地に四躰を移さる、五人天神山と稱す。天満宮・觀世音・松浦不動・草野不動の四躰也、兩不動は聖持院護摩堂又内佛に安置す。滿島は八幡宮同處に權現、海士町に辨財天以上七社也、皆聖持院支配にて、城主より年々御供米七石づゝ寄附也。  
大村五反田御寺大明  
 神も聖持院支配也 鶴城築きは文祿四年に初りて慶長七年に終る、大石天満宮建移は十三ヶ年後、元和元年正月より三ヶ月に成就也、廣高公齊三日家臣を率て祭禮あり。奉行は並河三郎兵衛なり、毎歲正五月に連歌の奉納あり、城主代々この事あり。

嘉瀬 法性寺之古書

就今度上下之辛勞從相坂西三十三ヶ國船可爲嘉世之津間之狀如件  
 安元二年八月廿二日 平中納言教盛判

荒木乘觀入道へ

於肥前國嘉世津、往昔丹波少將成經・平判官康賴俊寛僧都、硫黃島へ流人刻、荒木乘觀入道上下就致辛勞候、爲褒美給平中納言教盛之書狀、右乘觀末孫雖有之、於渡屋者放失之義も可有之之間、法性寺へ遺置、嘉世津爲規模如斯、然者敷地一反三畝廿步、此米二石一斗八升餘之事、彌令裁許畢。

慶長三年五月廿二日 肥後侍從

平中納言教盛卿並肥後侍從殿より之文今佐嘉那嘉瀬庄法性寺に之有、致一覽候節寫置候也

賴朝御時代知行千丁已上

一四萬五千丁 北條四郎平時政	一一萬丁 梶原平三平景時	一三千丁 岡部六彌太忠澄	一三千丁 猪股小平六朝次
一七千丁 梶原源太平景季	一三千丁 梶原源次平景高	一三千丁 兒玉小次郎高義	一三千丁 別府小太郎治重
一三萬丁 畠山庄司重忠	一一萬七千丁 和田小太郎義盛	一三千丁 横見兵内氏助	一三千丁 玉井四郎助高
一四萬丁 佐々木四郎源高綱	一七千丁 曾我太郎祐信	一三萬丁 成田五郎房光	一五千丁 秩父六郎重氏
一七千丁 熊谷治郎直實	一一千丁 熊谷小治郎直家	一二萬五千丁 江戸民部頼盛	一五千丁 河原小太郎
一五千三百丁 土屋兵衛高光	一一萬六千丁 足立與平安房	一三千丁 河原小次郎盛直	一五萬丁 武田太郎信義
一三千丁 本馬彌太郎信高	一一萬丁 三浦大助義澄	一三千丁 一條次郎模義	一一千五百丁 板坂四郎高房
一五千丁 足助中將義元	一七千丁 川越太郎重房	一三千八百丁 佐久間次郎基家	一一千八百丁 和田小太郎義次
一三千五百丁 木村源三義秀	一一千丁 堀野彌太郎恒平	一二千丁 畠山太郎重氏	一一千丁 成田兵衛房次
一一千丁 堀野佐助滋次	一三千八百丁 平山武者所季重	一三千丁 眞田與市近房	一五千丁 秋口彌源次高元



一五千丁	木下左衛門勝武	一三千五百丁	後藤兵衛眞元	一萬丁	濱名小太郎爲本	一三千丁	登田彌次郎重氏
一三萬丁	金子十郎宗忠	一萬丁	金子市郎近則	一萬五千丁	加藤彌太郎近光	一三千丁	佐久間庄司是義
一千丁	後藤新次直次	一萬五千丁	船越三郎忠平	一三千丁	西越三郎恒直	一五千丁	今川十郎元光
一七千丁	村越宮内方重	一萬三千丁	宇都宮彌三郎友綱	一萬五千丁	皆川小源次幸重	一七千丁	杉浦兵衛是道
一萬八千丁	里川彌次郎次綱	一六千丁	丹羽久助久盛	一萬丁	藤堂民部大輔高光	一萬千丁	五十嵐小卷治助正
一五千丁	玉村太郎助氏	一三萬八千丁	片山三郎盛高	一七千丁	蜂屋冠者高頼	一八千丁	山本治郎兼光
一三千丁	相生小太郎頼方	一萬八千丁	結城七郎友光	一萬丁	立井藤次久秀	一萬八千丁	那須與市宗高
一萬丁	小山小太郎幸義	一萬丁	次屋彌大郎正義	一七千丁	足利庄司次元	一萬丁	大原判官茂重
一七千丁	長沼五郎宗正	一七千丁	木村兵内左衛門重房	一萬丁	築田三郎秀忠	一三千丁	堀野九郎近忠
一萬七千丁	千葉助常胤	一萬丁	相馬次郎頼胤	一千丁	山名兵衛安助	一七千丁	大橋源内義政
一萬丁	大原太郎宜高	一七千丁	小原小次郎季次	一萬五千丁	佐竹太郎盛眞	一萬丁	田代冠者信綱
一萬七千丁	猿島兵衛幸重	一萬八千丁	逸見三郎兵衛	一萬丁	村上判官代安國	一五千丁	佐原十郎義次
一萬五千丁	小笠原將監頼重	一三萬丁	南部左源次頼助	一三千丁	澁谷藤大眞重	一一千丁	伴谷四郎友正
一萬丁	下山彌太郎久茂	一五千五百丁	近藤三郎是義	一五千丁	新田四郎忠綱	一三千丁	高橋源次郎忠光
一萬丁	片桐三郎長光	一萬五千丁	内藤次郎秀長	一五千丁	長北三郎諸光	一五千丁	長南次郎光重
一七千丁	黒田小次郎友高	一萬八千丁	齋藤彌三郎重道	一七千丁	金岡彌太郎重秀	一七千丁	小重左源太高秀
一八千丁	村上次郎是重	一萬八千丁	井上三郎義盛	一三千五百丁	小山藤内氏基	一五千丁	片岡三郎正久
一三千丁	石山太郎安意	一七千丁	白川兵衛景重	一三千丁	山内宮内左衛門重高	一八千丁	依田彌太郎幸安

右都合百十九萬九千二百丁  
 此外ニ都合諸候百廿四人 關東祇候之分 知行高百二十一萬  
 五千二百丁

右者長崎の異國會所に五ヶ所京、江戸、大阪、長崎、堺の諸役人宿老札證人、常に出席いたし用談の折から(中略)一老翁の曰く我が方に鎌倉の分限帳有之候と云ふ是を見たりとて記す。

足利時代鎌倉諸候知行高

足利直義執事高師直兄弟を誅せんとして却て師直が直義を襲ふことあり、後直義吉野皇居へ落られたり、于時直義に参たる人々の知行高賴朝時代文治元乙巳年より百六十六年觀應元庚寅年也

一三千貫	吉良左京大夫滿義	一二千貫	吉良上總三郎滿員	一五千貫	高土佐守師秋	一三千貫	千秋三河太夫惟範
一五千貫	石堂中務大輔頼房	一三千貫	石堂左馬頭頼直	一二千貫	大高伊豫守重成	一三千貫	宍戸安藝守朝重
一二千貫	石橋左衛門和義	一一千貫	石橋治部大輔宣義	一三千貫	二階堂美濃守行通	一五千貫	佐々木豊前次郎左衛門慰影清
一三千貫	尾張修理大夫高綱	一一千貫	尾張民部大輔氏經	一三千貫	里見藏人義宗	一三千貫	勝田能登守助清
一二千貫	左近大夫將監氏頼	一二千貫	荒川三河守詮頼	一二千貫	狩野下野三郎義次	一三千貫	園田美作守元次
一三千貫	細川刑部大輔頼春	一二千貫	細川兵部大輔顯氏	一三千貫	波多下野守行義	一三千貫	波多野因幡守行高
一三千貫	畠山大藏小輔直宗	一三千貫	上杉伊豆守重能	一五百貫	根津小次郎元久	一五百貫	和久郎左衛門尉久國
一三千貫	上杉左馬助朝房	一三千貫	上杉彈正少輔朝貞	一一千貫	齋藤左衛門大夫利康	一三千貫	飯尾修理進入道
一三千貫	長井大膳大夫廣秀	一二千貫	和田越前守儀通	一五百貫	須賀壹岐守清秀	一一千貫	藤田石見守助次



- 一三千貫 秋永新藏人朝政 一五千貫 島津四郎左衛門尉輝親
- 一三千貫 山田伊勢守義元
- 都合三十九人 知行高十萬五百貫
- 執事高師直方ハ參集人々
- 一八千貫 山名伊賀守時氏 一二萬貫 今川五郎入道心省
- 一六千貫 今川駿河守頼貞 一八千貫 吉良左近大夫將監貞經
- 一七千貫 大島讚岐守成貞 一六千貫 仁木左京大夫頼景
- 一五千貫 仁木越後守義長 一九千貫 仁木彈正少弼頼勝
- 一五千貫 桃井修理亮義盛 一五千貫 畠山宮内少輔國頼
- 一九千貫 細川相模守清氏 一九千貫 土岐刑部大輔頼康
- 一五千貫 明智治郎頼兼 一五千貫 明智藏人頼雄
- 一二萬貫 佐々木佐渡判官秀綱 一九千貫 佐々木四郎左工門秀定
- 一五千貫 佐々木大夫判官氏頼 一六千貫 佐々木四郎左工門直綱
- 一二萬貫 佐々木近江四郎氏綱 一六千貫 佐々木五郎左工門尉定詮
- 一七千貫 佐々木大原判官時親 一八千貫 千葉助員胤
- 一八千貫 宇都宮三河入道 一五千貫 武田伊豆前司信氏

江戸町家人數

或人云 長崎に八十八丁有り、江戸八百八丁と云ふ

然ば長崎に十倍なるべしと、一座大に笑ふ、江戸宿老

曰、八百八丁と云は二代將軍御城築の節、初て付けたまふ町數也、次第に繁昌して當時左の如し

へ御救無御座候。

- 一惣町數千六百七十八丁、但表通は十萬八千軒
- 一惣本家數十八萬八千軒、但百十二軒ならし
- 一惣人數五十二萬六千九百人、此内三千八百四十一人座頭

一御大名方二百八十餘と云ふ。

一御旗本八萬騎と云、古代の御定にて當時にては十何萬なるべし。深江順房考るに八萬騎と云は、旗本惣勢八萬人と云ふ事にて、清華等迄入ての事なるべし。或人の記録を見たるに、旗本方惣人數五千六百餘人とあり、然らば騎は人に作る是なるべし。當時に到ては御旗本惣勢は十何萬人と見たり。

- 一諸宗出家二萬六千九百人
- 一山伏三千八十人、神主九百人
- 一吉原男女六千四百四十人、吉原遊女二千五百人
- 此惣人數五十六萬五千五百人 或説九十七萬四千七百二十一人も有り
- 天明七丁未年に御救米金被下候左の通り
- 一御米六萬俵、但一人前三升五合四勺づゝ。
- 一御金二萬兩、但丁錢六貫文替 一人前九六づゝ二百二十文に當る。
- 右御公儀御勘定所御扣寫也、文化元年迄、十八年になる 端々の郷民

一（日本惣人數）江戸武家・町家二千七百五十五萬五千百一十一人と云、文化二丑年六月依命宗旨奉行根岸肥前守殿御改也、とあり。

此人數は日本惣人數のことなるべし、其故は明和年中日本國中惣人數二千六百餘萬人なり、夫より人數増長して本文のごとくなるべし、然るを江戸の人數に取違ひなるべし。

武藏一國の惣人數明和中には百七十餘萬人也、然ば江戸人數は九十萬人に過べからず。

和漢地理人數問答

人王十五代神功皇后の御時に漢土大亂、魏の大國と吳の中國と蜀の小國と數十ヶ年の戦争は、三國志に出でた



り、蜀二世劉禪魏に降る時、蜀中を改むる記に曰、官吏四萬人、軍兵十萬二千人、家數二十八萬、一軒に付三人、八分男女九十四萬人、惣人數合百八萬二千人、兵糧四十萬石、金銀二千斤、錦繡絲絹二十萬疋、其外庫内積貯物幾千萬といふ事を不知、于時炎興元年十二月一日也。

長崎夜話、或人問曰、蜀國は當時の前田加賀宰相殿領分程にて候哉、答時代遙に隔れば大に相違あり、三國志の時分は日本國中の惣人數五百萬人に不足とかや、享保年中に和漢を引合たる書あり末に出す。

和漢地理人數、長崎宿老云、長崎天文者求林齊と云者の底拂と名附たる書に、日本は少陰の國にて、造化生々の氣壯なるにや、三十四代推古帝の御時、人民の數四百九十六萬九千餘人とかや、四十五代聖武天皇の御時に到ては八百六十三萬一千餘人となれり、兩帝を相去る事百三十年、人民の増益凡三百六十六萬餘人、是を唐土の人數に較べ見るに、前漢の人數五千九百五十九萬四千九百七十人、夫より後漢三國晋南北朝を歴て、隋代に到ては四千六百一萬九千九百五十六人、次に唐宋元明を歴て、今清朝に到りて口數凡六千二百萬餘人也、漢より隋は却て人數減少す、其間凶年亂世打續たる故にや、隋より清に到りて一千年に人數の増加凡一千五百九十八萬人也、今日本の口數凡二千何百萬人とかや、隋は推古帝の時に當れり、此時日本の人民五百萬に不足して、今二千餘萬人なる時は、唐土の増益より甚多し、他は土唐の十分の一に不足して人數の三分の一より多き也、今清朝の人數六千二百萬人、日本當代の人數二千四百萬人于時享保四年己亥、今文化二乙丑辛迄八十七年になる然時は其比蜀に隨ふ地方は日本の半分程成るに、人數は五分一位なるべし、今清朝の事は諸記に委細也故に略之、

深江順房考也、日本明和年間惣人數二千六百餘萬人、清高宗皇帝乾隆年中戸數三千八百九十餘萬、十六より六十迄丁と唱へし、公役を勤め候男斗り、十千萬ト三百餘萬人也是は大清會典に附出にして、本文の考より大に多

き也、官家並老少の女迄は必二十千萬と四五千萬人なるべし、是は十八省の人數也、西域並七部に分てる處の戸口幾千萬人なるや不詳。

藥師如來靈夢之事

天正二甲戌四月八日、早岐淨漸寺門前の六七歳の童子、俄に法印の前に來、藥師の命とて此地不日に猛火の煙と成べし、急き牛盜人の城に移るべし、あな穢しや、水呑んとして水桶を傾け呑むと、等しく倒臥す、一時斗に睡も物の氣も醒めたり、人々狐の所爲ならんとして、藥師は其儘におきたり。又翌日彼童子走り出て、衆生に奇持を見すれども信せず。我は淨琉璃世界の主なりといへども、衆生を救はんとの誓願ぞとて、さめ／＼と啼たるにぞ人々不思議に思ひ、廣田城へ御像を移しければ、大藏と云ふ山伏爲執行唐津に在りしか、歸りて申は、唐津城中には出陣の由と見へ候程に、侍の下人に自身の甥隱置候脇差を與へ、近日大村理全早岐へ攻寄べき内通にて、唐津、有馬、有田殿迄加勢の用意也と聞へ、急ぎ歸り注進申と語りたり、扱は如來の靈驗山伏へ注進相應すと、諸方の手を定めたり、是偏に隆信の神社を再興し、佛閣を補はれし徳、士民歸伏の瑞相なるべし。

井手平合戰之事

かくて時日移さず、廣田城には佐々清左衛門入道加雲佐志方左兵衛入道善芳を大將として川尻迎椎葉中野八並等の侍三百五十人相籠、井手ノ平には杉江六左衛門、岡野甚太郎を大將として、堀江大學、岡野甚右衛門、同小源太、長嶺久助、悪多田左市、武尾秀卜、丸田宮内、山田久之允、迎兵部、大渡野左馬、中倉早右衛門、同佐左衛門、吉田九郎右衛門、山口權左衛門、小佐々伊豫、朝永主殿等都合三百人が楯籠る、早岐には高明を大將として西口の一族其外他國歸伏の侍を備置、人質を平戸へ取納、寄手波多有田の勢は内野口より向ひ、有馬大村の勢は



神徳寺より廻り一同に井手平城を攻たりしに、双方過半打死して相引にす。敵は多勢、城中は小勢にして、殘少に成りれれども、死地の兵なれば寄手も少しひるむを見て、波多源治兵衛下知して、急に攻落と云に氣を得たり城中より女童子と夜中に廣田に落しけるに、紐指の薬師坊松江六左門か幼息を預井手平へ忍行くに椎葉安藝、志方鷺之丞も城中によしみ有りて忍び入たれば、城中は大勢の與力の心持して、夜明なれば今日を最後と戦ひしが、岡野甚太郎敵陣へ駈入四五人切伏討死す。椎葉市六、志方左助も大勢の内に割入討死す。薬師坊は敵陣へ飛込み從横無盡に働き、波多源治を求むれども不近寄、城中に駈入り見れば松江は切腹して、未子小五郎十五腹切らんとする處を諫めすかし、敵中に駈入て一枕に討死す。殘の城兵十二三人迄討死せり、中に椎葉志方は庇を蒙れども不厭、敵中を通拔廣田をさして落ちけるを、武者の通るぞのがすなと騒げども、御邊達は狽てたるやと目を怒らせば、味方と心得通しける、猶疑敷や思ひけん四五人追掛たるを引返し打拂ひ、廣田城へ駈付け、井手の平を願みれば黒煙天に滿たり。

## 廣田城合戦之事

寄手は井手の平を攻落して馬を休め、廣田城を攻んと評定する處に、隆信海陸より後詰すると聞へける、有馬は不悦の事ありて有馬へ歸る、殘の大村、波多、有田勢は勝を得たりといへども、人數漸五百人に不足、其上長陣に退屈して歸陣の志のみ也、佐高進出申すには、已に四家の侍一味として井手の平を攻しも、廣田を攻落さんとの事ならずや、然ば殘兵寡くとも勢は強し、隆信が來らば千騎が一騎に成迄、廣田を枕として打死せんこそ本意なれと云ふ、諸卒一同に其日巳刻廣田城に押寄せたるに、城中靜まり返り、三日守り居りたる處に四月廿八日隆信の勢海陸より押寄せたれば、元來引色なる寄手、我先と落しを、長嶺大膳信吉船を着け、引敵を打て首を取り

たり、寄手は宮野村迄退き、諸卒を集め休息する處に、鎮信大勢にて打てかゝりしかば、陣中動轉して散々に成り、鎮信勝に乗すと云とも、客戦なれば早岐へ引返し、一ヶ月逗留ありて平戸へ歸陣せらる。

## 彼杵平戸に屬する事

## 附針尾船軍並北川長助働の事

彼杵を初として近邊の地侍、隆信に附くべしと志す者多き中に、内通の兩人佐々加雲、佐志方善坊志を通す、隆信悦び本領を安堵せしめ、佐志方、佐々、彼杵へ出船せしに、大村與市此事を聞き大に驚き、兵船十艘斗に取乗り、金繁にて兩人を待受ける、兩人是を知らず水頭口を過ける時分に、四方より取巻しかば、不叶して加雲は金繁島に上り切腹す、佐志方は主従二人岩の洞に陰れたり、北川長助も此船にありしが、太刀刀を隠し、繩帶をして水夫の體に變じけれども、見知りたる者ありて生捕り、佐々が首と一つに與市の船に乗せ、大村さして漕戻す、佐志方庄兵衛は其比針尾にて此事を聞て、此瀬戸を空く通さんは無念なりとて、相浦より侍五六十人呼寄、小船五六艘に乗り、針尾の瀬戸へ待ちかけしに、如案大村から通る處を討ちければ、大村勢多く手負討死す、瀬戸はたざりて落潮なれば、櫓楫自由にならず、故に敵船へ乗移り、首百餘級討取り早速平戸へ注進せしかば、隆信より感状を與へらる、一兩日經て善方海士船に乗り隠れ歸りたり、扱て與市は針尾にて散々に打なされぬれども、加雲か首と北川長助を失はずして夜に入り、早岐の瀬戸を落しけるに、鼠島の邊にて小船より來る者あり、是は早岐の城内にて彦六郎と云ふ下人也、金銀を賜らは兄弟心を合せ、味方早岐の役所に火を掛んと云ふ、與市悦び恩賞は功によるべし、近日内通せよとて悦ひける、北川船底にて聞付、如何様にもしてたばかり、逃げばやと思ひ、さかうして船はたへ出、繩取共に海へ引入、水練繩ぬけの達者なれば、水底をくゞりて向の島に飛び上り、種々の高言をはき、早岐の城へ入り、彼の下部を尋ねければ、はや逐電したりけり。



隆信憫義附西伯之事

大村與市は北川にたばかられし事を無念に思ひ、一兩日を経て加雲が首を持ちて早岐に來り、城下に此を出しおびきけれども、城中よりも悪口を云ひかへし敵を打拂たり、かゝる處に隆信早岐へ來られ、今度の忠節を感せられ、井手の平にて戦死を遂げし侍共の後世菩提を吊ひ、塔婆を建て供養せらる、依て衆士無二心近者悦び遠者なつきけり、藥王寺是れなり、西伯周文王の事引きたれとも爰に略す

隆信落髮並終焉之事

隆信文武兼備、郡邑平安、士農工商其處を得、功成り名遂けたれば、髮を落し印山道可と號せらる、勝尾嶽の東に館を構へ隠居せらる、かくて慶長四己亥三月二日より病に犯され同六日の早且に鎮信を近く呼て、命今日にあるべし、能々衆卒を扶持し、萬民を慈愛し、郡邑を安堵せられよ、是は當家に傳はりし重寶とて、水滴の長刀と燈臺切の刀と、春日立の駒副へて譲られ、其後應を一見して笛を取りて、睡眠のことくして終り玉ふ、上下一同哭泣限なし、八日の暮に一片の煙となしたり、于時享年七十二歳也、法名尊勝院殿印山道可大居士。

印山寺開墓之事

道可終焉の後、勝尾の嶽の館にて怪異多かりければ、鎮信西禪寺の玄順法印を召て、國家安鎮の法を行はせられ、館をば一字の眞言院と改め、山城國勝實山醍醐寺へ寺院の號を乞はれければ、法音院報恩大僧正より、寺は可道の號に因み院號は道可、百戰百勝の功あればとて、印山尊勝院とて附らる開山は、凡道可の善行勝て不可數貞成（以下略之）

平戸觀音寺

本尊聖觀音座像、小松重盛公願佛、開山澄乘法印、眞言宗眞義京都智積院派、安滿岳楊柳山三最寺末寺、應永十年癸未八月三日唐船古物鐘を積來る、右施主當院爲寄進、其銘曰聖護院御願處、平戸島觀音院、奉施入鐘一口、右奉爲天長地久、御願圓滿、當浦安穩、地頭源理殿中安全、殊大檀那崇久同女大施主息男壽福增長、萬民快樂、應永十年癸未二月日文化二年にて二百八十三年

平戸領寺院名寄

一天台宗三ヶ寺

岩淵山樹光寺 末寺 粟田口青蓮院派 平戸 涼雲寺  
本尊藥師開山 一圓僧頭都慶安 年中東照宮鎮座

一眞言宗眞義十八ヶ寺

楊柳山西禪寺無量壽院 末寺 福青山長榮寺觀音院 城下  
安滿岳に在り京都智積院派  
御飯馬場 通法山神能寺來光院  
田平 萬青山彌勒寺 田平 寶玉山神宮寺  
星鹿 羽黒山金泉寺 志佐 瑞松山本光寺大乘院  
調川 梅尾山西福寺 江迎 榮久山壽福寺  
一眞言宗眞義六ヶ寺 志自岐山圓滿寺多聞院  
城下 千景山正安寺吉祥院 紐指 福 滿 寺  
小値賀 島山滿福寺 志自岐山麓 阿彌陀寺向東院  
明河内 清 安 寺  
一右同一ヶ寺 無本寺高野山最教寺虛空藏院  
稱談議所、唐畫涅槃像有り、珍講也、松浦法印朝鮮より取來らる唐金の藥師佛の御頭あり、體は木にて作次て有り、今存珍佛也



- 一末寺四ヶ寺** 勝尾山印山寺尊勝院此寺印山道可大居士隱宅跡也 相浦 惠羅山法音寺 相浦 岩間山東漸寺延命院
- 江迎船野村 遠海山蓮巷寺潮音院
- 一眞言宗無本寺** 寶龜山金胎寺佛護寺
- 一同無本寺** 金景山三鈴寺廣前院

- 右同 長 福 庵
- 田平 龜淵山圓通寺 志佐 珠林山寶昌寺
- 志佐 金剛不庄山壽昌寺 江迎 樂音山東勝寺
- 右同 鳳 翔 寺 佐々 太平山正興寺
- 江迎 慈 現 庵 右同 報 恩 寺
- 佐々 大 日 寺 小佐々 永 德 寺

以上都合眞言三十一ヶ寺

(一ヶ寺不足脱か)

一京都妙心寺派三十二ヶ寺

善山普門寺大門額善山前花圓東書、本尊正觀音盤珪國師作、開山前肥州大守、普門天宗大和尚、足利義窓、將軍普光院殿御靈屋あり、寺領百石、領主普請也

- 末寺 龍王山觀音寺 平戸 興 福 寺
- 平戸 南院山集雲寺道志禪師開山 平戸 補陀落山隣松寺
- 平戸 塔山幽松菴 田助 寶 曲 寺
- 田助 慈眼山天桂寺 生月 竹鞭山永光寺
- 生月 潮 音 院 明河内 法雲山妙懂寺
- 木々津 松林山龍瑞寺 大野 慈現山惠日寺
- 木引 龍燈山千光寺千光國師開基 小値賀 光現山長森寺
- 小値賀 延 命 寺 小値賀 大 應 菴
- 右同 西 林 寺 右同 福 善 寺

大檀那雄香院殿、則此塔有リ塔頭一ヶ寺、寺領二百石

一曹洞宗二ヶ寺

後林山雄香寺開山盤珪國師、中興大隨妙光禪師

- 塔頭 淨 正 菴 木寺 城下 魯山小川院
- 田平 海印山是興寺 里村 田平山長壽寺
- 塔頭 春 江 菴 愛宿 護 國 菴
- 大島 清 淨 菴
- 以上濟家四十ヶ寺

一曹洞宗二ヶ寺

後林山雄香寺開山盤珪國師、中興大隨妙光禪師

- 右同 石

大檀那雄香院殿、則此塔有リ塔頭一ヶ寺、寺領二百石

一右同五ヶ寺

陽徳山石泉寺本尊藥師、開山峯和尚、雄香寺末寺寺領、大檀那移東院殿

- 末寺 松 東 寺 木 禪 菴
- 大 梁 院 長 興 菴

一右同五十三ヶ寺

金瀧山瑞雲寺編者曰寺領開山大檀那等脱、又曰末寺ニハ除地反別明記しあれとも略之

- 末寺 樽屋町 清 心 寺 戸石町 可 傳 寺
- 戸石町 常 光 菴 田平 淨 香 寺
- 田平 禪 能 寺 生月嶋山田常 樂 寺
- 生月山田村 龍 向 菴 長 泉 寺
- 津吉村 禪 能 院 津吉村 興 禪 菴
- 内佐志 延 命 寺 黒島 興 禪 寺
- 吉田村 延 命 寺 古田村 醫 福 寺
- 中津浦村 西 光 寺 獅子村 明 性 寺
- 内敷徳 慈 光 寺 慈 眼 寺
- 圓 福 寺 妙 音 寺
- 志佐村 觀 音 寺 志佐村 保 國 寺
- 志佐福井 香 林 菴 志佐福井 松 雲 寺

- 右同 龍 翔 寺 右同 觀 音 院
- 調川村 護 舜 寺 右同 橋 觀 音
- 白井 江 雲 寺 世知原村 洞 禪 寺
- 世知原村 東 福 寺 同上 正 法 寺
- 吉田村 古 川 菴 同上 林 鐘 菴
- 右同 正 半 寺 同上 定 水 菴
- 右同 古 丘 菴 佐々村 東 光 寺
- 佐々村 妙 泉 寺 相ノ浦 洪 徳 寺
- 相ノ浦 陰 耕 菴 相野浦 醫 王 寺
- 山口村 新 豊 菴 中野浦 心 月 寺
- 相野浦 新 豊 寺 賤津浦 大野村 西 蓮 寺
- 中里村 竹 林 寺 大野村 今福松 西 蓮 寺
- 同 津 泉 福 寺 大膳領内 花 後 寺
- 鷹島 永 光 寺 彼杵郡早 彼折尾瀬 小 鳴 寺
- 福島 福 青 寺 口上村 同針尾 小 鳴 寺

一黃蘗派九ヶ寺

松雲山瑞巖寺禪田宿止免本尊釋迦、開山本堂和尚寺領百石



塔頭	壽昌菴	緣岳軒	上日善福寺	壹州專念寺
聖林院	末寺早岐瑞光寺	一日蓮宗三ヶ寺	久遠山本成寺	開山日住、元和中建京本能寺末寺
唐津海士町	無量軒	唐津浦殿ノ浦	海光院	一眞宗本願寺派
唐津海士町	無量軒	唐津浦殿ノ浦	海光院	龍景山光明寺
末寺城下	大日寺	早岐大念寺	九艘宿光明福寺	中津浦淨陸寺
生月	供養寺	大島西福寺	志佐圓成寺	福島尊光寺
大島	稱石寺	同度島立願寺	五島圓福寺	早岐西蓮寺
同	安養寺	志佐無量寺	諸宗寺院百七十七ヶ寺	内天台三ヶ寺
河内	西養寺	鷹島	濟家四十ヶ寺	曹洞六十ヶ寺
鷹島	西方寺	一 同派五ヶ寺	十九ヶ寺	日蓮三ヶ寺
末寺室龜島	法樹寺	松本山法音寺	六十ヶ寺	眞宗十四ヶ寺
		(編者曰開山寺領等ナシ)		外に壹州寺院

唐津拾風土記抄 終

# 松浦昔鑑

(龍溪顯亮氏所藏)

唐津城の根源 天正之末、豊臣關白秀吉公高麗御進發として名古屋御安座被遊、文祿三甲午年御歸洛、同二月九日吉志嶽之城主波多三河守親流罪、依之松浦郡内唐津領にて七萬石、天草にて四萬石、筑前怡土郡にて一萬三千石、都合十二萬三千石寺澤志摩守殿御拜領被成、初て田中に御入城被成、夫より文祿年中唐津城取立、名古屋御城の御材木にて御普請、今之唐津御城是なり。

御城高さ十九間、廣さ東西三十七間、南北六十五間、天守臺東西十一間四尺、南北九間五尺、石垣之高さ六間也、矢倉之數九つ、町數御知行一萬石に一町宛にして十二町と極る。

以前は御城は滿島に續き滿登山と申し、其頃迄は松浦川は久里村城淵より村之内田原山邊之方を流れ、夫より鏡村之内にながれ、二ノ御門之前を流通り候を、今之方口に堀替へ、此所をちぎれと名付、依之二ノ丸之内は鏡明神之地處、其頃波多川は鬼塚より和多田村之前を流れ、夫より唐人町之脇に流出候を、御普請之節堀替、又神田川は長松より直に二子江川町の間へ流出候を、今之川筋に堀替、皆御城之用心堀となる、右滿登山に佛神七社御立被成候を、御普請之節方々へ御移し置きなされ、左之通り。

- 一天神、大石丸熊に御移被成、夫より天神と名付也、
- 一松浦不動、別當聖持院持佛堂に御移し被成候、
- 一草野不動、右同斷、



- 一八幡宮、滿島に御移し被成候、
- 一津守觀音、右同斷、
- 一熊野權現、大石山に御移被成候、
- 一彦山權現、右同斷、

右之七社御城之守護に御立被成候、則地頭より米壹石宛、七社七石被成下置候、

唐津兩大神宮、物川藏人神田五郎廣、兩人之靈を祝ふ社也、右藏人は公家、神田五郎は則神田村居住にて松浦黨也、或時五郎殿參宮仕給ふ、藏人參會、不思議の縁にて片時も離れたまはず、晝夜ともに語り慰みたまへしが五郎殿下向之時分殊の外御名殘惜み給ひ、則病と成藏人殿死去し給ひ、病中望みにて死體を箱に入れ海に流し申なり、有時五郎殿妙見之濱へ御出候時分、箱一個流れ寄る、取揚御覽有り、物川の藏人と書付有り、御歎き無限則今之所に取置、五郎殿仰付は我死ても一所に取置候得と被仰候に付、則此所に取置申す也。則志州公高麗御歸陣後御普請之節、熊の原に御移被成候へども、唐津中に御崇り有之依て復今之御社の前に御移被成候 (第一卷二七五參照)

唐津燒之事 唐人町者志州公高麗御歸陣之節、唐人共被召連、初て此所に被召置、此燒物師の先祖也。其後慶長年中に初て大川野組田代村に八年之間雜燒物燒き候て、慶長八年に川原村に移り、茶碗徳利など燒候て十三年住居候、元和三年之頃椎峯山に移り燒もの渡世仕候。

大久保加賀守様御代、牟形村にて茶碗土見出し御献上、御茶碗被仰付、椎峯山御林被下置候、御運上銀毎年一貫匁宛に差上、燒來り候所、上山中山は禿にて、下山にて燒き候に付、則三分一にメ銀三百三拾三匁三分五厘差上來り候、牟形村之土高麗之土に少しも不相替是日本無双之土と申也。昔佐志山道北方にて、燒物やき候事は、唐人平戸に着岸致し候節、折々北方筋にて燒き候由、對馬より來り候と申候。(第一卷二二九參照)

庄屋の事 元和之頃志州公唐津領田畑屋鋪木物成迄御檢地被爲成、其時分より御領分一同の惣庄屋・小庄屋と相窮り申候、前方は御侍衆地方直に御支配にて御作り被成候、扱又一同に殿様庄屋、又は誰殿庄屋と二人三人宛有之候。

組本惣庄屋え御書出、諸方勤方組頭高五拾人夫、其外之儀は熊澤二郎右衛門殿御印形にて御渡し被成候、于今組本え所持致し候、文言略之。

村々庄屋給高御書付、志州公御直之御印形被成有之候由、正月三日大庄屋、小庄屋御廣間え被召出、御盃之上にて頂戴仕、尤村々にて庄屋給高下有之、又は無之村も有之候、是は其節庄屋無之村、又不參之庄屋なり、其後大久保加賀守御代御書出し持不申候庄屋に、庄屋給高之御書付被下置候由、其吉例にて于今正月三日御領分大庄屋御廣間にて、御禮申上相目見へ被仰付候、其前方は正月二日に年始申上候得共、夫より町人は前後に成り候よし。

庄屋給高御書出し左之通横帯にて  
一高何石何斗  
右爲庄屋給居屋敷作職之内を以て遣之也

慶長十三年正月三日

志 摩 守 印





何 村 庄 屋 誰

(第一卷二八三參照)

郷足輕の事 元和年中郷足輕御取立被成候節、佐賀唐津領之浪人者ども被召出、爲給田五反宛被下置、大川野郷組十五人にて二組、小頭中島茂右衛門大浦治助貳人に三十人を御預け被成候、副小頭職御朱印頂戴仕于今所持、其後江戸御普請之節組子召連、小頭江戸勤番に罷越候、其替又小頭組子被召連登り候跡にて頭無之に付、草場次郎左衛門と申仁、假小頭被仰付三人に被成、于今相續致候て、次郎左衛門方には御朱印無之候、其後小麥原、畑津御入江足輕御取立被成、佐賀口又長崎口、筑前口固めのため被仰付候、鏡口、和多田口の組は、筑前、長崎え往還相守候様に被仰付候、無役にて居候處寺澤兵庫頭様御卒去以後御公料に罷成候爲、御上使水谷伊勢守様伊萬里口より、齊藤佐源太様杉の浦口より、中川内膳様嚴木口より、津田平左衛門様福井口より、右四頭衆御越被遊、唐津御城無相違御受取被成候。御領分御治世一年、此間之諸事御仕置被仰付、郷足輕共被召出、城付之足輕役儀何事を勤來候哉御尋被成候處、右之譯申上無役之由申上候處、左候は御領分立山御林迄、猥成儀無之様相尋申候様に被仰付、于今郷足輕は勤來候。百姓家居根山は大久保加賀守様御代、銘々見立次第立出、家居山は勝手次第伐り取自由に達候様に被仰付候に付、家居根山之儀は御切手無之て、入用次第伐取申候。(第一卷二八三參照)

無音寺 大村之内五反田に有り、右廣次御菩提所之寺也、本尊みろく佛則檜木にて作立。廣次帝を恨奉る事有都に御登候處色々御嘶に付、龍馬に乗り大唐の方へ心差したまふ、此松浦之沖に落て則其馬首を切り、女手様に御抱海上にて御自害、然共海中故御心儘ならず御自害半にて浪にゆられたまひ給ふ。海士人取上奉り小舟に

乗せ奉る、頃は天平九年九月晦日丑ノ刻に此所に爲入奉り、十月朔日より大切なる御手疵故物音諸仕事曾て不仕、同十五日に御逝去被成、則此處に寺を建立し寺號を無音寺是なり、其日直に内裏え御悔にて廣次之靈鏡のよふにひらめきたりと云、就夫て内裏より社殿建立あり、松浦明神と祝奉る今之社御宮移し被成、依去に無音と鏡大明神御一體と云ふ、其謂れをもつて十月朔日より十五日迄ちぎいと申物音いむ事は也、御社領二萬石にて則日本國中より御神進相勤成候處、神主草野惣陽慎永と申大村鬼ヶ城に住す、文錄年中秀吉公御知行二萬石不殘御取上被成候也。

玉島川 大村より流る淵の上の川也、昔神皇后宮異國御退治の思召立被成、此所迄御幸あり、異國退治の吉凶を御覽のために、此川の内に紫色の石有り、此上に御上り金子の釣針をおろしたまふに、鮎掛て上る、依去此川の鮎はこかねをくわへたるにより、口黄色にてうろこにもところ／＼に黄色の光り出し候由、紫色の石は元祿の頃、洪水の時に川底に埋り今は不見よし。又玉島とは于珠滿珠の二つの玉を龍宮よりからせたまひ、此所に籠置たまふ故玉島と名付る也。

しほらしの峯 淵上村上に有る高山也、昔神皇后宮異國より御歸朝之時に、此峯に御安座被爲遊夫より名付くなり、四方田の城とも云。

浮嶽山 吉井嶽之事也、むかし西行法師西國行脚之節、此所へも上り、一首音にきくつくしの富士を來て見れば

霞にまかふ雲の浮岳  
と讀たまふ、夫より浮たけとも又西行たけとも名付あり。



包石 鹿家村淵上村之間に有り、肥前松浦郡、筑前怡土郡境なり。

南長崎備前守源永祐 佐々木四郎之末孫なり、吉井村を知行す、依て此所に住居す、則墓所有。

小瀬の城 平原村に有り、城主佐賀領主隆信、松浦□□て被成御出陣、其節向城に成と云ふ。

草野之庄 横田・鏡・濱崎邊の事を云ふ。

寺澤志州公御石塔 鏡村に有り、石塔守に道祖と鏡新田にて高五石宛行之、出羽守より拜領。

來雲寺 宇木村に在り、則志摩守様御嫡男式部大輔殿御菩提寺、御舍弟兵庫頭様御建立有り、代々地頭より米

六石宛宇木村御上米之内にて被下置候也。

久里川 昔山本鹿口と云より、久里村中に流出て、鏡赤水北牟田へ流出たり、志摩守様御普請之後は、今之

久里村前川也、此久里村は黒髮山より道法九里有故、殊に川先に當るに付此里を祝ふて久敷里と云初たる也。

八並武藏守 伊岐佐村に居住にて則此所を知行す、今之庄屋家敷之所也、守り本尊は阿彌陀佛于今傳有也、頃

は波多三河守親公家頼也此所に名高瀧あり能景也。

馬場村妙音寺 禪宗神田五郎強<sub>シ</sub>歸依寺也、書印共に多く傳と云ふ。

向三郎武 大内村今の庄屋屋鋪に居住ス、則馬場村知行、頃は建武之時分と見へたり、夫より子孫相續、其外

大内殿と申もの此所を知行す、由て大内之館に住居すと云。  
龜の甲橋 馬場村の内龜の甲橋と申し山から山に掛り、石橋のように自然石あり。同所に鯨岩とて鯨の形、し

やち鉾通と云ふ、岩の中に見通す穴あり。

平山城 上平山村之内にあり、此城鶴田越前守の脇城になると云ふ。

清水源太輔胤 石志村の領主、則清水之館に居住、石志村を知行す、其後清水伊豆と申仁居住に依て此所を領

す、守り本尊觀世音于今有と云。

大杉千太左衛門 大杉村を知行す、依之大杉の館に居住す、頃は參河守公のころ、御家頼也

吉志嶽城 岸嶽城の事也、波多三河守親居城、代々相續す、右三河公迄都合十七代。

獅子ヶ城 岩屋村に有り、城主鶴田越前守松浦黨也、波多三河守御一族にして、數代此城相續すと云、墓所波

瀬村之内はとうと云所に有り。

嚴木八郎守則 嚴木村を知行す、頃は建武の時分と見へたり。

滿嶋志摩守、其子駿河守 此所を領す、則嚴木村庄屋家鋪に住す、元來は勢州之落人にて、此所に落付其後子

孫相續にして住人となる。

青山の城 山本村に有り、昔の城主は高橋判官と申仁、其後山本采女正と申仁にて爰に居住城なり、是鬼子嶽

之城之脇城とも、亦淺井下野守と申仁居城とも云、波多三河守御流罪以後鬼子嶽之城え火を掛けて、御室を御城に

奉移る、依之此所にて御自害被遊法名心月瑞圓院と申、墓所岸山村之内に有り。

田中之城 三州公脇城なり、田中に在り、秀吉公御時代所々山城御法度に被成申候に付、以後之居城也、寺澤

志州公唐津領御拜領之砌御入城、其後今之唐津城御普請思召被立候由申也、御家敷萬事も雖有之略之。

馬渡五郎長 徳末村之内にて知行す、則唐津草野の館に居住す、頃は建武之頃と見へたり。

甲城 稗田村に有、此城は佐賀領主隆信公岸嶽之城せめられんとて、此城を向城に拵置たまふよし。



牟田部七郎榮 牟田部村を知行す、則牟田部村館に居住す、頃は建武之時分と見へたり、肥前國にて高名極たる人也、江里長門守佐里村に居住す、同村上郷を知行す、是三州公之三家老仁、則墓所あり、其外土屋敷多略之。

日有野城 大川野村に有り、則城主鶴田因幡守居城也、松浦黨其前之城主、鶴田大藏居城也、則鶴田越前弟仁と申傳候。

幡磨守盛家 初之名は犬塚彈正忠鎮と申候、墓所立川村に有り、元來佐賀之内森岡之城主也、日有野城向其節に御神力を添られ、白羽の矢雨の如く日有野城に飛び來り、其矢落付所陣内といふ、依て日有野城に寄事不叶、空しく立歸る所に、江里之一族は佐里村より早取切、依之立川村にて自害す、則介錯日有野城より歳十八に成る若者走來、盛家は懸武者にて自害す、半にして其方母袋掛之首を切法知りたるやと申時、若武者武法を以て首を打、其所に墓所を築き、印に松植て有、委細は九州記にあり、其後佐賀より盛家一旗共がら出て、千部の經を供食す、石を埋め菩提を吊ひ申、其印石道之端に今立て、盛家松と云て有る也。

載蓮寺 山號を熊谷山、則大川野今之御茶屋之屋敷、其時は眞言宗にて、日有野城主鶴田因幡守御祈禱所にて、住職山伏持聖院、頃は元龜時分、豊前國より眞剛院と申候山伏、法力競として遙々此所に罷越、法力に負け、持聖院を差殺し庭前に佛作之不動大日如來をあん置居候を盜取、行方なし、其後此寺數年廢して堂も崩れ申候に付、本尊藥師如來を小庵を建て山の中に奉移と申、年を経て田代下總入道可休と申す山伏此處に居住す、則山伏給人にて地方百石程作取領主郷中邊支配罷在候處、不慮之無實を身に請、日有野城に生捕、おたかわらにて三本竹に掛る、其後志州公御代平山村庄屋より庄屋被仰付慶長の末此所に引越、則志摩守様御名迄被下置候事、夫より十

五左衛門と改、其頃は町家太夫庵の前屋敷かねの手に居宅有、其後寺澤兵庫頭様御代寛永四年御茶屋に御取立被遊候由、其又數年を経て百姓居る、今は町となる。

鶴田源太夫入道種 此仁病人故庵を結び入道也引込居住す、日有野城主鶴田因幡守之從弟仁也、此庵の所を太夫庵と名付也。

南源三郎繁 と申仁墓所大川野村に有り、則兩三館に住む高峯邊を知行す、今の兩屋敷之邊に居住なり。

河原四郎遊 川原村知行す、依て此所居住す。  
大黒井手 大川野村に有、則志州公慶長年中に御普請の儀、佐賀領に水のたゞえ候等を罷成儀、其時志州公江戸於殿中に、佐賀御城主へ參會の時分、御物語り品能く被成、御賽成て則大黒井手と名付也。

田代日向守 田代村知行す、館屋敷有り、其後田代大炊頭と申仁是又同村之内筒江之館に住す、依て此所を知行す、親公御代十二月廿九日に此所に移る、則家居山にて柿の木をはしに拵え元朝の規式とす、夫より田代氏に今是を元朝の吉例とするなり。

新久多之城 井手野にあり、井手野飛彈守と申仁居城也、亦井手野筑後守と申仁の墓所大川原村梅野一遠と申所に有、則小庵あり本尊佛は地藏菩薩、新久田之城主の由申傳也、美濃守と申仁居城なりといふ、然れども前後を不知。

後賀馬太夫 原屋鋪村に居住す、其後府招村下郷を拜領依て府招之館居住、頃は鎮公之時分にて書印所持の者あり。

草筒修理茂 府招村下郷を知行す、則府招之館に住す。



鶴田尋倉 馬瀬村を知行す、墓所同村こと山の内に有、印に松の太木に今申傳へ、館屋舗と申し墓所より近邊に有り、頃は三州公の時分なり。

日高和泉守 大曲村を知行す、館と申屋敷之跡有り、近所寺あり、屋舗と申所に本尊に三つ手之観音于今有り、墓所と申所不知、松浦黨也。

龍ヶ池 大曲村に瀧ヶ池と申有、松浦鑑に有り、是は大野嶽之辻に有り、往古黒髪山の太蛇通ひ住之、依之鎮西八郎爲朝退治御下向の時分此嶽にも御覽の由を傳ふ。爲朝公此辻に御登被成候節の印の矢とて、射させたまふ其矢竹古里村の後谷と申所に落付き竹林と成る、于今榮へ此處むかしより廣くもはへず、半分計り繁りある、則此よりは鬼門に當る、其間三十丁程と見へたり。

峯相模守 川西村下郷を知行す、則嶺の館に居住す、墓所有り、頃は遊公時分。

牧野城 姥か城とも云、黒川村に有り、城主黒川源三郎師之代々の居城なり、則此處知行す、家舗は今之庄屋々敷居住にて、城は懸城也、墓所有り。

波多津太郎増 則波多津を知行す、頃は建武の時分と見へたり。

御嶽の城 畑津村に有、右畑津太郎増居城也、其後に畑津内記と云仁此城に居住して此所を知行す、墓所あり。本城 重橋村に有り、城主は川添監物と申仁居住す、則此所を領す、波多三河守三家老之内第一之仁と云。

城後の城 筒井村にあり、秀吉公御歸洛之節鶴田太郎左衛門と申仁、此城に居置たまふ。參州公流罪に付て殘黨押に居たまふ、其家老松尾左近太輔と申者有、此仁大力無双にして弓勢は爲朝におとらし、數度高名極たる人なり。元來は佐賀の侍にて家臣となり、此人住所民家の屋舗に成るに今松尾と申なり、當地にて松尾名字は此仁

末孫多し。

西行腰掛石 入野村に有り、此は柴敷石と申て今になら柴の葉かたあり、又柴石と申針木うらに有り、是も西行腰掛石とも、此石柴敷掛て腰をかけられたるに依て、今に石に形あり打割見るに内迄形あり、西行入野腰かけ石より一句歌に

松浦かた是より西に山もなし

月の入野やかきりなるらん (第一卷二一五參照)

梅崎伊豫守賢 則此所を知行す、守り本尊と地藏菩薩あり。

切木三良太夫直 切木に居住す、此所を知行す頃は建武之時分と見えたり。

高城 浦村に有り、大和居城也、代々此所を知行す、子孫相續也、然る處志州公之時分城山明渡申候よし。

值賀普恩寺組 假屋浦の事なり、是は肥前の國の名所記に載り舊跡多し。

值賀三郎穂 則今村を知行す、此所居住、頃は建武之時分と見へたり、建武年中に肥後菊池武重と合戦有て、高名極たる人也。

御茶水 神田村に有り、兵庫頭様御代御茶水に汲、村上の民家前にあり。

神田五郎廣 下神田之館に住す、鹽燒藏之近邊か、松浦黨隨一之人となり、委細唐津大明神の下に印す。

飯田彦四郎定同次郎抑 神田村之上郷を知行す、此所を居住す、建武之時分肥後國菊池城にて高名の仁なり。

同村之内知行す、頃は同斷之時分、右三人ともに

西浦源三郎持 同村之内知行す、頃は右同斷、此人は肥後國にて高名也。



中村安藝守 神田之内中村を知行す、此所を居住也、波多親公三家老之仁なり。

衣千山 唐津之内に有、松浦小夜姫衣を干たまふ所故云初る也。(第一卷二二三参照)

塘崎次郎助 唐津村之内庄崎を知行す、此所に居住す、守り本尊觀世音成と云、干今有り、頃は建武之時分仁也。

松浦湯 遠干の瀉とも云、和多田・久里・原・鏡まで昔潮満て瀉にして此所をいふなり、後に寺澤志州公滿嶋山を御居城被成、松浦川波田川筋御堀替へ、亦七山川は昔横田砂子と流、松浦川と一つ流、大村之大江堤を築き淵上に流し、右瀉古河不殘田になり。

瀬戸佐右衛門弘 和多田村を知行す、此所を居住也、今之庄屋家敷とす、頃は延徳之時分と見へたり、夫より子孫代々居住、此守本尊阿彌陀佛有り云。

濱田之城 佐志村にあり、城主佐志將監源勤居城也、右之所を知行す、此守り本尊觀世音今にあり、墓所は村の中に在り、松浦黨にて波多三州公之時分なり。

佐志八幡宮 豊前國宇佐之宮を祭り、左は鎌倉御靈宮也、右者新八幡を祭り濱田の城主佐志將監建立と見へたり八幡宮の御戸を開く時は同村光孝寺住持より披之と、社人大小三人と云。

あまたの橋 佐志村之内に少しの小橋あり、秀吉公古屋御在陣之時分、此所を御通り無隱橋也と云、あまたれ橋とも云よし。

土器崎 此所に土器崎と云ふ所あり、岩の形土器に似て積重たるごとく海より見ゆる。

中里主膳傳 則中里を知行す、依之此所に居住也、墓所有りと云。

堤彦六眼 赤木村を知行す、此所に住居也、墓所あり、頃は建武之頃か、肥後國菊池城にて高名極たる人なり。

赤木右近 堤彦六眼の後に赤木村を知行す、頃は波多鎮公時分か、依て赤木村に代々其館有りと云。

塚本五郎榮 菖蒲村を知行す、代々此處を居住にて頃は建武之時分也、是松浦黨の人なり、此所居住す略之。

梶山駿河守 梶山を知行す、此所に館あり、墓所も有之、寺の本尊觀世音也。

渡邊源太判官久 墓所千々賀村に有、菩提寺甘木寺と申言宗にて候へども、三河公落去以後甘木坊と申山伏に成、墓所分明也、墓所は平戸御領今福と申所に今福大明神と祝ひ申也、于今拜まれたまい、右久公三州公御先祖にて有り候故、千々賀墓所を築きたまふと見へたり。

和田楠 平原村に和田楠と申所あり、同所に大塔宮の御墓所あり。

こがれ石 鏡村之内にこがれ石と申石あり、小夜姫の此石に腰をかけ、こがれたまへし故こがれ石と申由也。

藤田村の舊跡 佐々木主馬と申落ち人になり居住仕り候由、其所に今に佐々木と云ふ名あり、同時に中村安藝と申仁あり、番屋敷あり、則宇安藝殿垣と申所あり、又奥坊と申所あり、眞言宗にて參州公御祈禱所の由、前後は中澤町、鐵砲町と申す、今は田に成り申候處、其近邊に隱水とて岩より出る清水あり、是勝れたる清水なり、蓮の池、蓮花院、極樂寺と申所之舊跡有、蛇坂とて大きな穴あり、又波多堀と申構之堀池之形有り、岸山村之内に庵あり此本尊は地藏菩薩也、此所に瑞圓のいはる立てあり。

岸嶽城の諸跡 同村之内馬乘馬場有、女郎町の跡と云有、今は其處字を惡所と云、其外所々に舊跡の形殘多し。

鬼子嶽の腰曲輪に茶ゑのたらひと申所屋鋪跡は明かならず、東西八丁、本城より北に當り少踏下り水の手と申



所に水あり、段に馬屋跡侍屋鋪所々あり、桃柿梅雜木今にあり、一の堀切と二の堀切迄長さ三丁、是を三の丸と云、二の丸長さ四丁、御本丸の長さ十間半、御本城東の方下り三左衛門丸とてあり。

追手南の方にあり、御門跡石垣今にあり、小まん塚とて塚あり、佐里村之内玄蕃屋鋪江里屋敷と申有り、其外舊跡佐里村所々にあり、今字となりて岸嶽城・佐里・稗田・又岸山・久保五ヶ村に掛り申候、岸山へ登り候へはからめての御門と云ふあり。

**北條氏滿之墓** 黒岩村醫王寺に北條氏滿之御墓所石塔立てあり、秀吉公名古屋御在陣之時分御死去被成、此所に取置候由。

**米山と申山** 岸嶽城の南に當り、少し下り米山と申山あり、諸方より見ゆる也。此山吉志嶽城責申候へども、名城にて難落、諸勢水の手を切り、水責に可致と在陣にてあり候時分、城方はを理り馬を引出して、白米にて馬を洗ひ見せければ、遠方より水と見ゆる。依之水責成かたく、則歸陣仕候由也、其跡にて水の用意を拵申候扱て白米にて馬を洗候處を米山と云、夫より麓に流し水をすみ川と云也。

**松浦黨景圖** 嵯峨天皇第十二御子源氏長者正二位左大臣融公の末葉奥州安部宗任九州へ遠流、其後被召出肥前國松浦郡下預り子孫繁昌して、松浦郡並壹州迄一族之知行と成り、波多三河守親迄十七代、幕の紋引兩三つ星、波多十六代目男子無之、女子高久有馬殿鞞にて其嫡子波多三河守親、次男有馬修理太輔、其子左衛門佐殿、有馬と申は肥後國菊池の子孫也。

松浦黨大那、今は松浦刑部郷法印。

一 波多殿は宗任一男、田平殿は同二男、日高殿は同三男、大村殿は同四男、五嶋殿は同五男佐志は同六男

一 值賀殿は波多殿二男、波多三代目一女鞞、一牟田部は四代目、一伊万里殿は同五代目、一佐志殿は同六代目、一馬場殿は同七代目、一新久田殿は同八代目、一波多嶋殿は同九代目、一鶴田殿は同十代目、一鴨地殿は同十一代目、一瀬戸殿は同十二代目、一小濱殿は同十三代目、一呼子殿は同十四代目、但し代繼十五代目二男松浦讃岐守清

一 三栗屋殿は田平二男、一山代殿は同二代目、一佐々木殿は同三代目  
合二十二入松浦黨と申也

右末之一族

大野 相知 東 名古屋 久家 石室 神田 大杉 中山 下條 十時 佐々木 徳末 波多津 黒崎 保利  
黒岩 押川 黒川 長崎

右之一族他家之大名

寺田 赤木 佐里 大浦 川添 山本 大川野 鹽野崎 杵嶋 鹽鶴 双水 大曲 合二十四人 (編者曰合計三十二人トナル)

日高甲斐守殿其子下總守宗任彦兵衛

波多殿内にて甲斐守殿大名也壹州城代持、然る所天下信長公の御時甲斐守殿波多殿不和に付、壹州平戸之松浦刑部卿法印え指上參る、追付秀吉公之御代に成、壹州は其まゝ平戸領分に成、就夫波多分今は六萬石餘有之由 值賀伊勢守殿有浦大和守殿此兩人は、秀吉公高麗御陣之時、名古屋御働座被爲成候に付、爲御馳走之被殘置、其前は高麗出陣也、三河守殿遠流之刻兩人は知行六萬石宛秀吉公より給はり候



皇宮堂 大村玉嶋にあり、是は鏡大明神之一ノ宮の御本地也

怡土郡唐津領石高 筑前國之内怡土郡高に付

一高七百六十三石四斗二升

鹿家村

一同二千五百五十石八斗

吉井村

一同二千四百十三石六斗八升九合

福井村

一同四千九百四十三石二斗五升八合

深江村

一同四百六十八石九斗二升

一貴山村

一同七百三十石八升

松末村

一同五百三十石九斗五升

濱久保村

一同七百十八石七斗三升

田中村

一同四百三十四石七升三合

加布里村

一同千八十八石三斗四升一合

神有村

一同千四百七十二石九斗四升三合

川上米村

一同六百五十石五斗七升

竹村

鹿家村吉井村福井村三ヶ村唐津領也、福井村之内千石餘公料に成る。

内一萬石、寶永之頃中津領となる。

殘分公料に成る。

松浦昔鑑終り

嘉永二巳酉年正月寫之

石井姓

左の各項は既輯のもの内容略ぼ同じきを以て之を省略したり

唐津 満島 唐土之野邊 二里之濱 ひれふる山 鏡山 鏡兩社大明神 賤の里 玉葛の内侍 諏訪大明神 關野清治屋敷

松浦岩 田島大明神 鏡の館 鬼か城 松尾城 醫王寺 杵島之城 うどの岩屋 心月寺 太刀淵 玉ノ橋 弦掛岩 瑞岸

寺 太刀洗川 烏帽子嶽 駒石 御都築之關 亂橋 イロハ石 順慶松 中浦平太満 日高大隅守 假屋八景 神集島 潮

香寺 小夜姫屋敷 鎌倉嶽



# 松浦要略記

本書は安淨寺所藏のものにして、上中下三卷となる、名所舊跡、古事等、前掲記事と同一なるものは、多く之を省略したり。

## 吉志嶽城主波多氏家譜

波多氏御代々 嵯峨天皇第二皇子左大臣源融公之後胤

- |            |           |           |           |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 第一代波多駿河守高俊 | 第二代同山城守持  | 第三代同駿河守達  | 第四代同越後守國  |
| 第五代同肥前守定   | 第六代同下野守時  | 第七代同駿河守尙  | 第八代同相摸守勝  |
| 第九代同山代守延   | 第十代同肥前守進  | 第十一代同相摸守盛 | 第十二代同山城守興 |
| 第十三代同出雲守政  | 第十四代同丹後守近 | 第十五代同下野守積 | 第十六代同相摸守鎮 |
| 第十七代同三河守親  |           |           |           |

波多三河守朝鮮御出陣、天正年中太閤秀吉公爲朝鮮征伐之、名古屋に城を築き玉ふて諸國の大小名進出勢有之、天正十九年秀吉公御下着、城普請成就し、文祿元辰年三月諸勢朝鮮に渡海す、當主三河守親も朝鮮渡海之人數故旗下一族共七百五十騎に下知出勢あり、當國案内として有浦大和守、值賀伊勢守兩人を名古屋に残しおく大村、五島、下松浦黨は三旗別旗にて出陣七百五十騎。

波多三河守、三百騎松浦刑部卿、三百騎大村新八郎、百騎五島若狭守、右人數松浦黨として渡海あり

波多三河守配流 文祿三申午年、名古屋より御下知ありて、波多三河守の軍勢、最も多く彼處にて討死し、終に

三百餘騎にて歸陣の處、秀吉公三河守を船より出でしめざる上、黒田甲斐守に仰せ付けられ、黒田承はり海上へ出迎、上意の趣申渡し、家康公に相渡し、公御預り置かせられ、直様常州筑波山の麓え配流なり、御供には横田右衛門外下郎二人にて赴き給ふ、哀れなりける事ごもなり。

上松浦黨の最後 波多三河守一族の者共、主家斷絶にて、朝鮮の働き手柄も無になり、討死致し候者の一類は猶更、無念に想ひ、此の上は名古屋御陣に切入り、一人なりとも切殺し腹切り破り、主人の怨を報ぜん申合ひけるを、一族鶴田越前守、同因幡守、申けるは、一度公の歸參を願ひ、若し叶はぬ時は配所を落し、猶子源三郎殿を候と教訓なされる故、漸く皆々鎮まりける。中にも、青山采女等は、本城岸嶽に火をかけ、猶子源三郎殿を佐賀に送り申さんと言ふ内に自害致される故に、此の事止みぬ。一族旗下の者共、主君を常州の配所より落し申さんと、密計をなしける内に不運成哉、三州殿配所にて死去致されければ、皆々力を落し心々に成りける内、又々打續き越前守・因幡守も死去致しける。

波多三河守親茂公法名前三州大守大翁了徹大居士、同前室心月瑞園御位牌山本村心月寺に在同寺は内室菩提の爲め健立の寺也 同後室靜室妙安大姉御位牌佐賀城下妙安寺 猶子孫太夫幼名孫三郎、華榮常權大禪門御位牌 波多氏落去後、浪人等志州公へ再勤の者或は他國へ出候者、又は庄屋、郷足輕、町人、百姓に相成候者も有之思ひ思ひに離散し候得共近在の間には屋敷跡古墓等所々に有之、塔石千々賀村の内に在り、是は波多公一類の墓、平戸に有之候得共、遠境故に御墓守一字建立有り、甘木山と申、田地五丁寄附有之候得共、一族落去以來は無縁の寺となり候。今は甘木坊と申山伏に相成申候。

徳居村に奥の坊と申祈願所有之、同所に太刀淵と申あり、此所水神の崇りこれあり、太刀を沈め祭りし處な



り。鐵炮町、隱水、同村の内に中津町、蓮花院、蓮池、御寺道、じゆ阪、安藝殿阪、杯申所名のみ残り候所多し。石志村に法蓮寺屋敷と申所あり、是は波多家十五代下野守二男、釋門に入り號を八幡坊と申、一字開基して日悟聖人と言ふ賢才の僧なり、波多落去の後、慶長年中、日儀聖人唐津東寺町來迎寺の後の山に移り、其後五世日正御信仰被遊、於東寺町廣景地を給はり再興あり、今高城山法蓮寺也。

三河守殿墓所 三河守殿の墓所とて入野村にあり、一族共影拜塔のためか、又は波多家前々の墓所なるか知らず、禪宗龍谷山瑞岸寺本尊觀世音也。徳居村に在り。三河守殿菩提所の由。

吉志嶽城 波多家居城は徳居、大川野、牟田部三組の境にあり、吉志嶽城と名附く、本城に手水鉢自然石あり、二個所々に石垣残り有り、一の堀切より二の堀切迄の間三十三間、一の丸と云ふ。二の丸長さ四丁、本城長さ三丁、横一丁半、東の方に三右衛門殿丸と申所在り、大手の内に上へ佐里殿とて在り、腰曲輪、茶園の平と申所南北八町、侍屋鋪の跡等不明成、又本城より北東に少し踏下りを手水と申す出水在り、本城より南に當て米山あり、麓を裾郷と云ふ。里に下りて曲輪と云ふ。旗下一族の在番所、佐里村竹有村山彦村三ヶ所。

二波 多家 諸 臣 (第一卷九四參照)

一波多家一族

鶴田越前守岩屋村獅子ヶ城。

同 因幡守大川野月有ヶ城。

因州祈願所寶龜山建福寺と申し、眞言宗の寺有之候

處、落去以來此寺移轉に付、田代可休と申す仁居住致し候處、仔細有て長野原にて御法度被仰付、寺澤大守公惣庄屋御取立の時、平山上村庄屋十五左衛門、大川野へ引越の節、此屋敷被下建候、其後兵庫頭様御代、

御茶屋御建被成候、當時も御茶屋あり。

佐々木近江守 稗田村居住、此人近江國日野

黒川左源太夫黒川村姥ヶ城、法名長壽院松岩眞要保

の産也、日野氏とす、尤も佐々木の餘流なる由。

白久大居士。

保科要之亮 竹有村居住

清水伊、石志村清水館、此人守本尊清水觀世音、石

下條民部太夫 岸嶽城下居住

志村に在り。

名古屋和泉守 名古屋居住

峯丹後守

右の衆竹有村在番屋敷請。

川西村下口之城

田代日向守

田代村龜井之城

同留守居

一波多家老中

青山采女 山本村青木城

古里長門守

佐里村之館

梓島權太郎 山崎之城

久我玄蕃

板木村法行之城

同使番 伊岐佐村居住

中村安藝守

稗田村

八並武藏守 此入守本尊とて同所寺に有り。

一波多家用人

值賀伊藝守 值賀村居住

河副監物

重橋村本城

此人墓地也とて值賀村に有り。

同侍大將

出野村、新久田城

井上飛彈守

佐里村之館

同旗下

土岐伊賀守

佐里村之館

馬渡五郎八 徳居村居住



赤木右近	赤木村居住	西浦源三郎	同	西浦居住
堤彦六	同所居住	庄崎次郎	同	庄崎居住
鹽鶴右衛門兵衛	鹽鶴村居住	鴨井道可	下草野居住	
呼子平太夫	呼子村居住	世戸左衛門	和多田村居住	
中里主膳	中里村居住	畑津内記	筒井村御嶽城	
中浦平太夫	中浦村居住	徳居又太郎	徳居村居住	
野本又七郎	葛蒲浦居住	馬渡源太	同所居住	
有浦大和守	有浦村高江城	大杉千太右衛門	大杉村居住	
梅崎伊豫守	値賀村居住	畑嶋主膳	畑嶋村居住	
鶴田太郎左衛門	松浦一族多き所、主家落去以後、	駿河馬太夫	原屋敷村居住	
秀吉公より墓御取立、此墓筒井村に在り。		大曲和泉	大曲村居住	
星賀伊豆	星賀村居住	山形丹後守	川原村居住	
ふ墓あり此人の祖ならん。		南源三郎	大川野館	
大浦志摩	大浦居住	川原勘四郎	川原村居住	
値賀三郎	値賀居住	淵田勘太夫	立川村居住	
隈崎四郎	木場村居住	原善四郎	大川野居住	
飯田彦四郎	神田村居住	田代大炊助	田代村居住	

向三郎武 馬場村居住  
 押川四郎八 押川村居住  
 梶山駿河守 梶山村居住  
 双水信濃 双水村居住  
 赤阪治部太夫 梅崎村居住

東四方四郎 住所不知  
 寺田新九郎 同斷  
 今井新右衛門 岸山村  
 岸山村常安寺は此人開基の由、常安は此人の法名也。右之分は波多氏の臣と相見候

三 草野庄

草野庄二萬石の領主草野備前守鎮永、五ヶ所行司とて、二萬石の頭人五人あり。秀吉公御下向の時御改易。文祿三<sup>甲</sup>年太閤様名古屋より御歸洛、同二月九日波多三河守流罪に依て、波多領一圓並に草野領を入れて八萬三千二十九石七斗、寺澤公許領。

四 唐津城主御代々

一 寺澤氏の由来

寺澤志摩守廣高 慶長二年入部、八萬三千二十九石七斗、寺澤公許領。先祖は尾州住人也。寺澤藤右衛門尉廣正信長公に仕へ、數度軍功を盡す故次第に立身し、從五位下越中守と昇進して二萬三千石を領す。信長公横死後秀吉に仕へ病死す。其子忠次郎廣高家督を繼ぎ、樂田、羽黒、小牧山合戦に威を振ひ、三萬石の加増を給はり、從五位下志摩守と叙任したり。其後二萬石加増を給はり丹州福智山を領せしたり。

一 唐津許領の由来



吉志嶽城御受取相濟、入城可有是處、存念有是候哉、田中村に居住鳥村の城として、國中仕置等申付られ、猶又波多家浪人有附等無是者は、其村庄屋郷足輕等被申付、志有者は他國に立退申候者多く有是、知行八萬三千二十九石六斗、加増四萬石は慶長寅子五年關ヶ原御陣の時、家康公御吟味方にて軍功あり候故、天草の内四萬石御加増許領、合十二萬三石餘。又平戸殿、五島殿、大村殿、志摩殿伊豫の内志摩高口殿、右五人、志摩守可爲與力旨被仰付候。

一 怡土郡唐津領の由來

筑前國怡土郡二萬石唐津領に相成候譯、先年筑前博多の町方、公料にて有之候處、甲斐守殿公儀に御願、博多町不殘福岡領に相成候、右の爲替地として怡土郡公儀へ被差上候、其節志摩守様公儀に御願被成候者、私領分薩摩の内和泉郡、遠方にて不勝手に御座候故、此節甲斐守より被差上候筑前怡土郡、唐津へ續く所故、薩州和泉郡と引替に被仰付候様、御願有是候處、願通相濟、和泉郡者公儀へ御受、怡土郡唐津領へ御引渡有之候。

一 唐津御城御普請

慶長七壬年より始まり同十二年迄七ヶ年にて御成就有是候。

名古屋御城の道具。材木不殘御引取被成候、本城山は滿嶋と申所より續き、鏡村の支配にて有是候、山の東の裾底く有是、大汐の時は汐越程に有是候を堀切、今の洲口に相成申候、以前の洲口は、只今二の御門御堀より北の御門外に流出居申候、二の御門内は鏡宮支配地、水嶋に續く處故、今に至りても二の御門より内は、産神鏡大明神なり。滿嶋山へ神佛七社有是候を、所々に御移り被成候、松浦川は久里前淵より二筋に成、鏡の方につき赤水の前より濱崎の方へ流れ、一筋は二の御門御堀の所より、埋門の方迄流居候、波多川は養母田村の方へ流れ、鬼塚の脇より和多田村愛宕山下より、唐人町の方より二の御門の方へ流出、右二筋川を御築留め被成、今の洲口に

流る。神田川口長松より江川町、二子の間に流出候も、御築留にて今の川筋に成る。

御城は、東西三十七軒間、北南六十五軒間、高十九軒間、是は天守臺也。

一 町中

本町、吳服町、八百屋町、中町、木綿町、材木町、京町、刀町、米屋町、大石町、紺屋町、魚屋町、右十二町は順番に惣行司相勤候。

右の内、材木町は惣町御取立の割捨濱にての所、志摩守様天守臺より御遊覽被成候處、城下に船着きの所無是候間、水堀ほらせる様被仰付、町奉行役入江吉兵衛殿御吟味被成候處、播磨國太之木重左衛門と申者、商に参り居る者取立申候て、諸役免許等の次第、材木町古來書に出、

新町、平野町、鹽屋町、江川町、東裏町、此の五町は惣行司不相勤、以上合十七町、弓町、鷹匠町、坊主町、同心町、十人町、此五町小役人町也。

船頭町は、御船手役人中、

水主町、海士、百人町、新堀、此の四町は郷方御支配。

東寺町、西寺町。

以上

一 郡中郷足輕御取立の事

波多浪人の者共被召寄、大川野郷組に参拾人御取立、爲給田五反宛有是、長崎、佐賀相守る様被仰付、小頭貳人、大浦清助、中嶋茂右衛門に十五人宛御預け被成候、則兩人の子孫今に御朱印所持仕候、其後大阪御用にて、組子召連罷登候得は、小頭無是候に付、草場治右衛門假小頭被仰付候、其後三人と相成候得共、右の譯にて治右



衛門方には御朱印なし、其後小麥原、畑津、中嶋にて貳拾四人御取立、國境相守る儀被仰付候。  
又鏡、中原にて六拾七人、和多田にて貳拾人、合せて八拾七人者御城下往還筋見巡り、相守候様被仰付、無役にて有之候所、寺澤様御卒去後、御城使様御預りの節、御領分中、御立山相守り候様被仰付、夫より山廻り相勤來り候、

境目御番所

福井、中嶋、川原、府招村、合計四ヶ所

右郷足輕貳人宛、番相勤、志摩守様御代は大村にて御役高貳百石、掃除夫役として御引なされ候、土井様御代、番人三人居役高百五拾石御引被成候。

一 諸番役

定番、名古屋、呼子、馬渡、岸山、岩屋、右侍相勤候、右五ヶ所扶持給御領分夫高に割

古城番、津守番、牧島番、番人足輕相勤候、古城番足輕なし。

海上遠見番、鹿家、神集島、馬渡島、向島、納所、串村、黒鹽、杉の浦、星賀、右九ヶ所、扶持給御領分夫高に割

御高札場人馬繼共に、深江、濱崎、鏡、京町、満島、徳居、大川野、馬場、嚴木、名古屋、呼子、杉ノ浦、星

賀、黒川、府招、神集島、右十六ヶ所

一 御茶屋 壹軒深江村、貳軒吉井村、壹軒徳居、貳軒大川野、貳軒名古屋、貳軒呼子、壹軒和多田、貳軒濱

崎、壹軒鏡、壹軒杉ノ浦、

一 往還筋峠

橋峠、中山峠、駒鳴峠、池峠、大尾峠、右五ヶ所

一 同橋

板橋魚屋町、土橋水主町、土橋養母田村、板橋徳居、土橋佐志村、板橋唐房、

一 領内御普請

志摩守様田中城に御入、郷中所々、新田并右田道筋御普請御成就の上、元和二年<sup>丙辰</sup>年御檢地被遊候

有浦新田、其外普請所、御自身御繩張にて、日々御見巡り御指圖被遊候、大川野大黒井手、久里川筋堤土手

は、家老原田伊豫繩張にて、兩方隔日に相勤指圖被致候。

慶長二年當地許領の節、庄屋共に御直印の御書出被下候、又寛永十三年<sup>丙子</sup>大庄屋役料百石宛被下候、則熊澤

三郎衛門殿御書出左の通り。

一 諸御定 (熊澤三郎右工門書出)

一 村々組合御定に付惣庄屋相定候、萬事申渡の通、少しも相背間敷候、不<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>何時<sub>一</sub>申付候御用向之儀、如何様成事にて先相調可申候。若依怙最負仕候は、其以後理非の詮索仕る様可申聞候。

一 惣庄屋役料の儀、今迄の外百石、其村の内可令用捨候、壹ヶ月に參度宛、其組々、村々相廻り、其村庄屋へ萬事油斷不仕様可申渡候、若百姓一人にても法に觸れ候は、其村の庄屋、大庄屋曲事可申候。

一 かふ田起候儀、時分延引致候は、惣庄屋より村々庄屋に催促仕、耕作根付草水致<sub>二</sub>油斷<sub>一</sub>、御年貢未進仕候は、曲事可申付候。

一 御免定の儀、下札出候は、中小百姓共不<sub>レ</sub>殘可申聞候、物成平均其年の立毛に應し、善惡甲乙無是様、其



村々庄屋百姓寄合、平均、惣庄屋へ申聞、可致割合候。

一 立毛善悪平均申上、百姓不依大小、其村皆済可仕候。若未進仕候は、曲事可申付候。

一 御年貢納所仕候儀、組中の百姓、見合ダマリ申候者候は、其村の庄屋に申聞、惣庄屋可申聞候。見隠の者可爲曲事候。

一 御普請大分有是候間、他組より越夫申付候。組々村々として、常に見繕可申候。若捨置及大破候は、可爲曲事候。

一 酒肴に至る迄、村々にて賣り申間敷候。諸勸進村方へ入れ申間敷候若入候は、組中より見當り次第庄屋へ相届可申候。追而可致沙汰事。

一 神事祭禮、自他村客を入れ費成る儀令停止事。

一 百姓縁組の儀、庄屋に相尋誓約可仕候。祝言の節鈴壹對、魚類少し、野菜其外各別の品遣候は、其村庄屋惣庄屋迄、可爲落度事。

一 女童迄、絹類一切着せ申間敷候。若心得違候は、其村の庄屋惣庄屋迄、可爲曲事。

右の條々少も於相背者、曲事可申付候。此外至其時々に御法時の儀、諸事可相守候。其旨趣急度可申渡者也。

寛永十三丙子年八月日

熊澤三郎右衛門

花印

庄屋

惣庄屋

庄屋給高御書出

一 高何石何斗

右爲庄屋給 居屋敷作職の内を以て遣候也

慶長十三年正月三日

志摩 墨丸御印

何村庄屋誰名

右横紙御書出、村々古來相續の者以今所持仕候處也。

一 以前は正月二日、年始御禮申上候所、三日に御用有是、大小の庄屋不殘罷出候儀有是、翌年より町人と前後に相成候。

一 御參勤御上下、八軒町にて御目見申上候處、郡中庄屋共へ、被仰付候儀有之候故、滿島へ罷出候様被仰付候。依之不殘滿島へ罷出候處、其村高より壹厘宛、その村々の毛付高を以て、扶持米と可仕由被仰付候。其後御上り下り共に、滿島にて御目見仕候。

一 以前庄屋御取立の節、波多家の浪人、又は其所にて身上宣敷者に被仰付候。何れとも何角不勝手の譯申上候所、庄屋高百石迄者、作仕候様被仰付候。依是右高役御免被仰付候。然共不身上にて、作仕儀難成候由申上候得者、組合の村より百人宛、合力可請旨被仰付候。並支配の村々大小の庄屋共に、壹ヶ年參度宛雇可仕候由、皆々被仰付候。尤大久保加賀守様御代、惣庄屋雇五十人へ減り申候。

一 以前は役儀御免被仰付候ても、居屋敷、田地の儀は、無相違罷在候。夫に付、惣庄屋居宅自分修覆し、庄屋屋敷、煮焼間、垣廻り、湯屋、雪隠、組合より修覆、依是役儀御免の節は、右の分は解き組合へ相渡申候。

一 組織狀は、惣庄屋自身、家來可置勤、是役料は棄候。然共段々組織相増し、自分より爲持候ては、至て不捌



に有是候に付、組合村々迄遺し候也。

- 一 元和の頃御檢地被遊候まで、御領分の惣庄屋決まり申候、尤其以前は御侍衆、地方にて御取立被爲候節は、長司と申、御領分に七人有是、此者取計ひ申候。
- 一 志摩守様御檢地以後、御領分御巡見にて、百姓共に直に被仰渡候。
- 一 田地水 水口、末世に至り無相違様可仕候。
- 一 井積其外、用水溝末々迄、違變不仕、大切に可仕事。
- 一 株田起しの節は、境畔の刈株、田一本通り立置、互に苦情無是様可仕候。
- 一 當年作主入替候はゞ、田麥は無相違先主より可請取候。畑麥は當主より可受取、乍去先主より受取候はゞ、半田物成上納可仕事。
- 一 作主替り候時分、開置候切り畑、其外仕立候品々は、其田畑御改可申受候。乍去譯有是候て、其田地作り不申候内より持参り候はゞ無用候事。
- 一 百姓各々持地田畑、念を入れ作可申候。若惡敷作不精においては屹度可被仰付候に付、仁儀無用出精の上耕作任り、自分の籠家を守り、國家に對し、第一の忠孝と可存候事。
- 一 惣庄屋、御用にて罷出候節は、手仕一人、支配より召連可申候。且又百姓共、無異議可相勤候事。附、領分中如何様の儀にても、馬乗の節は、手使馬可出事。
- 一 脇庄屋勤方の儀。惣庄屋差圖可仕候。惣庄屋勤方の儀、郡方え行候節、組合の庄屋より可申聞候。互に惡事無之様可申含候事。

一 庄屋衣服、絹、紬、勝手次第着用。

一 鉦脇差心次第。

一 袴同前、尤御家中に急に參候節は着用勝手次第。羽織同前

一 大川野惣庄屋十五左衛門、御用にて罷出候節は、大手口迄馬御免被仰出候。

一 御廣間に罷出候節は、惣庄屋より先に、脇庄屋一面に入込み、御椽側迄、末座に鯨突、御鑓柄師、燒物師、並居申候。

一 御用にて御使被下候節は、惣庄屋え御奉行衆、脇庄屋え御足輕衆、百姓え御中間衆、右の通御定に御座候。

一 名頭御立被成候儀者、大守様御巡郷の節、被仰付候事有是候時分、百姓共不殘罷出候事難儀に候故、以後は村中百姓名代名頭立置差出、不殘罷出候に及び不申由被仰付、夫より村相應に名頭出來候

一 志摩守様御隱居

志摩守様唐津御領主被仰蒙、御城築立、郡中御普請相調ひ候て、公儀被爲御意叶寛永二年<sup>乙</sup>八月、御入部より

二十八年目御隱居被遊、御跡目は御二男兵庫頭様、御家督首尾能相濟、御相續也。

其後志州公御入部より三十六年目、寛永十<sup>癸</sup>酉年四月三日御逝去被爲候。法名、前志州大守休甫宗可居士、御石塔鏡社の後森の内に有り御墓守道祖と申者有り。大久保加州公より、掃除料として、田高五石御寄附今に在。

嫡男式部太輔高濤、父より早逝、宇木村來雲寺は式部太輔殿菩提寺也。此寺に知行五十石寄附有之也

宇木村高の内五十石、可爲寺用也。仍而如件



寛永十二年正月

兵庫頭忠高 書判

來 雲 寺

城 中 副 書

當寺領の事、先年繼目の時、志摩守様書を兵庫頭手前に被留置、此節兵庫頭取替進み申候處相違無御座者也。

熊澤三郎右衛門

北河太郎右衛門

澤木七郎右衛門

今井縫殿介

來雲寺

右之通り代々寄附、落去後合力米少々宛御代々有是候

一 寺譯兵庫頭堅高

寛永十二乙亥年家督  
祿高後八萬三千石

家督より三年目、寛永十四丁丑年在江戸の處に、領分天草の百姓、切支丹一揆し、近國に及び、明けて寅春嶋原陣一揆退治後、豊前小倉へ被召出、御目代松平伊豆守殿被仰渡候者、今度天草一亂の儀、國中仕置不宜敷、諸人困窮より騒動に及び候事、不届至極其罪不輕、依是所領不殘被召上との上意也、併天草富岡城堅固に持、一揆大勢討取、天草中追拂候事、並父祖代々の忠勤被思召、唐津領怡土郡共に八萬三千石餘、新地に被下置候旨仰被渡候、此時天草四萬石、五家御家與力等御取上に相成候。依是兵庫頭殿先非を悔ひ、別而忠勤相盡され候處、正保四丁亥年十一月十八日於江戸卒去有是、法名孤峰院殿白室宗不居士

嗚呼可惜、此家數代武勇を顯はし、忠勤を守りしに、堅高に至りて繼子なく御家斷絶す。

一 御公領

寺澤氏末孫、備州岡山城主松平内藏頭殿内寺澤藤左衛門、右兵庫頭様御卒去、御子無是候故、諸式相立不申、領地被召上、御城受取は慶安元年戊子御上使御下向、御上使津田平右衛門殿、齊藤佐源次殿、御目附兼松彌五左衛門殿、御本丸受取備中松山城主五萬三千石水谷伊勢守殿兵庫頭姉一二の丸受取、豊後竹田城主石六萬中川内膳頭殿、右の御人數御下着にて、御城受取、無滯相濟、御領分御制法嚴密にて一ヶ年御公領にて、翌慶安二年大久保加賀守殿御拜領。

一 大久保加賀守忠季

慶安二巳丑年入部、知行高元の通り八萬三千石餘。

大久保五郎衛門藤原忠俊の末、播州明石より國替にて、御船手並町人等御連越被爲候。

一 當時代より、給人地方取相止により、郷中村々役高・繩・茅・薪・麻苧、一萬石に何程と御割付、並御飼料、人足、扶持、日雇賃等に譯け、万事相極り候。

一 遠見番代・伐り柚・井樋銀・並橋銀・穢多扶持・割付被仰付候。

一 百姓家居根山被下還・植立入用之節は御切手自由に伐取申候。

寛文十癸酉年御養子御定り被成、出羽殿と申す、同十一壬子年於江戸、加州公御病氣相募り、四月十九日卒去

す、法名前加州四品本源院殿日禪大居士  
加州卒去につき、養子羽州家督拜領、



一 大久保出羽守忠朝

寛政十二年家督、延寶元<sup>庚</sup>年入部、加州前大守の嫡男實は右京亮二男也。

一 諸掟

一 當代より、百姓樹木類、初秋收奉行御改帳に被付置、御用之節は差上候、夫米其村々高に一分五厘宛掛り指上申候儀、地方にて御取被成候、侍衆知行所、百姓勤番に被召連候ては、及難儀候に付、御雇米差上可申旨申合、其後は一分五厘掛に上納仕來候、尤諸國共夫米は有之由。

一 樹木代右仰記之通指立來候處、大郷にても樹木少く有之候處もあり、小郷にても樹木餘計に有之候處もあり、不同に御座候に付、大小共に米四斗宛と相極り申候。

一 先年被仰付候井樋銀、此節御免被成候。延寶五<sup>丁</sup>年三月加賀守と御改名被成候、同七<sup>巳</sup>年御老中御役被仰付候、從四位侍從に昇進、總州佐倉に御國替被仰付。

一 加州公御石碑は和多田村にあり、御墓守日蓮宗壽因坊境内と高二石之田寄附、外に年々石碑墨入料于今小田原より來る、碑銘の寫壽因坊に有り

一 松平和泉守乘久

知行七萬三千石

御國替御上使、細井金五郎殿、新上與物右衛門殿、延寶七<sup>巳</sup>年入部、貞享三年卒。

一 松平和泉守乘春

親忠公次男、松平加賀守、源乘元末孫、御知行七萬三千石の内、三千石は御一類に分ちて七萬石に相成候故、

此節怡土郡深江まで公料と成る也、元祿三<sup>庚</sup>年午年秋七月十七日於江戸病氣卒去、嫡男家督相續、法名源正院殿前刺史大譽圓超英徳大居士

一 松平和泉守乘邑

元祿三<sup>庚</sup>年家督同四<sup>丁</sup>卯年入部、同年志州鳥羽に國替被仰付、法名受日光院前泉州收譽廓白徹心大居士

一 土井國防守利益

土井小左衛門尉利昌嫡男從四位佐倉少將大炊頭源利勝之孫也

一 土井家略傳

古今武家盛記に、下總國古賀之城主、從四位下侍從、土井大炊頭利勝<sup>祿十六</sup>家康公に奉仕、寛仁和順にして御意に叶ひ、御取立あり、秀忠公、家光公、御兩代執權職を司り、其名耀六十餘州

抑利勝の實父は、參州荊屋城主水野下野守信元右衛門大輔忠政の子孫なり、家康公の御母堂傳通院殿は、忠政の息女、信元の妹君なる故、利勝は家康公の御從弟也、往昔公三州一國御手に入し時は、水野信元は信長公の幕下にて、御甥たる家康公を討ち奉らん心あり、然る處に天正三年公間官、平岩兩人に謀計をしめし玉ふ、兩人忍て荊屋城下に入りこみ、十二月二十七日信元應野に被出ける道にて、人不知討取る、于時舍弟忠重は公に別心無之故、信元の家督を被付和泉守と受領す、忠重慶長五<sup>庚</sup>卯年七月九日三州池鯉鮒にて、加々井彌八郎秀望の爲め横死せしが、扱忠重の息男六左衛門尉勝成家督をつぎ、同年九月石田の亂に關ヶ原大垣の城責に忠賞に依り、一萬石加増、都合三萬石と成り、荊屋城相繼ぐ、

備後國福山城主十萬石の領主成る水野美作守と申せしは、彼和泉守忠重の末葉也。



さて横死有りし信元に、男子三人女子二人あり、繁多なる故是を不記、外に下腹に男子一人あり、其時僅二歳、乳母我子なりとて城中を逃げ出す、養育に随ひ世間の子供より遙に賢く、尋常に勝れり、其頃家康公の外様侍に、土井小左衛門尉利昌と云ふ者、右の乳母を扶持し置たるに、彼小兒利發なる故、利昌乳母に申し。我老年まで子なし、此小兒を養子にせんと所望す、乳母答て、此子孤子なれども其胤つたなきものにあらず、任所望遣さんと云ふ、利昌引取土井甚三郎利勝と改め、成長に随ひ寛仁の器量備り、發明なる故、家康公へ宮仕へを願あり、小姓に召出さる、利昌悦び尙々教訓しける故、公の御意に叶ひ、從五位下大炊頭を受領し、慶長十五年新地三萬二千石被下置、夫より度々御加増給り、元和七<sup>辛</sup>年下總佐倉十四萬石を賜はり、彼地に入部し、城再興し居城とす、寛永三年八月十九日從四位侍從に昇進、九月七日執事職を司り、天下の政務を專にす、同十年また二萬石加増あり、都合十六萬石にて同州古賀に所替あり、此利勝長命にて、政治邪曲なく、仁道成る故、秀忠公、家光公の兩御代執事職を司り、正保元<sup>甲</sup>申年七月十日卒去す、于時七十一、江戸淺草誓願寺に葬す。法名 空地院殿前拾遺隱譽泰公羽覺玄居士

利勝に男四人あり、遺言に二男兵庫頭、三男能登守へ一萬石宛、四男信濃守へ五千石、其外は嫡子遠江守利陸相續仕度と、右願の通り被仰付候、女子二人 各略之

利陸父利勝の家督をつぎ、忠勤ありけるが、仔細あつて萬治年中隱居す、男子三人、嫡子大炊頭利重、二男周防守利益、三男帶刀利久。

舍弟兵庫頭、能登守兩人に一萬石宛、末弟信濃守へ五千石、自身の二男利益にも一萬石配分仕度旨願、願の通り被仰付ける、依て嫡男土井利重古河城十萬石相續、忠勤を被勵ける、此將萬治元<sup>戊</sup>戌年十二月廿四日從五位下

大炊頭受領、無程延寶元<sup>庚</sup>酉年十月十七日病死、利重實子なく、舍弟帶刀利久其頃八歳にて、竹右衛門と申しけるを養子と仕度遺言す、十二月十二日願の通り被仰付、從五位帶刀と受領す、此帶刀同三年卯四月廿九日早世す、行年十才、令嗣なく古賀舊領十萬石召上らる、然る處同年五月廿五日土井周防守<sup>幼名小</sup>右工門利益被召出、御老中列坐、上意の趣被仰渡、今度同姓帶刀早世、令嗣なき故領地は殘らず召上らる、然れども右大炊頭利勝、御代々忠勤相盡し候筋目在之故、十萬石の内四萬石被召上、六萬石新規に被下置候、古河の義は重て取替可被仰付旨演説、利益謹て難有旨御請あり、天和元<sup>辛</sup>酉年二月廿五日、本高七萬石を以て志州鳥羽へ取替有り、專忠勤を被盡右之外前に出る處の一類、相續の譯略之。

本家相續、鳥羽へ入部より十一年目、元祿四年當唐津へ入部、二十二ヶ年目正徳二<sup>壬</sup>辰年隱居、同三年<sup>癸</sup>巳閏五月二十五日卒、法名 諦玄院殿前防州刺史從四位下廓譽高峯德雄大居士。

一 土井大炊頭利實 正徳二<sup>壬</sup>辰年家督、同三<sup>癸</sup>巳年入部、知行七萬石、正徳二年家督より元文元<sup>丙</sup>辰年十二月二十四日卒、家督より二十五年目也、法名 實眞院殿前大倉令德蓮明譽勇仁崇和大居士。

一 土井大炊頭利延 元文二<sup>丁</sup>巳年家督入部、祿七萬石。實は同姓備前守利清男、利實無實子故養子相續、元文二年家督より八年目、延享元<sup>甲</sup>子年七月十六日居城於唐津城卒去、童名辨之助殿、行年二十有二才、法名 諦了院殿前大倉令眞譽寂照堪然大居士。

御墓所神田村岡口と申す所にあり、墓守清淨軒、御位牌東寺町來迎寺にあり、東寺町正淨寺と申す御菩提所有之候處、御所替につき總州古河へ引かれける、此跡當時無之大庄屋會所となる、碑面に故唐津城主土井源公之墓と有之。



一 土井大炊頭利里 延享元年家督、同二乙年入部、祿七萬石、實は備前守利清男利延弟、利延令嗣無之故養子、延享二年入部より十八年目、寶曆十二壬午年十一月十三日御所替の嚴命相達し、十二月廿八日利里公當城に御發駕、同十三年末五月十五日御城渡。

一 水野和泉守忠任公 寶曆十三癸未年御入部、高六萬石、左衛門尉滿政公七代小河左衛門尉重房公嫡流、水野河内守清忠公男右衛門太夫源忠政公十一代、實は同姓多宮君御舍弟、御入部より十三年目、安永四乙未年御隱居、寛政元酉四月御名替、越前守様と申上候。三田御隱居様と奉稱候、右三田御隱居所丙寅三月四日より大火事にて類焼なり。

一 水野左近將監忠弼公 安永四乙未年御家督九月廿二日被爲蒙、實は松平安藝守重晟公御舍弟、御入部より三十一ヶ年目、御治世萬々歳、御年六十二、文化二丑九月御隱居御願相濟、葵坂大殿様と奉稱。

文化二丑五月七日御發駕、御供年寄役知行九百石 二本松七郎、從江戸御用にて七月廿七日出立、家老知行千石 拜郷源左衛門御公儀へ家老年寄御目見に、其外物頭罷登る。

一 水野式部少輔忠明公 御嫡男、文化二巳年御家督、文化三寅二月御名替、二月廿七日飛脚到來、水野和泉守忠明公御治世萬々歳、

文化三丙寅年四月廿三日御入部、四ツ時御入城、御年三十八歳、四月廿二日深江泊り、正八ツ時出立也、廿日深江まで中村太兵衛出迎、廿二日着の節、一時以前に本行列にて着也、それより御本陣、次に二本松、三丁下り本行列に拜郷氏。

御内室、松平安藝守重晟公女。

一 水野和泉守忠邦公 文化九年八月家督、同十四年遠州濱松へ御國替、唐津草野通の内四十三ヶ村一萬七千石上地、水野氏治世四代五十五年也。

(以下正圓寺所藏小笠原家譜より轉載補足す)

一 小笠原主殿頭長昌 文化十四丁丑年奥州棚倉より入部、六萬石、文政六癸未九月廿六日卒。

一 小笠原壹岐守長泰 出羽庄内侯酒井左衛門尉忠徳四男、文政六癸未年十一月御養子、同十二月家督、天保四

癸巳年九月廿日御隱居。

一 小笠原能登守長會 小笠原彈正少弼長保二男、天保四癸巳年八月御養子、同年九月家督、天保七丙申年二月十九日卒。

一 小笠原佐渡守長和 和州郡山松平保泰の九男、天保七丙申三月養子、同年五月家督、天保十一庚子年十月廿三日逝去。

一 小笠原佐渡守長國 信州松本松平光庸の二男、天保十二辛巳年二月御養子、同年四月御家督、明治十丁丑年四月廿三日逝去。

一 小笠原壹岐守長行 前藩主長昌の長男、安政四年九月御養子、養父に代りて藩政を執る、在藩四年治績擧る、文久二年老中格となり後ち老中となり幕政に參與す、明治元年職を辭す、明治二十四年卒す。

五 唐津城主年表

(此年表は右之記事に據て編者の作りなるものなり。)

寺澤志摩守廣高

慶長二年入部石高八萬三千石

同 五年四萬石加増アリ十二萬三千石

ナル  
同 七年唐津城起工



同 十二年唐津落成  
 元和二年檢地  
 寛永二年隠居治世二十八年  
 同 兵庫頭堅高  
 寛永二年八月家督  
 同 十年四月三日廣高卒  
 同 十三年大庄屋役科百石宛ヲ給ス  
 同 十四年天草一揆起ル八萬三千石トナル  
 正保四年十一月自殺  
 正保四年ヨリ慶安二年ニ至ル  
 慶安二年入部 知行高八萬三千石  
 寛文十一年卒  
 寛文十二年家督  
 同 出羽守忠朝  
 延寶元年入部  
 同 七年老中トナル同總州佐倉ニ御國替  
 延寶七年入部石高七萬三千石トナル  
 貞享三年卒  
 同 和泉守乘春  
 貞享三年家督石高七萬石トナル  
 元祿三年卒ス  
 元祿三年家督  
 同 和泉守乘邑  
 同 四年志州鳥羽ニ御國替  
 元祿四年入部石高七萬石トナル  
 正徳二年隠居  
 同 大炊頭利實  
 正徳二年家督  
 同 三年利益卒  
 同 三年入部  
 元文二年卒  
 同 大炊頭利延  
 元文二年家督  
 延享元年卒  
 同 大炊頭利里  
 延享元年家督  
 同 二年入部  
 寶曆十二年總州古河ニ御國替  
 寶曆十三年入部石高六萬石トナル  
 安永四年隠居  
 同 左近將監忠弼  
 安永四年家督  
 文化二年隠居  
 水野和泉守忠任  
 安永四年隠居  
 松平和泉守乘久  
 延寶七年入部石高七萬三千石トナル  
 貞享三年卒  
 同 和泉守乘春  
 貞享三年家督石高七萬石トナル

同 式部少輔忠明  
 文化二年家督  
 同 三年入部

文久二年老中格となり後ち老中となる  
 明治二十四年卒す

同 和泉守忠那  
 文化九年家督

同 十四年遠州濱松ニ御國替唐津領ノ内  
 一萬七千石上地

小笠原主殿頭長昌  
 文化十四年入部六萬石

文政六年卒

同 壹岐守長泰  
 文政六年家督

天保四年隠居

同 壹岐守長會  
 天保四年家督

天保七年卒

同 佐渡守長和  
 天保七年家督

天保十三年卒

同 佐渡守長國  
 天保十二年家督

明治十二年卒

同 壹岐守長行  
 安政四年長國の養子となる

安政五年養父に代りて藩政を執る在藩四年



# 虹濱騷秘録卷上

本書は常吉太郎氏所藏のものにして、虹の松原百姓一揆の實録なり、原文其まゝ收録したり。

## はしがき

夫れ民を治むる事、譬へは水を治むるが如くなるべし、水は水の道に随つて治之と云へり。民も亦然り、民の好む所によつて治之と云ふ。詩に曰、天生蒸民有物有則民之乘彝好是懿德とあり、若し私智人欲を以てする時は、民服従する事なくして、卒には不慮の變を生ずる也、水も亦然り、若し堤坊を以てする時は、徒に人力を費し卒には大なる害をなすとかや、可思々々、古語に曰、鵝脛は不可剪、鼻頸は不可繼とは、夫れこれを云ふ歟矣  
于時嘉永六癸巳三月 即佛庵 倒龍團

## 天災地異の事

鷺の形柔弱なるも、鷹に向つて翳を研ぐは自ら求むるにあらず、進退究り止む事を得ざれば也、一人貪戾なれば一國亂を起すとは、夫子の金言當れるかな。爰に肥州唐津の先主土井大炊頭殿、過ぎにし寶曆十三癸未年、國替被蒙仰總州古河へ御移被成候、尤も土井家當城の主たる事七十四年、殊に當主利里君智仁の名主なりければ、慈愛を以て民を恵み給ふ故、郡中人民万歳を諷ふ處に、不計も御所替にて大に力を落し、さながら暗夜に燈を離れたる思ひをなすも理り也、斯くて唐津の城主には、三州岡崎の城主水野和泉守殿御移被成候、然るに其年より悪年打續き、殊に様々御仕方替にて、百姓ども甚だ困窮いたし、郡中何となく物淋敷く、諸事穩かならざる處に去年明和七庚寅歲五月十三日丑上刻、草野鎮守・太宰大貳藤原廣嗣の宮鏡大明神の社へ虹の松原の方より、車輪

の如き一塊の火の玉飛びきたり、社頭へどうと落ちかゝり、炎一天をこかし、煙數里に覆ふて、さしも金銀珠玉を鏤め造り建てたる大社、一千餘年の星霜を経たりけるも、暫時が間に焼け落ちたり、朝鮮國王より奉納ありし紺紙金泥の法華經、並に横八尺長一丈四尺一枚繪に書たる楊柳觀音の御影をはしめ、天國の太刀二振、正宗の太刀一振、其外二百餘品の寶物、一時の間に焼亡せしこそ淺ましけれ、是によりて郡中の人民大に悲しみ、如何なる兵亂の前ひようか、又は晩世に至つて神力も薄く成り給ふかと、安き心もなかりけり。

剩へ同年七月廿一日より二十三日迄、波多三河守殿の古城岸嶽山の絶頂に赤白の幡二流三晝夜の間翻りし故、近在の者共大に怪み大勢を催し、松か根を掴み、巖を叩いて、ゑひゑひ聲にて古城のいただきに登り、四方に別れて尋ねれども、あへて一物も眼にさへさる事なし、又其所を退き麓に下りて見上ぐれば、最初の如くありたり、如此成ること數度に及べば、彌奇異の思ひをなし、國中の上下此の沙汰より外他事をいふ者なし、然れどもそのとしは何の禍もなく、却て十分の豊作なり、然りといへども多年の拜借延納の類、不殘上納になり候故、さして百姓の徳分とはなかりけり。

## 松浦川溺死之事

斯て其年もくれ、明れば明和八年辛卯年正月廿七日、地方役人小川茂手木殿宅へ、御代官松野尾嘉藤治殿と云ふ人被參、初更の頃より丑の中刻に至る迄、差向ひにて密談ありしよし、元より人拂なれば何事とも知る者なし、其翌日廿八日は寄合日なれば、御家老拜郷源左衛門殿知行高千五百石・水野三郎右衛門殿知行高同・其外惣御年寄方郡御奉行衆古市四郎右衛門殿 劍持嘉兵衛殿、役還りの諸士、御評定所へ御詰有之候處に、小川茂手木殿申出されけるは、御領分惣百姓作り來り候田地の内、永川引、砂押、水洗と申して、古來より無年貢の地數多御座候、是に新竿を入れ候



得は一萬俵餘の御益、並先御代より百姓共へ下しおかれ候用捨御取あげ被遊候得は、是又五千俵ほどの御徳用と相見へ候、此段皆様御同意にて候はゞ、其旨取計可申由言上有之候、時に拜郷源左衛門殿被申候は、永川、砂押、の義尤もお上の御益とは申しながら、慶長三年寺澤志州公當城を築きたまひしより此かた、一百八十九年の間歴代の御城主方、何れも其沙汰無之、然るを當御代に至つて新竿を入れ候事、偏に百姓變を生ずるの元たらんと被申候へ共、列座の御同役はじめ口を揃へて、何にても上の御爲を致すこと臣下の道なり、何様茂手木被申候通りよろしかるべき旨、御評定有之候につき、拜郷殿にも御得意と申すに押され、心ならず御相談に入りたまふ、其期にて御代官詰所より松野尾嘉藤治殿罷出られ、御家老衆へ申上られ候は、私還り草野通りの百姓共へ被仰付、三萬本の楮を御植付被遊候はゞ、後々に至つては御徳用に相成可申旨申あげられければ、御家老方何れも可然由御挨拶有之候、尤も中通北方還りの御代官衆は、此儀については何の噂も無之候、日も傾きぬれば諸士皆々退出被致候、其後小川氏郡中を巡郷致され、古來より御免の地永川、砂押、水洗或は水底又は蘆原小笹原等に相成居申候、尤も田の處も少しは有之平押に竿を當られ候仕方、惣て永川多き村々には二夜三夜滞留、其間は百姓作場へ出る事を免されず、郡中の費幾ばくそや、斯く細かなる改めゆへ、三月上旬より始まり五月半に及へども、漸く郡中五六分通り相濟み候のみ扱て又草野通りの百姓共は銘々家業を打捨、晝夜をわかつ三萬本の楮を春中に植付け候、彼に付、是に付、郷方彌衰微し、五人三人宛爰かしこに頭を交へ何事か私言あへり、然る處に五月十七日の曉、梟一羽鶴ヶ城本丸の樹頭にとまり啼聲城中に喧し、同日午の刻計に風も吹かぬに城山俄に鳴出し、大松二本土ぎわ三尺程上より鳴響いて、東の方へ折れたる事こそ怪しけれ、かように色々怪異の事ども打續き候故、神慮を勇まんと思召しけるにや、鏡大明神の社を御城主より御造立にて、さも美々敷再建あり、其移徒わたましについて、大阪より姉川新太郎と云ふ

者下りて、歌舞技芝居をはじめけれども、郷方は彼永川に付一人も入るものなし、漸く町方のもの共少々這入と云へども、是も墓々敷ことはなかりけり、然るに七月十六日江川町の者ども、男女十人ばかり芝居見物として、いと興あり氣に鏡へ行き、終日遊びたのしみ戻りがけの事なりしが、實に微運のなす處は是非もなや、肥前國第一の大河成る松浦川、殊に潮さし入て幾尋立とも難計所を、十六日の月未だ東嶺を離れざるに、金の手と云ふて遠淺の方より涉りかゝり、河三合も過ぎざる内、水は最早頭邊を越し、身體度をうしない、浮つ沈つ漂ふ間に、潮次第に洋洄あかり、十人の男女一人も不殘溺死し、江魚の腹中に葬られし事こそうたてけれ。

## 百姓共虹の濱へ屯の事

## 附郷足輕早打注進の事

斯て其夜の亥刻頃、材木町の長右衛門と云ふ者、江川町年寄方へ参り申候は、今日我等材木積に川筋へ参り、只今切石の沖の方を漕戻り候處、水中に物有て櫓の先へさらへつき候故、直に引上げ見候へば四十計の女なり、未だ息はされねども言語一向相わからず、其の外、川の内にごめく物所々に見へ候と云へども、潮ははやし、中々一人にて取上る事あたわす、最初引上げたる女中に所を問へば、漸く江川町と云ふ事幽に相わかり候故、女中は海士町へ預けおき、直に此段告げ申すなりといひければ、町内俄に騒出し、數十艘の船を押かけ、終夜探し尋ね、漸く十七日の巳の刻に死骸四つを取得たり。其外は行衛しれず、則此趣を町役所へ注進いたし候處、十八日は例の御寄合日なれば、殿中にて此沙汰まぢまぢなる處へ、午の刻の終りがたより御城山又々鳴出し、唐津明神の神木一本是も東へ折れたりけり、夫のみならず明神の社内終夜震動し、曉に至つて漸く止む。彼是大方ならず、怪によつて太守をはじめ、一家中枕を高ふしたまふなく、御評定の上歡松院並三社人へ仰付られ、加持祈禱



の外他事なし。

かゝりける處に、十九日の晝頃、名古屋の城番人より注進いたし候には、夜前六つ時分より今朝六つ頃迄、城山の絶頂に大なる燈籠程の火相見へ申候故、取敢へず注進申上候、則其趣上聞に被達候處、殿様仰出さるゝは、斯様に色々變事絶へざる事不思議の次第なり、此趣藤野東太郎に申付考出べきよし、家老衆へ仰付られ候間、早速家老衆より御使を立てられ、御抱の儒者藤野東太郎殿召に應じて登城有之、殿中において右の趣篤と考へ、暫く有て眉をひそめ申上られければ、易の表甚だ凶なり、近き内御領内に太變生すべし、御家人の面々も謹みたまふべき事なり。尙又御前には仁心厚く萬民を御恵み遊ばされ候はゞ、郡中平安に可及よし細々申上られける。然る處に同月廿日辰上刻に、鏡村郷足輕脇山茂左衛門と申者、御注進と呼はり大息ついて御代官所へ一通を差出す、其文に曰

以書付申上候口上之覺

一何者とは不奉存候得共、百姓と相見へ簀笠袋鍋の類を荷ひ、腰には面々鎌を帯び、鏡の原を押通り、虹の松原へ屯仕候、其勢七八百人と相見へ候ゆへ、直に彼地へ走付け何者なるかと咎め申候得共、一向答へ不申候、餘り不審に奉存候故、依之注進申上候

卯七月二十日

脇山茂 左衛門

則其書付、當番の御代官松野尾嘉藤治殿被受取、直に郡奉行古市四郎右衛門殿御役所へ被差出候處、古市殿披見の上直に登城有之候て、未だ退出も無之候處に、郷足輕一人飛が如く走せ來り、又一通を差出す其文に曰、一先刻申上候通り松原へ集會仕候百姓共、只今押計り候處大方六七千と相見へ、其外久里村の長堤、或は玉島

川の方より出來り候勢、何程とも難計、依之御注進申上候、

卯七月廿日

其日の當番關口六郎殿被受取、直に登城有りける處へ、又引違て又候一人走り來り、口上にて申上候は、追々申上候通り、彼地へ群をなし候勢最早一萬餘人と相見へ申候、猶追て可申上旨申捨て取て返す、則ち此趣六人の御代官衆都築右衛門殿、渡邊三太夫殿、千葉大藏殿、關口六郎殿、是なり、同月廿日末の下刻に皆々登城有之候、御家老松野尾嘉藤治殿、岡野笹右衛門殿、中へ直達し、其外郡中、郷方、浦々・嶋々・以上三百餘人の大小の庄屋とも、廿日の晝過より廿一日朝迄、鋪波をうつて注進有之、其文に曰

一私村方の百姓共、何の譯とも相知不申、夜前一夜の内に村方を引退き行衛不知相成申候故、得と吟味仕候處、御料境虹の松原へ參集來候由、依之御注進申上候、

七月廿日

かゝりければ御城中の騒ぎ大方ならず、御家老衆四人を始め水野三郎右衛門殿、中村政左衛門殿、郡御奉行兩士、地方役人兩人、小川茂手木、井上仲左衛門御代官六人、其外惣物頭衆、御城へ相詰め評議區々也、尤も拜郷殿は御用に付當春より在京にて、此座には不居給、時に古市四郎右衛門殿被申けるは、我等ごとき年罷り寄、殊に愚昧なれば一つとして御徳益の筋も不申上、當時日の出の若い衆は、様々御徳用の筋を申立られ、御奉公も相立ちうらやましよう存する也、然し斯様なる大變起り候ても、御奉公に相成候哉と、惶る所もなく申され候へども、誰一人も答ふる人なく、一座しらけて見へにける、扱て鏡大明神の焼失より、色々の怪異、正月廿八日拜郷殿の前言、今日しも思ひ合されたり、



愚案國變ある時は、天人を以て云はしむ、是を思ふに、近年農夫の野に出て諷ふを聞けば、「御座れ嘶しませう小松の下に、松葉のやうに細々と」、是此變に當れるかな、纔一日の間に數萬の人民松の下に集り、細々と散敷たる松の葉よりも繁く、廣大なる虹の濱寸地も不殘屯致しけるこそ不審けれ、

## 御代官虹の濱へ赴かる事

斯て追々注進に被出候大小の庄屋共へ、御代官衆より被申渡候は、何れも其方共片時も早く彼地へ罷越し、早く村方へ引取候様に可計旨、尙又願の筋有之候はば引取候上にて、村役人を以て相願候はば、願の品により可取次旨、右役所の下知を受け、惣庄屋共は取物もとりあへず、新堀より數十艘の川船に取り乗り、暫時の間に松原に馳付けれども、次第次第に強大に相なり、松原中潮の湧くが如く騒動し、中々可取計様もなかりけり。扱て新御料一萬石餘十五ヶ村の庄屋中も、境目に詰所の小屋を立て各出張罷在候、程なく夜分に成りぬれば、御料庄屋中の詰所には高挑灯二張、其上銘々手挑灯、百姓共集會の場所にも、思ひ／＼の挑灯に其村々の忍印を付け、小村は四張五張より、大郷は夫に順じて立並べたる挑灯、其影海上に移りて如群星、濱崎より満島迄其間二里の所、宛も白日のごとく、依之追々罷越候庄屋共も、手に不及空しく城下へ罷歸へり、右の次第を御代官所へ注進いたし候處、同日の丑刻重ねて申渡され候は、只今より穀取十五人彼地へ可遣候間、同道にて庄屋共は再び松原へ可來旨申し付られ候間、罷越候處夜はほの／＼と明渡り、廿一日の陽玉や東領を離れたり、時に穀取衆より庄屋共へ被申候は、我々此所へ罷越候は、第一御料庄屋中へ挨拶の爲也、其上にて百姓共へも篤と利害を説き聞かすべく候間、其旨百姓共へ申付おき候らへとの事につき、大庄屋共は屯の近邊へ歩寄候處、只今迄唐津

領内へ群をなし候百姓一丸になり、不殘御料の内へ引入候、依之御料出張の庄屋中甚氣の毒に存じ、一刻も早く御料の境を離れ、元の所へ引取候様に、可取計由頻に頼み申候につき、穀取一同に御料の内へ立入、村方へ引取候儀不相成候はば、唐津領の内迄引返し候様に、段々申含め候へども、皆々無言に相成更に答へ無之候、剩さへ集會の者共不參の村々を吟味いたし、不參の村々へは追々飛脚を馳せて、呼寄せ候也、若し不參の村も有之候はば、大勢罷向ひ焼拂可申旨、口達いたし候故、遲參の者共も是に恐怖して、重かけ／＼徒黨の人數へ相加り、勢ひ大波の寄するが如く、依之大庄屋・穀取の方よりも、御代官所へ敷波を打て、此趣を申遣し候處、同廿一日未刻過ぎ、六人の御代官一所に松原へ被赴、先づ大庄屋共を招き、百姓共へ申渡の筋有之候間、靜まり候様に可申付旨下知せられ候故、大庄屋兩人宛、八方に相分り申渡候、此節も無言也、代官衆は御料庄屋中へ一通り挨拶有之、其後集會の場所へ廻り、同文の書付數十通持參にて、高聲に被讀上る、此節も無言なり、其刻御代官の前左右に付添候者には、手代衆大庄屋也、右申渡され候書付に曰

其方共何故に罷出候哉、願の趣有之事に候はば願書可差出候、其上にて何分にも申立勘辨いたし可遣候間、早々村方へ可引取候、

右の通り申渡され候處、百姓共願書と覺しき物を、其時唐津領の梵抗に張紙いたし候、其時代官衆より被申候は、若し張紙の外に願の筋も有之候はば、早速可差出候、尤も直に差出候事遠慮にも存じ候はば、又々別に杭木に張り候成とも、又は何方へなりとも可差出よし申渡され、御代官衆は御料の内、少し辰巳の方へ遠除き居り被申候、此節も無言ながら上包に願書と書たる書付を一通、竹にはさみ梵抗の邊へ立置候に付、大庄屋の内より其書付を上包の儘、御代官衆へ差出し候處、則披見有之、其願書に曰



乍恐以書付奉願候口上書の御事

一御郡中村々御高の内、永川儀、寺澤志摩守様御代より、御城主様御代々、極々御吟味之上、永川に被仰付置候處、此度起返被仰付難儀至極に奉存候間、先御代々之通り御引方奉願上候。  
一年々砂押、水洗之儀、是又永川同様に御引方奉願候、尤も手入等仕り田畑起返申候はゞ御年貢上納可仕候。  
一年々御用捨高被下置、百姓相續仕り難有奉存候、然處當年御取上被仰付、難儀至極に奉存候、御慈悲之上、去年之通り御手當奉願候。

一御年貢米御藏納之節、拵廻り四方霜降之儀御先代の通被仰付可被下、並御米俵毎に差抜米御免可被下候、先御代々之通、俵毎に御差戻しに被成可被下候、近來欠米餘計に相立、難儀至極に奉存候。  
一百姓持高之内、相立置候楮、御買上被仰付、撰楮にて納候儀、難儀至極に奉存候、其上諸國賣買直段より下値に被仰付、難儀至極に奉存候間、持主勝手賣に仕候様に奉願上候。  
一諸運上之儀、御先代より差出し來り候品差上可申候、新規運上之儀は、御免可被下候、且又何品によらず、御運上差上元々仕候儀、其者共一人の勝手筋にて、諸人至て難儀仕候間、相止候様に奉願上候。

右之外、何品に不依、先御代大炊頭様御仕置之通り奉願上候、若願之通御計不被成候ては、御百姓相立不申候に付奉願上候。

明和八年卯七月

御郡中惣百姓

郡方

御役所様

右之願書被差上候上にて、御代官の内より松野尾嘉藤治殿被罷出、百姓共へ大音にて被申候は、其方共御上を不恐御法度を背き、大勢致徒黨候事、甚不届之至也、依之急度被仰付答之處、以御慈悲此度は御免被遊候間、早々村々へ引取可申旨、高らかに被申候處、誰とは知らず大勢の中より、一人笑出候得ば、物體手を打て笑ひ候よし、尤御代官衆近邊の者供は、無言にて笑もせず罷在候由、重て渡邊三太夫殿被申候は、何分其方共斯様に集居候ては、我々役儀も不相立候に付、皆々申合早々村方へ引取べし、願之筋は幾重にも申立、能きに計ひ可申と、いと靜に被申渡候得ば、其節は畏りたる様子にて平伏して居たり、夫より御代官衆は二三町引退、百姓共が引くか引かぬかの様子を、うかゞひ居被申候得ども、少しも引く色は相見へ不申、及深更候程に、濱中變動之躰に見へ、屯の惣人數松か根を叩き、砂煙を踏立、鬨をとつてそ上げにける。其聲東は筑紫の富士、北は神集島の沖、西は衣干か嶽、南にひれふる山の高根に答へて夥敷、其刻六人の御代官は波打際にて、真など呑み被居けるが、松野尾殿被申候は、斯様なる變動の處に、致長居候事無益之至り也、不知哉、人々歸り可申と足早に立れければ、残り五人の衆も靜かに引取申されける。

予此節病にて引居たりけれ共、未曾有の珍事なれば、廿一日の朝杖に助けられて、漸く新堀迄歩行し見るに、思ひ出せし事あり、其故は若年のむかし、戯れに氣を見るの法を聊か習ひ得たり、此朝是を案し出、川越に東を望めば、虹の濱惣松原の中より、陽炎の様なるもの立登る事數文、初めは其色黒くして繁し、上に至りて白くなり、次第に消へて見へず、實に人氣の凝る所かく有るべき事歟。



## 虹の濱騷秘録卷中

### 鏡村郷足輕難に遇ふ事

斯て濱には百姓共夜の更るに隨て備へ彌嚴重なり、例の相圖の印色々に付たる桃灯、數千張輝し、備の内に横三尺の道を二筋あけたり、是は上より忍の者入り込み候節、捕へ候掛引自在なるため、尙又組頭諸事相談のせつ、往來の通路のためなり、其組頭と申は、一村一村に能く人を撰み、一人宛の頭を立たり、是を組頭と唱へ、若其下の者共之内、他の備に參り候節も、又は二便通用の爲外に出候にも、組頭の割印を以て往來いたし候由、若外に出で戻りがけに他の所へ迷ひ込候節は、先其人を其所へ捕へ置き、割印ばかり先方へ相見せ、相違なければ其時其人を相渡候由、扱又惣人數を禁め候には、板に書付たる物を晝夜一度つゝ、備の中を相廻候由、其禁に

曰

- 一 無益之事に、上へ對し雜言堅く致間敷事
- 一 御役人衆より引取候様に被仰付候節、決して物云ふ間敷事
- 一 何様なる儀にても、同士喧嘩堅く致間敷事
- 一 屯の内へ疑敷者入込候はば、直に召捕拷問にかけ可申事、
- 一 惣人數のうち、病氣差起候者有之候はば代人を立、其後村方へ可引取事、
- 一 諸願不叶内は、何様之難儀に成り行候共、決して一人も退間敷事、
- 一 惣百姓之内、一人にても被召捕候はば、急て申合候通可仕事、

右斯條之趣、此度相集候惣人數かたく可相守もの也、

右之通諸事禁候に付、訓練全く相ととのひ、進退自由成事一身を遣ふか如し、然ども東西二里、南北十八丁の松原へ、滿々たる大勢なれば、水を吞事不自由なり、依之玉島川へ船さし廻し、是より運び候得ども、中々すみく迄は行渡らず、夫につき組頭一人、組子一人、鏡村赤水の觀音の下へ清水を汲みに行たる所、折節鏡村の郷足輕二人、田の水を引に、是も赤水邊へ參り候處、途中にてはたと行合、夜更ての事なれば、彼郷組共思ひけるは、砂子村の者共、田の水を盜に來るならんと、物をもいはず飛かゝり、二人を二人にて捕へければ、彼者共腰の竹具を拔出し、音太とこそは吹上たり、其聲松原へ聞へければ、すわや相圖といふ程こそあれ、備の中より二三千人、銘々得物くを提げ、鯨波をとつと作りかけ、眞しぐらに進みければ、二人の郷組氣も魂も身に不附、一人は草田の中へ隠れ、一人は途を失ひ、鰭振山へ逃登り、百姓共は長おひなせぞとて、最初の二人を引包みて、元の松原へ引返す、是に不限夜分は五度三度づゝ鯨波を上げる、是は彼犬を驚すため、又は物軍の眠りを覺すため也、扱又山に逃登りたる足輕は餘りの恐ろしさに、虹の濱の松吹風、渚に寄する浦波の音までも關の聲にて、我を追ふかと思はれて、さしも高きひれふる山の絶頂まで逃登り、終夜權現のほこらの影に隠れ居て、漸く廿二日の辰の刻ごろ、己が住家へ赤裸にて立戻り、物をも云はず己が闇に泥足のまゝ這込、わな／＼振へて居たりけり、家内の者は大いに悲しみ、夜前水引に參られ、只今迄戻られざるは大方赤水の狐の仕業ならん、何國の野山に居らるゝかと泣悲む最中なれば、大によるこび是は／＼と立寄れば、兩手を合せ振るひ出し、やれ人殺し／＼、助け給へ／＼と泣叫び、一向性根のなかりけるも同理也、思ひがけなく數千人に追詰られ、さも可有事なれども、又おかしかりける事共也。



扱松原の大勢、纔一日の内一同に集り候譯は、いかなる謀ごと尋ぬるに、去る十二三日の頃何國の者ともしらす、一通の廻文を持って郡中を走せめぐり候、猶又其者口上にて申候は、若定日迄不參の村方は、赤牛を引かけ罷越し是は火を放ち燒拂ふと云ふ事也踏つぶし可申段、村毎にて申候由、尤村繼に相廻し候處も有之由也、其廻文に曰

一 永川之事

一 御藏米榭之上之事

一 差米御取被成候事

一 御用捨御取上之事

一 楮御買上之事

一 諸運上之事

其外何品によらず、御先代御仕置之通願立候間、當月廿日朝明六つ時より、二里の濱御料境へ御出可被成候、但村役人には堅く御沙汰御無用に候、以上

七月十二日

包紙に人々御中とあり

右之飛札、十五六日迄に大半廻り濟候よし、尤和多田組、唐津組、神田村、佐志組には、態と廿日曉何れも松原へ罷越候上にて申遣候由、此四ヶ組は城下近邊なれば、相談の趣、上體へ洩れん事を恐れてのよし。

兩郡御奉行虹之濱に出張之事

斯て廿二日迄は北方の數ヶ組は、世上を見合未出立ざる組々も過半なり、然る處、彼場所より赤牛の責道具を以て嚴敷申遣し候故、皆々振ひ恐れて一人も不殘居村々を引拂ひ、入野、切木、有浦の三組は番場が原にて

勢を揃へ、名古屋、赤木、今村、打上、馬部の五組は佐志村濱田松原にて勢を揃へ候よし、數疋の犬共喚出し追々申出候に付、殺取横目の役人、中山峠或は白坂の邊迄出張いたし、色々押留め候へども、中々以て手に不及、濱田、番場の兩勢熊の原にて出合、御城下外を押通り、新堀へ罷出候、其勢二十丁餘相續き申候一間に一人口と積人の人、此節は丁田口、名古屋の兩御門を躰し、三日が間往來留り也、扱又新堀の船場、平日は甚だ及難灘、彼是と隙取候得共、此節大勢相渡り候には少しも無滞事、船賃なしに如飛相渡り候由、是も定て赤牛に恐れて成るべし、其勢無程虹濱へ着きければ、惣人數二萬三千餘と聞へける、さなきだに針を釵の世の中なれば、隣國の取沙汰廣大にして、肥筑の兩州、四ヶ國を初め、久留米、柳川、豊前、豊後の國々より閉合の役人、鏡濱崎へ馳來る事數しれず、屯の中を踏通り、分石に張置ける書付等寫取る様子に相見へける、猶佐賀領、小城領、其外の近國も境目に新關を居へ、嚴重に堅め候よし、扱又百姓共より、昨日御代官へ差出たる願書之趣、御評定之上、兩郡御奉行松原へ御越被成候筈に相極り候、其前刻古市四郎右衛門殿登城有之、君の御座の間近く進みより、謹で申上られ候は、愚臣斯く及霜髮迄莫大の乍蒙君恩、曾て寸忠も無之、剩へ斯様成騒動を引出し候事、御郡中を奉預し臣が罪なり、只御賢察の程奉恐入候旨、涙をながし言上有之ければ、殿にも白眼に御涙をうかめ給ひ、良々有て被仰出候は、是全く汝等が罪にあらず、我不徳のなす處なり、何分にも彼地へ罷越し、穩便に可取計旨被仰渡、直に立入りたまふよし承る、古市殿も直に御城を退出有之、末刻比御同役扱持嘉兵衛殿同道にて、御馬より松原へ赴き給ふ、御代官六人も前日の通り御出なり、殺取中、横目中、大小の庄屋共は廿日より詰切にて、百姓共屯の場所とは其間五六丁より八九丁斗相隔、唐津村大庄屋櫻井理平は諸事物馴たるよし、御目がねにて常詰は無之、御用に付て松原より城下へ往來、一晝夜に十五六度、或は廿度、五日の間能く勤め候然る處、御奉行御出の由追々申來ければ、大庄屋の内より一人御案内のため、拂出口迄出向候處、御奉



行被申候は、相集居候百姓共へ申渡之筋有之候に付、昨日御代官より申渡の時の様に、騒敷不致靜に罷在候て可承旨、大庄屋共より早々可申付旨、被仰付候ゆへ、御案内に罷出候大庄屋、元之處へ取て返し、仲間中へ其趣申ければ、廿九人一同に備の中へ分入候て、右の趣申渡し候處、前日に事かわり、皆平伏して控へたり、兩御奉行は三丁程にて馬より下り給ひ、御代官と御一緒に其場へ御出被成、靜に被仰候は、昨日御代官を以て、百姓共何故に罷出候哉、願之筋も有之候はゞ、願書可差出旨申付候處、願書差出候に付、此書付之通申付候間、一組毎に此趣を申聞、其上にて書付は百姓共へ相渡し、一刻も早く爲引取可申旨被申渡、其後にて御料横田村太左衛門を呼出にて、此度不慮之騒動にて何角世話に相成候段御挨拶有之、ひらくと馬に打乗り、如飛引取給ふ、御渡被置候書付に曰

其方共大勢罷出候に付、願書等をも有之候はゞ願書可差出候、何れにも申立致勘辨可遣旨、昨日御代官より申渡候處、願書差出、此度永川、起返、砂押、水洗用捨之儀相願候、右永川之儀は如何之譯にて引遣候と申儀、申送りの書付等も無之故、村方に右證據等の書付も有之候哉と相尋候處、無之旨に付、地方役致吟味候得ば、其場所不分明のよし、起返之儀相願聞届たる事に候、然る處難儀至極に付、引方の儀相願候、依之各別之勘辨を以て本途免之高下に不拘、一統五厘宛相定候、此以後増免は不致候。尤も當年より三ヶ年の間は、年貢令用捨可遣候、御損益に拘り候儀にては無之、右之譯にて、一旦願の上相極候事に候へば、箇條多き事に付、追て相尋候上にて致勘辨可遣候間、早速可引取候。

七 月

右之書付、大庄屋共惣群之中を押分、高らかに爲讀聞候。後にて書付は百姓共へ相渡、引取候様に段々申

候へ共、例の無言にて力に不及、大庄屋共は元の所へ引退、御代官も暫くは見合被居候へ共、更に引取様子には相見へず、尙又及黄昏候ゆへ、彼是を案じられ各其場を被立ける。

分石に再訴を張る事

斯て廿二日の曉に相成ければ、呼子、名古屋、満島、新堀、水主町其外の浦々嶋々に至るまで、一人も不殘罷越相加り候に付、其勢夥くして數限りを知らず、其備嚴然として大軍に異らず。見る人途を失ひ肝を消さすといふ者なし、追々來着の者共が持參の物は、蓑、笠、兵糧を包み、鎌、山刀或は半棒、六尺棒、熊手、竹鎧、そぎおうち、又は蓑の中に一腰を包み繩にて巻て持つもあり、是程の大勢なれども其進退更に不亂、備の形を如鶴翼、終夜眠る事能はず、時々鯨波をあけて彼の群犬を驚かす、浦々嶋々の者共は風波を不恐船より來る、折しも其夜は風烈敷、洋中一面に白妙をなし、山の如く卷上る大浪を押切、秘術を盡せば、數百艘の船ども暫時が間に濱崎浦に押込たり。是等の數艘虹の濱邊に寄せすして濱崎へ入りたる仔細は、變に臨んで用達すべき爲とぞ。扱其夜の戌の刻、徒歩横目二人、穀取二人、大庄屋の居所へ成被申候は、分石に張りたる願書の寫願書差出候上は、分石の張紙もはぎとり差出候様に、城下より申來候に付、剝ぎとり可申候間、各の中よりも二三人可被罷出よし被申候に付、大庄屋の内より三人櫻井新右衛門、櫻井又右衛門、兼武安左衛門同道にて、分石の邊へ參候處、再訴と見へて、別紙分石に張り付たり、其詞に曰

一五分一銷網魚立直段之事。

一諸浦銷網二分五厘之事。

一于賀御運上の事。



一問屋之事。

一長崎梅野新左衛門二分五厘掛りの事。

御領分惣浦中

右之通宛所もなく、郷方の書付とは違ひ、鹿文鹿紙悪筆あり、然る處、右の七人彼の書付を剝取るはずに立寄候處、松原以ての外騒ぎ立、例の鯨波をあげ群々を進み近付く、時に大庄屋三人言葉を揃へ、右の四人へ申けるは、此書付剝候段不申聞候故、斯様に騒動いたし候、殊に今晚新に再訴と相見へ申候につき、各様も此趣御伺被成可然哉と相談申ければ、尤と打うなづき、四人の人々は足早に其場を立退城下の方へ趣かれ候、見を見て百姓共、逃るぞと心得て二たび鬨をどつと上げ、ヤレ犬ぞ犬ぞ、逃すなく、投げ突せよと湧かゝりければ、三大庄屋の中より一人踏留りて仔細有て名を不記百姓共を制して曰、汝ら斯大切なる願を前に置ながら、思慮もなく立騒ぐべからず、若御家人のうち、聊も怪我等有之候はゞ、其方共が願は皆仇事と成るべく、大望を抱へては慎に慎を重ねてこそ、事も成就するもの也、千丈の堤も蟻の穴より崩るゝと云事を不知哉と、是を戒しめ、此一言にてはやり切たる百姓共、一同に閉口してすごくと引返す、是を見届け彼の大庄屋も靜に場所へ引取る。

或人予に問ふて曰、此度の屯の形も鶴翼に似たるか、圓月の備へに似たるか、答て曰、鶴翼にしては首尾相違せり、月の輪と見ては欠たる所あり、此備は永祿四年辛酉九月十日、信州の川中島に於て北越の長尾と甲陽の武田競戦の節、山本道鬼が敷きたる筈の手に近しと。

諸士出張所に手配り定の事

附り惣百姓虹の濱を引取る事

斯て御城にての御評議には、此上百姓共城下へ押寄、いかなる狼籍を働くやも無覺束よしにて、弓・鐵砲・長刀・鎧・兵糧・明松等の用意迄豫め備はり、物頭衆夫々に出張の人數相極り候よし、大手口には小林郷左衛門殿組子を引具し、廿二日より出張有之候、渡口には古市四郎右衛門殿、大渡には劍持嘉兵衛殿、札之辻には青山三郎左衛門殿・落合治右衛門殿、町田口には石原平右衛門殿、都築内藏太夫殿、名古屋口には松野尾才藏殿・松野尾源五右衛門殿、右之通入數割相極り候得共、未だ出馬は無之候、其上惣御家中・惣御組中へも御觸有之候趣は、此度の騒動に付相圖の鐵砲五つ響き候はゞ、甲冑を帶し大手口へ可相揃よし、足輕中には三聲聞候はゞ可罷出よしの御觸なり、扱又松原の百姓共には廿三日も晝過に相成ければ、彌々金銭の如くかたまり、一寸も可引様子には見へざりけり、依之出張の横目殺取の方よりも、支配くへ追々注進有之候、大庄屋仲間よりも三人古館直助・櫻井理平・大谷治吉御城下へ罷越、右之趣細々注進いたし候所、此上にも取計ひを以て、大庄屋共へ爲引取候様に、勘辨可致旨被仰付候故、三人之大庄屋共も段々隙取、二十三日の亥刻に御役所を罷出松原へぞ立歸り仲間中へ御下知之趣を相傳へ、色々及談判候得共、俄に可爲引取謀も無之、其上日田御代官所より、程なく警固の御役人中も御出有之趣の取沙汰も有之候に付、其前何卒引取らせ度、各肺肝を碎き候上にて、評議一決致し候、其趣は、御料庄屋中を受人に頼み、願の筋は大庄屋中身命を投出し願受可遣と請合、此所を引とらせ可申と、廿三日の寅の刻御料庄屋中へ及相談候處、皆々承知にて、御料庄屋中より右之越百姓共へ致相談候處、皆々申候には、御尤に存候得共、慥なる墨付無御座候ては、難引取及難澁候故、横田太左衛門百姓共へ申しけるは、唐津御領分は不存候得共、御料其外何方にても右躰の墨付は、上を憚り役方よりは差出するものにては無之候、其代りには拙者共證據に立可遣候、若し其上にても願相叶不申候はゞ、其時は大庄屋中の屋敷踏潰し候こと



と成ることも、又は焼拂候こと成ることも、大庄屋中を眞先に押立強訴いたし候事と成ることも、勝手次第に可致よし中間候得ば、其時百姓中挨拶いたし候には、然らば御料庄屋衆中、御領分大庄屋衆三つ金輪にて被仰聞候様に申候故、大庄屋共も引取候を專一に存じ、御料庄屋惣代は横田太左衛門を受人に相立、大庄屋不殘同座にて、廿四日の午の刻、一組より百姓兩人宛呼出し、右之趣得と中間かせ候處、皆々承知致し引取候筈に決定いたし候、尤此相談未かたまらざる以前、百姓一人茶を煮るため松葉捨ふて居たりけるが、一人の男松の枯枝を折取ければ、松原出張の役人中、並に出張の鏡郷足輕中にて追取巻て、彼兩人を捕へたり、時に松原騒動いたし、二萬五千四百六十九人の百姓共、竹鏡・鳶口・そぎおらこ・其外得物々々を提げ、鯨波をどつとあげ、潮の涌くが如く追ひ進む、其聲百千の如雷、其勢猛虎のごとし、大庄屋共是を見て、今は絶體絶命なり、死地にいらすんば退くる事叶ふまじと、廿九人覺悟を極め、的になりて支へたり、其時大庄屋の中より氣早なる大男一人、被捕へたる場所へ馳行き申しけるは、斯る騒動の上からは、たとへ松の五本や十本根はらひ致し候とも致方無之候、然るに僅に枯松一枝の事にて大事を招き給ふか、若し御家人の内少々の疵でも付候はゞ、忽大變の元なり、能々思慮し給へと諫めければ、初て悟り、彼二人を放ちければ、鼠の逃るごとく大勢の中へ馳込候故、惣群の中へ引つゝみ、靜々と引退、此節の儀は、若し大庄屋中なかりせば、甚危き事なり。

そのころ、如何なる者かしたりけん、分石に狂歌をはりたり

永川に五りんを立て下さらば、小川・茂手木を下に埋めん。

## 上平野村騒動の事

斯て廿四日未刻、二萬五千餘人の百姓共、蜘蛛の子を散すが如く、八方へ散亂して一同に引拂候、扱々騒々敷事

共也、右引取候注進に大庄屋三人前田善右衛門・向林八・麻生太吉、如飛御城下へ走り行き、相殘る大庄屋共は一同に御料庄屋中へ、段々世話に相成候一禮を相演し、同日未下刻に大庄屋小庄屋共に、先は我身は何様に被仰付候とも、是程の大事引拂候様に相成、一通り安心なりと、互に廿日以來の溜息、一度にはつとつき流し、是より御役所へ罷出引拂の趣相届候上にて、百姓共へ誓約を結び候事とも相伺可申と、歩行ながら豫め相談いたし、拂出口へ行き還へり候處、先刻百姓引拂の注進に罷出候三人の内より、麻生太吉一人満島の方より大行に成馳來り、仲間中へ申けるは、只今御役所に於て、百姓共引拂の様子を申上居候處に、上平野村名頭言上致し候は、成淵村兵助と申者、己が妻子を切殺し、其上にて上平野村大庄屋前田善右衛門隠宅並表家へ切込み、善右衛門兩親並善右衛門妻、同姓藤十郎妻、以上四人、自分の妻子共六人を切殺し申候、尤兵助事は藤十郎見事に討留申候旨、言上致し候を、同座にて承り直に驅出し御知らせ申すなりと述べければ、各一度にあきれ果たる事ともなり、良々有て言葉を揃へ、漸く虎口を遁れ、是迄引取候處、斯様に世上一同に變動いたし候事、時節到來とは申しながら、天運の程こそ恐しけれと、皆々申合けり。

扱て上平野村騒動の次第を尋ぬるに、去る廿日大小庄屋共松原出張の刻、前田善右衛門は病氣ゆへ、虹の濱へ一子藤十郎を差遣す、然る處に廿三日には得快氣直に彼地へ出張致す、依之藤十郎は私宅へ引取候、其道筋山田峠に於て、女狐と相見へ、一つの子狐を愛し野菊の中なる蟲など拾ひ遊び戯れて居たりけり、然るに藤十郎若氣の至り、殺す心はなけれどら大肌腕になり、彼狐を追かけければ、周章騒て逃んとすれども、子狐いまだ自由する事ならざる故、子に引れて逃もやらず、震ひ恐れて居たりけり、折節向より成淵村の名頭甚作が伴兵助といふもの、是も此間松原へ相話しが、今朝兵糧とりに村方へ立戻り、只今虹の濱へ赴く也、斯て藤十郎、兵助双方よ



り取廻せば、子狐を腹の下へ隠し鳴悲む所を、大強勢なる兵助飛かゝり、二疋の狐を只一踏にふみ殺し、藤十郎は私宅へこそ歸りにける、さて兵助は群集の中へ加りしか、俄に心狂は敷く、様々の事申出、或は泣き、或は笑ひ、狂ひ廻り候故、百姓共申けるは、若しや兵助も犬仲間にて、密事をさぐらんとて似せ氣遣ひとなり、斯様に狂ふならんと繩を打て、成淵村の者共へ相渡し、嚴重番をいたし罷在候處、如何して逃たりけん、己が居村へ馳歸り、其夜は何事もなく、翌朝女房に申けるは、我只今より又々松原へ參候に付、晝飯の用意せよと云ふ、女房則ち例の飯こうに粟まじりの飯を詰め、小風呂敷に引包み相渡す、是を請取最早十丁はがりも行けんと思ふころ忽ち取て返し、女房が隣に茶を呑んで居たりけるを、呼中候故女房は何心なく戻りかゝる所を、肥前身の一尺八寸、荒研の脇差にて、思ひがけなく飛びかゝり、天窓を二つに打割りければ、畑の畔に倒れ伏す行年三十四、才なり、時に一人の娘あり其名をみつと云ふて、今年十四才に成にけるが、百姓の子ながらも容色麗はしく、心はへもやさしく、日比兩親の寵愛あさからず、然るに只今父が手にかけあへなく母を殺しければ、驚き悲しみ、逃げ迷ひ、泣叫びて呼はりけるを見ても、隣家のもの共も松原へ相詰、男さては一人も不居合、漸く一兩人老人共居合せ候ても無致方、不思議なりしは彼等が耳には只狐の鳴とのみ聞へければ、出合者とはなかりけり、娘は彌悲しみに不絶當り近き淵に身を投げ、母の跡を慕はんと淵のさわ迄走り行き、飛びこまんとせし所を、兵助跡より追掛來り、脊中より胸差まで差通せば、あへなく息は絶えたり、兵助は血に染みたる脇差を用にて洗き云ひけるは、是より平野村へ罷越し、善右衛門父子を切殺し、昨日の怨を報せんと、飛ぶが如くに上平野へ駆け行く、其間縫に十丁にたらねば、一息に馳付け、先づ善右衛門が隠宅へ踊上り、善右衛門・父茂兵衛夫婦茶を呑て居たりしを、何の答もなく二人共に切殺茂兵衛行年八十一才、同人妻七十三才、直に本家へ切て入る泉水にて脇差を洗ひ石に、折もおり家來てねたばを付たる由

共は耕作場へ出て一人もなし、あるに甲斐なき下女共は兩人有合すと云へども、一人は病に臥し、一人は眼暗腰なへて聲さへ立つる事叶はず、藤十郎は昨日宿所へ歸りて後ち、山田峠にて殺されたる二疋の狐、晝夜佛に立て一睡も免さず、漸く今朝より閨の内へ熟睡して更に覺えざる内、兵助は大童になり、表に干たる煙草の下をくぐり來りて、善右衛門の妻、藤十郎が妻をめかけて飛かゝり切付ければ、頭邊を梨子割に切付られ、其場へ倒れ伏す、藤十郎の妻は周章ながら姑を介抱せんと立寄る所を、脊中を横に切付たり此疵入一寸長、八寸なり、され共此女心をはげまし、夫藤十郎を起さんと苦痛を押へて閨の口迄行く所を、兵助すかさず後より追詰め、重て打込む太刀先に、是も頭邊を打割られ、閨の口へ倒れにける、藤十郎は夢心に二疋の狐來りて我手足を嚙むと見て驚き醒め、起上り臺所へ馳出候處、血に染て倒れたる女房、漸に目をひらき、物言ひたげに夫の裾に取付ながら、二ヶ所の深手に氣も絶入り物言ふ事能はずして、空しく息は絶へにけり時に行年十、七才なり、然るに此女吉井村より當春此家に嫁して、纔一年も立さる内、何か知らん借老同穴の間を離れ、一人白刃の露と消行くとは、善右衛門妻はあがり口に切倒され、うつむけに打伏し、惣身朱に成りて居たりしが、藤十郎が聲を聞き、血にそみし首を上げ、藤十郎が顔を見やり、目にて表の方を教へ、少し唇を動かしながら、再び目をこぢ息絶へたり時に行年四十、一才なり、藤十郎は前後を忘却し、黙然として居たる所へ、隣の源藏と云ふ者の女房、裏戸口より駆付、藤十郎を勵まして曰、只今成淵村兵助拔身をさげ逃げながら、大腰抜けの藤十郎は逃隠れて見へざる故、打洩し手にも溜らぬ女原を切殺し、むだ骨折し事の残念さよこ、悪口いたし岩堂の方へ逃のびたり、早々追かけ打とめ給へ、御後の事は私預り候へば、御氣遣ひ少しもなしと女ながらも魂居り、言葉するごとに諫むれば、伏沈みたる藤十郎、此言葉に氣力を得、刀おつ取り立ち上り、馳せ出で見てあれば、三丁程先き、山伏の木戸といふ所より、不審なるもの立出誓りける



は、四人の者を殺されても藤十郎は知らずやと云ふ、是を聞いて藤十郎眞しぐらに追かけ、平野と成淵の境岩堂といふ所にて、間進く追つめ、大音あげ、臆病者返せと呼はりければ、鏑元まで血に成たる脇差打ふり取て返し、藤十郎に向つて曰、我此間の意趣により、汝か宅へ來りし處、逃かくれて見へざる故、家内の者を皆殺にして歸る處に、其方事命を興へに來れるやと、彼の一尺八寸を正面に抜持ち、無二無三に打て掛かる、其太刀先するどくして當り難く、殊に藤十郎立場は道狹くして存分に働く事なり難く、請流し退りける所に、誰とは知らず兵助が後よりそろりと歩み寄り、山柄を振りさばき、兵助が諸足を横なぐりに拂ひたり、兵助は心得たりと飛違へんしたりしが、あやまつて左の足を田の中へ踏込たり、その所をすかさず藤十郎踏込で切付れば、兵助が脇差持ちたる右の腕を附根より打落す、されども不敵の兵助、左の手をのべ落ちたる太刀を取らんとて、かがむ所を藤十郎脇差を田へ踏込み、おどり上つて打込む太刀先、兵助は眉見を二つに割られ、田の中へ倒れながら、面へ流るゝ血を泥水にて洗ひ、目を見ひらき、後より拂ひたる男をばつたと白眼付、我本望を達せんと思ふ所、其方故に討たれたるこそ安からね、見よ三年の内に思ひ知らせんと、怒る聲恐しく、苦む聲狐の如く、狂ひながら息絶へたり時に行年三、十六才、藤十郎身分には何の仔細もなく、當の敵は討取ると云へども、四人の人々を一時に失ひ、前後不覺に私宅へ戻り思ひけるは、父出張の留主を預り、四人の人の變死の場に不居合は我が誤り父に向つて言わけなし、潔よく腹を切り、黄泉に於て四人の衆へ右の詫を申べしと心一決し、泉水にて穢れたる身を清め、心靜に麻上下を着し、座敷の唐紙を立て切り、脇差抜きもちすでに腹に突立てんとせし處へ、源藏女房走せ來りて、双物をもぎ取り諫めて曰、一應御尤なる御事ながら、只今切腹なされては、一向に事の仔細も相わからず、其上後日にいたり、父御迄御落度の程も無覺束、尙又世上の風聞にも、藤十郎迄兵助に討れしなご

評判いたすも難計、能く／＼爰を了見なし給へと諫めければ、藤十郎も理に服し、切腹を止まり、善右衛門が歸宅を今や遅しと相待ちける。嗚呼此日如何なる日ぞや、明和八年辛卯七月廿四日、僅二疋の狐のために、以上七人の男女、野外の煙と立登る事こそ憫なりける事共なり、是も此度の大變おこらましかば、かゝる珍事も有るまじと、聞く人心を寒からしむ。

或人問て曰、狐の人につくと云ふ事は、全く女童の戲言にして、擧げて論ずるに足らずや、予答へて曰、段討に姉妃の妖あり、本朝に殺生石あり、又問、往古の狐の論は君暗く臣佞にして國政紊れ、万民道路に苦しむを狐に寄せて書たるもの也、實まことの狐ならんや、予古歌を引て是に答ふ。

しづやしづ、賤の小田巻くりかへし、昔を今になすよしもかな。

二人手を打て大に笑ふ。



# 虹濱騷秘録卷下

## 諸願相濟萬民萬歳を諷ふ事

斯て松原出張の大庄屋・小庄屋・一同に満島を渡り、大庄屋共は新堀より直に御役所へ罷出、右引拂の届など致し候處、御代官中列座にて被申候は、先は皆々相働いて無事故、百姓共を爲引取候に付、上にも被遊御満足候との挨拶等有之、重て被申渡候は、此上にも百姓共不殘村々へ引取候や令吟味、明日中に相届候様に下知有之候間、大庄屋・小庄屋共に、廿四日黄昏夢の覺めたる如く、皆村々へ引取候、斯て廿七日より物庄屋中再び御城下へ會合いたし、松原にて百姓共へ誓約の儀に付、八月九日迄數度願書等差出す、此儀に付大庄屋中御代官役所と色々の談合、或は大庄屋中銘々身分覺悟相極め候相談等、或は郡御奉行所へ大庄屋六人被召呼、御密談有之候趣など、或は掛り惣御役人閉門等の次第、或は百姓共再動企候事とも、其外いろくの取合。無限有之候得共、彼を思ひ是をばかり、只大庄屋中願書の始末ばかりを左に記す。廿九日朝差出候口上書に曰。

御願方に付、百姓共虹の濱松原へ罷出候節、願書御取上被遊候上、永川起返り、砂押、水洗の儀、結構被仰付難有仕合に奉存候。然し永川類の儀は、御領分一統に行渡候儀に無御座候、罷出候百姓其分にて引取候儀及難澁、何分引取不申候。其砌に日田御役人様間もなく、濱崎へ御出の噂も有之、御料中甚だ難儀の趣、度々申聞け、尙又日數相重り候故奉恐入私共身分に引受け難儀千萬の至り、前後途を失ひ、仲間及談判候は、斯様の首尾に引當り、最早致方も無之、後日我々何程の難儀に相成候共、願の内相残り候ヶ條、追て御勘辨之上可被仰付候旨被仰渡候に付、相違有之儀には無之候間、仲間共請人に相立て身命に替へ何分にも願申立可遣旨申聞

候、此儀は拙者共上を憚り候儀に付、上に對し決定の請合と申すにては無之候得共、御役儀は勿論身命を差出候上は、髓に相心得引取候様に、一組より百姓共三人づゝ呼出、談し可申相談仕り、百姓共へ段々相談候へ共、一向無言にて罷在候に付、此上は無是非儀ながら、御料庄屋中へ相頼み彼方より談し呉れ候はゞ、百姓共存志相知可申と相察候に付、彼方庄屋中より右の趣、篤と申談し候處、百姓より申候には、御尤に候得共何分手印の墨付にても無御座候ては、一同安心不仕候段及難澁候に付、御料庄屋中申候は、斯様の墨付の儀は、唐津御領は不存候へども、何方迎も同前の儀にて、御領杯の役筋にては、何分の儀にても右躰の墨付と申す儀は、上を憚り役方より遣し候物にては無之、其代りには拙者共證據に相立可遣候、若し願の筋不相立候はば、右の譯に付大庄屋中を先に立て、相願申候様にと申談候處、御料庄屋衆中御領分大庄屋中三つ金輪に御座候て、被仰聞被下候様にと百姓共申候由、横田太左衛門申聞候に付、我々相談には、兎にも角にも引取候儀を專一に存じ、前後相考候次第に不至、百姓望の通受合、並御料庄屋惣代に横田太左衛門を受人に相立候、依之百姓納得仕り殘らず引取申候。右の通りに御座候間願方の儀、私共請持罷在候へば、御催促申上候には無之候得共、請持罷在候上は安心不仕、是非右願の儀御内分奉伺候以上。

卯七月廿九日

御領分 大庄屋 共

右之口書差出候處、大庄屋六人郡御奉行所に被召呼、御代官衆御列座にて被仰渡候御書付に曰。  
百姓共差出候願書之内、永川並砂押、水洗引方之儀は、此間格別勘辨いたし遣し、相殘候願の儀は箇條多き事に付、追て勘辨いたし可遣旨申渡候處、永川成等無之村々は、相殘候願之内、願筋不相濟候故、罷出候場所引取兼候に付、其儀は其方共引受候て、爲引取候由、就夫右之勘辨の儀其方共相願候。依之右相殘候願の内、別



紙の通之四ヶ條は、向後用捨せしめ、可遣候。其外の儀は難致勘辨願に候間、右之趣可申渡候。

向後令用捨可遣品

一 藏納之節依毎に差抜米之儀、依毎に差戻し申付候事。

一家居根山運上差免候事。

一 諸浦鮪網二分五厘還りの儀差免候事。

一 買上楮直段左の通り相増候事。

上楮一貫目に付錢二十文増。

中楮一貫目に付錢十五文増。

下楮一貫目に付錢十文増。

右之通可相心得候。

右之趣大庄屋、小庄屋より百姓共へ申渡候處、上面には畏り候由申候得共、何れの村々も同様に内心甚だ不承知之様子にて、爰かしこに寄合、大庄屋共を燒拂又々我々直願可致様と申合、時日移さず再び松原へ出合候趣に相見へ候、依之大小庄屋中八月五日より出津致し、又々七月に願書差出候、其文に曰。

乍恐奉願候事。

一、御藏米廻し方、先規之通り御取立奉願候。

一、干鯛御運上並長崎新左衛門問屋口錢受御免奉願候。

右は此度御領分惣百姓願方に付、場所において願書差出候上にて、御書付御渡し被遊候後、引取候様に仕候譯

は、此間我々口上書さしあげ候通に御座候、然る處重て四箇條御用捨被成下、於私共難有仕合に奉存候、此上御願難申上御座候得共、私共に於て身分前後に行詰り殆ど當惑仕候、其故は惣百姓共は、私共引受奉願吳候筈に存じ罷在候様子に御座候、打捨差置候ては、往々私共取扱決して相成中間敷と奉存候、右之仕合に付不得止事、乍恐右二ヶ條奉願候、私共身分の儀は此節の大事に拘り、兎や角申上候筈には無之候得共、人情難捨を以て不願重罪、又々私共より奉願候、此儀御勘辨被成下、右願之通り被爲仰付被下置候はゞ、重々難有仕合に可奉存候、依之乍恐書付を以て奉願候 以上。

卯八月七日

御代官御役所様

御領分大庄屋共

右之書付差出大庄屋六人、玄關にひかへ罷在候處、良暫有て御代官衆被罷出、少し難澁の趣にて先書付は被差戻、御代官は直に登城有之候、六人の大庄屋は書付を受取早々會所へ立歸り、斯と仲間へ申ければ、皆々進退爰に窮まり、松原にて百姓へ誓ひし儀相違いたし、義理の二字に責られ甚だ心底を苦め、嗚をしづめて居たる處に、同日亥の下一刻ころ郡代奉行所より密に御使有之、大庄屋六人を被召呼、當時提灯人拂にて良御談判の上、願の儀に付御上の御難澁の趣讀者心を可付杯御物語、出役の六人も感涙を催し罷在、其夜も明て八日の朝、御代官衆より只今願書可取次旨内意有之候得共、未だ再談一決せず、其日の終日終夜及談判、九日朝又々願書差出す、尤浦方の願は口上にて委細に申述る。

乍恐奉願候事

御藏納米廻し方先規の通り御取方奉願候者は、此度御領分惣百姓より願書差上候上にて、御書付御渡被遊、其



後引取候譯は、此間申上候通に御座候、猶又四ヶ條御用捨被成下、私共に於て難有仕合に奉存候、併私共前後當惑仕候譯は、惣百姓存志何分にも私共より願受吳筈に奉存候様子に付、打捨召置候得ば、往々私共取扱して相成間敷と奉存候、右之仕合に付、不得止事乍恐右之一件奉願候、此節私共兎や角申上候筈には無御座候得共、難捨置譯を以て、不願憚又々私共より奉願候、此儀御勘辨被成下、願の通り被爲仰付被下置候はゞ、難有仕合可奉存候、依之以書付奉願候、已上

卯八月九日

御領分大庄屋共

御代官御役所様

右之書付九日已之刻差出候處、同日午之刻御代官所より、百人町郷組を以て申來候は、只今御用之筋有之候間、郡御奉行所へ毎度出役之六人被出候様被仰付候に付、右六人古館直助、日高善助、前庄吉、富山才治、櫻井理平、大谷治吉同道にて罷出候處、御奉行御兩所、御代官六人御列座にて、以書付被仰渡候、其文にいはいはく、

百姓共相願候藏納の節、升廻之儀、其方共猶又相願候霜ふりの儀は、御所替の節承合の趣と百姓共存心とは相違いたし、當時にては霜ふりの儀難相分候へ共、今年より勘辨せしめ、霜ふり薄く可爲取計候、其上尙又以勘辨、廻し俵引量わけ、別紙之通相定候、此儀は廻し俵の節、不足米有之候得ば其欠米の高を以て、引量宜敷俵にも差米いたし、可爲難儀事に候間、右引量分之儀は、先規無之事に候得共、別段を以て左之通に相定候

廻し俵引量分方之覺

拾三貫目より十三貫八百目迄

拾三貫九百目より拾四貫三百目迄

拾四貫四百目以上

右之通三耕にいたし廻し候て、欠米有之時は、其高を以て一はへ限りは可致差米候、干鯛御買上並長崎新左衛門問屋之儀に付相願候趣は、是迄難儀之筋不相知候、尤願等も不致候故、爲申付候事に候、相障事に候はゞ前々之通り、干鯛買來候はゞ、旅船へも賣候儀勝手次第に可致候、御用に候はば、直段定り候上にて御買上に相成べく候、新左衛門問屋之儀は、右之者かたへ申遣し相止候様に可致候、暫の間可在候。

右之三通六人之大庄屋謹で頂戴いたし、早速會所へ罷歸、仲間へ相渡候處、皆々禮服にて拜讀致し感涙を催して、御城之方へ向て一同に君恩を拜謝し、夫より會所を立別れ、銘々組村へ立歸り、初て生きたる心地をなせり。同日小川、松野尾、の兩家は御役儀御取上にて直に閉門なり、行末如何被仰付候哉未だ相知不申候。扱又大庄屋、小庄屋は各村々へ立歸り、百姓共へ諸願相濟候段申聞候處、何方も同様に、御上の御仁政を感じ、喜びの眉を開き、農は野外に踊り、漁師は船端を叩いて舞ひ、御郡中一同に萬歳を諷ひ、政道直なる竹の葉の榮へを世々に書残す。

○ ○ ○

密に云、斯て惣百姓共虹の濱引取候て後、同役中のいさめや有けん、小川、松の尾の兩人願出候は、我等此度御益之筋と奉存、疎忽之在役數ヶ條を惣百姓に申觸候處、一向に受不申、剩へ御領分變動に及び、御上にも御心配あらせられ、他國の聞へかれこれ、身分相立不申候に付、切腹被仰付被下度段願出候處、御聽に達し、上にも一應尤の儀に被思召候、併私慾躰の不届とは譯も違ひ、全く奉公の深入筋にて、あやまちと相聞ゆるに付、其儀には及ぶまじ、然共下さまの所存如何なれば、暇を差遣し候間、今宵の内に屋敷を明け退き候様被仰付、難有旨



御請申し、其夜の内兩家共に如何成行候か、男女ともに影も姿も見えずして、人なきこそはあやしけれ(口傳)

○ ○ ○ ○ ○

扱又此度の百姓騒動をきびしく詮議に及ばれけるに、何分かゝり口も無之、わかり不申候處、我等より外頭取と申は、御座なく候と、眞直に訴出たる者四人あり、其者共には草野郷平原村代々之大庄屋富田才治、同組下半田村之名頭又兵衛、今一人名前忘れたり、同村禪宗常樂寺之住僧智月和尙、是等の四人聊も恐るる色なく申出候は、抑々此度百姓騒動に付頭取御吟味あらせられ候旨御尤に奉存候、私共四人の外に一人も無御座候、其故は去春御領分中に被仰付たる十七ヶ條之通、役引受候ては中々一日も暮し方難相成、妻子を引つれ、他國するより外なしなど、打寄く悲み居候儀、見聞仕候に付ては、如何様我等とても其同類なりと、四人ひそく心を合せ、愚盲なる寸計を設け、さてこそ二萬三千餘の人数を一日の内に動し、右の及強訴申候、此上は我等四人如何なる罪科を蒙り候共、覺悟は兼て極め居候旨、少しも不恐及言上げれば、神妙成申出也と有て、暫く御用屋敷に止め置かれけり、尤も晝夜の番卒嚴重なり、然るに此富田才治家筋は、寺澤公以來代々平原村大庄屋にて、久しき豪家なり、尙又今の才治に至りて和漢の書にこみ、軍學は山鹿流の一人たり。

次に又兵衛職姓はと云ふ男は、元山田村内山家の者にして、肝魂飽迄太く、恐しきといふ事を知らざる生れなり、或秋九月九日五ヶ山之内天川村親類の方へ神事参りをし、二三日逗留し、同十二日の夜半計に、半田村の内名に負ふ惡鼠谷と云ふ所を只一人戻り還りけるに、行きき岩の片原に身の丈五尺に足らぬ小山伏姿の者、丸裸身にて棟ふごりの松によりかゝり、臍を顯し、又兵衛を見かけ完爾く笑ひかけたり、又兵衛もすこしほゝゑみながら、彼の臍を筋金入たる櫛の大杖にて一寸突きければ、山伏大に怒り、おのれ又兵衛推参なりと、寄添ひし松を

根より引ぬき、又兵衛に打てかゝるを、心得たりと云ふまゝに、携へたる杖にてはつしと受、上段下段に渡り合ひ二時計争ひしが、又兵衛大に勞れはて、息もからだも絶入様に覺へければ、漸々に聲をあげ、此山内に夜待の獵師は居ざるや、早く鐵砲を持來れと呼はりければ、三ヶ所より聲に應じて又兵衛様にては候はずや、如何なる御用と、銘々に答へ幽谷をおし分けく來る聲に、山伏からく打笑ひ、又兵衛覺へたかと言ひすて、作禮獄の方へ雲に跨り飛び去りけるこなん。

又一人の名頭市丸藤兵衛は、常に詞少にして仇口は云はず、一躰大慮にして義理によつては一寸も引かぬ男也。

其次の禪僧はさのみ禪意も深からず、都ての學業も満たざれ共、頓意にして當話に賢き人成りしが、此度三人の進めによつて、よしなき僧分の穢名を残すこそ是非なけれ。

斯て四人銘々名乗出る迄、頭取の知れざるこそ恐しき謀計也、扱又頭取の成敗は翌年の三月二日なり、御領分御觸有て、西の濱にて刑罪なり、其觸を聞く老若男女大に悲み、道路に號泣の聲かまびすし、ひそかに死骸をかき取り、上聞を恐れけるにや、御料南山の野外を借り受け、いと丁寧に葬りける、中にも富田が塚には小社を建て神に祝ひぬ、諸願をかくるに靈驗あらたなりとかや。

太守泉州君は、公邊より御沙汰あつて隱居の願ありしに、速に相濟み、後式は藝州廣島淺野家より目出度養子相濟、今の左近將監殿是なり。時に明和八年辛卯天花見月の老日、西肥漢水の百姓騒動を書あつめ、虹濱騒秘録と題する事しかり。

「種うへて土に戻るや、土くじり」

才治右の一句、辭世と聞へて刑罪の場に直り、いと辭に吟せしよし、聞入感涙に及びしとぞ。



萬卷の書籍ありて、狐の嫁入、桃太郎が鬼が島渡りの奇談、小説等も皆より所ありて、今日の上にとれば、すこしく用なき事はあらず、其よく綴れる所事理明かなれば也、しかはあれど馬の耳に風にて、歴史は更なり、敵打、膝栗毛のたぐひも、見捨聞捨なれば何一つ心にとどまらざるは惜むべし、悲むべし、ただに我意のみを善として、何ぞと云へば君の御爲、忠孝の道など云ひのゝしるは、いかめしき次第なり、今や聖人もなき世なれども、四海波しつかに治まり、我々ごときも飽までくらひ、暖に着て、難有過ぬるは如何なる故ならん、道流の傳は孟子にたへたりと云ふとかや、思ふに孟子より道教弘まりて、田夫野人犬打つ童に至るまでも、道の道たる所以を知らせられて自得したる成べし、さはあれど、少し物辨へたる君子は、それこの事は鵜呑にして、獨り賢顔なるは、正道をば取失へりと見へ侍る、さればこそ、郷里を預り支配しぬる有司も、民の心服せずして率に大なる變も生ずる也、君子たる人、つゝしまざるべけんや、子曰、我は先進に従はんと、是此いひ歟

即佛老夫 淵 龍

# 松浦記集成

松浦河東 秀島義 剛著

本書は故秀島義剛先生の編纂せられたるものにして、其嗣子秀島與一郎氏所藏のものなり。  
 本書は各部に類別輯録せられ、各項の檢出に頗る便利なるを以て、第四編前風土記の松浦郡の部を除き、  
 他は重出を厭はず可成収録する事となしたり。

## 松浦記集成序

夫松浦郡名所、舊跡、古城、古墳、古戰場、神社祭祀の由來等、其外舊記、古事來歴を考へて、古來世の治亂興廢の本を知り、知仁勇三徳の君容易ならず、古今仁義の道行はるれば天の福ひ、有難も治道全ふして天祥瑞を下し、或は其不徳を戒て妖嬖を下し、天變禍害の兆など、古今和漢を參考し、其吉恪悔凶の四時の如く運轉するを見、雷風の恒なる事を考へ、四徳の元は五常の仁の如しと有れば、仁君仁義を以て政道の本とし給ふは、天に隨ひ永く治道を行ひ給ふ所以なり。故に天を畏れ身を慎むは、貴賤となく行住座臥忘れ給はぬ人道なり。此故に時を知り、人を知り、問ふ事を好むは、大知に至るの所爲なり。中庸第一章に、天命之謂性率性之謂道脩道之謂教、是れ古今萬世に至る人間の道なり。事永く言に及はず、天の命令を稟得て生れ付たるを性と云ふ。性は即ち天理也。天の陰陽五行を以て萬物を化生し、氣以て形を成して理も亦賦る、是に於て人物の生、各其賦る所の理



を知るに因て、是を人間に稟て従順五常の徳とす、即ち仁義禮智信の徳なり、是を五性と云ふ。其性のまゝに率ひ行ふを道と云ふ、道は路なり、人々當に行ふべきの路也。行住座臥此路を踏み行ふが聖法なり、後世鄙人といへども此天理を失ふべからず、古きを温て新を知るべし。孟子曰昔者禹王洪水を抑めて天下平なり、周公夷狄を兼ね猛獸を驅て百姓寧し、孔子春秋を成して亂臣賊子懼る。詩曰戒狄是膺、衛是懲と、我れ敢て聖人の時中に當る事なしと雖も、父を無みし君を無みするは是周公の膺つ所なり。我も亦人心を正し邪説を息め、跛行を距ぎ、淫辭を放ち、天理に頌ひ仁義を本とし、時中を履むは三聖に承んと欲する者也。我豈に辨を好て言を成す謂れなし、此時に中つて聖法を説くは、已む事を得ざればなり、故に時を知て天理に悖はず、道を履むは聖賢の事なり。然るに治亂興廢盛衰始終、其時有る事皆天に在る所なり、故に天理に順ふ者は治に居て亂を忘る事なし。されば仁君天に受て、下民を子の如く仁政を爲し玉ふは是が爲也。其亂の發し動くべき時に當ては、假令田に在る大人といへども必とする事能はず、左あれば道を行ひ天理に順はんと思ひ玉ふ。大人は先づ時を知り、世の勢を知り、其人を知る事肝要なり。是も亦陰陌寒暖の天地間に行はるるが如く、時と其勢と有るを参考すべし。是四時の運行、古今の成敗、時務の進退を知るべし。天の成せる生民の中に、必ず時に應じて類を出るの賢才起る事あり。天是を生じて君となし長と成す、亂の盡る末に當ては此人を生じて其治始り、亂臣賊子の争奪も息み、其治に入る事有るも是れ即ち時なり。萬民を導き、物各其所を得て、業を樂み生養を遂ぐる事、是れ即ち天此人を生じ其亂を治る時ある事を知るべし。又此萬民を教て人道五倫の道理正しく行はるゝ事も、天心の然らしむる所、然して後ち天地人の道行はるべし。此時に當て大人出て、時に隨て仁政を行ひ玉へば、五百年も八百年も其徳の本有る事を知るべし。此時こそ所謂天地に建て悖らず、鬼神に質して疑なく、聖法に考て謬らず、則ち天祥

瑞を下すと云も此時ならん。左れば其時の勢ひを私に考れば、頼朝、尊氏、信長、秀吉の剛將なる諸卿も、人爲の私にあらず、皆天萬民の爲にして、其治亂運行自然の理を考へ知るべし。然るに亂臣賊子の争奪ほ止み、萬民業を樂むの時は來れども、唯此道を教てこれに申ぬるに孝悌の義を以てし、生民に道理を知らせ、王化四海に行はるると云ふ事は如何なれども、是を以て深く考ふれば、其治亂興廢天に出る事有り、其人其勢なければ行はれざる事明かなり。然るに仁君上に出玉ひても、其大臣を得玉はざれば其道行はれず、又大人下に在りといへども、其君を得ざれば行はれず、是其遇を得ざるの憂、古今如何ともする事能はず。孔子曰君子不怨天不尤人と、孟子の時道の行はれざるに當て彼の齊國を去り玉ふ、道路にして其不悅の顔色を見て、門人充虞問て曰、夫子不豫の色有るが如し、前の日虞等夫子に聞きぬ、曰く君子は天を怨みず、人を尤めずとの玉ひしは如何と云ひしに、曰く彼も一時、此も一時なり、是も亦時を考へ知るべしと也。無事の時天を怨みず人を尤めざる事當然の道なり、唯一概に論すべからず、五百年に必ず王者興ることあり、其間必ず世に名ある者あり、堯舜より湯に至り、湯より文武に至り、皆五百年にして聖人出て玉へば、一世に名ある者は是を輔佐する人出づ、堯舜の時皐陶や稷契、湯王の時伊尹桀宋、周の文王武王の時太公望散宜生の如き、天下其名を稱する人の出る事、是れ天亂世を平治せんと欲して、福ひを成せる時なり。周より而來七百有餘歳也、其年數は過ぎぬ、其時を考ふれば則ち天の時來るべきは今也、此時彼の五百年の時は過ぎたれども、亂極て治を思ひ、天に順て爲る事あるべきの時は今なり、然るに一も爲る所ある事を得ざれば、孟子不豫の色なき事能はざる所なり、是天いまだ天下を平治せんと欲せざるなり、もし天平治せんと欲せば、今の世に當て我を捨て、其れ誰ぞや。吾何ぞ不豫せんや、是不豫すべき時なれども、時來らざる天理を考へて實は不豫せず、蓋し聖賢世を憂ふるの志と、天を樂むの誠と、並ひ行はれ



て天理に悖らざるを見るべし』。

『夫れ松浦郡にても考ふべし、其民の患難快樂私ならず、浮沈天に在て人に繋る、畏れ慎むべきなり。故に此古る事を記して後に告るも、天を知る時を知り、其勸善懲惡は同じと云へども、或は偽威を以て天を畏れず、人意の私を以て法を賣り、或は天理に隨ひ誠教の行はれたる跡を知らん事を希ふ。是れ全く天に遵ふ者は榮へ、悖る者は辱を受くるの理を明かにせんが爲に是を記し、且つ夫れ吾朝、應仁より天正に至り百有餘年の亂世、貴賤争奪の心止まず、上は天性仁義の道行はれず、下は天性に遵ふの道教に由らしめて、五品五つながら悖くする所の人の道、則ち天に出で、此道を履まされば天の福ひなき事も辨へず、其中に稀に其理を辨へたる天性俊傑世に出るといへども、上に行はれざれば、下に隠れて世を遁れ、浮屠家の容貌を表に假り、内心天道に遵ふの理を窮むといへども、公に行はれざる世に當ては、一巳の見識は述ふる事ありても隠者の説となり、唯書林の利を得る而已也。然れども幸に經傳の滅せざる事は、是も亦天此人を以て然らしむる後世の福ひ大なる所なり。由て彼の亂世争奪の心止まざる時も、天の然らしむると云はんか、或は東夷の誹を受くるの本と云はんか、天に畏れ世に恥べきの甚だしきを考ふ。然るに天の福ひを下せる時來りて、東照神君の御德澤に浴し、四民各其業を勤め、上先祖に受け下子孫に傳へんと、身を慎み用を節ふする者は、現在親妻子を安く養育し、其務め怠慢せざれば、衣食住の乏しさ事も知らず、誠に帝力を歌ふの時も、是に益すべきとも思はれず、茲に由て誠は天の道也、是を誠にするは人の道なる事を粗辨へて、治亂の説を成せる書、或は異域を征し玉ひし舊事、舊跡、公武の遺事、興廢の次第を録せる書、民間にも周く残るやう自然と出て來るも其風化と謂つべし。然るに天を畏るべき教戒闕塾にも行はれざれば、いつとなく奢侈に移けては、其業を貶す者まゝ出來る人情の常なり。茲に至て法を懈て期を極

むは天を畏るべき所なり、左れば吾松浦郡にても、天正以前亂世の書記絶てなし、松浦黨の宗家波多侯波收に當て、村々田畠檢地、水帳の類を始め、兵火等に滅したるが悉く傳へ來る村落なし、是誠に庶民の大患、吾郡の天災、此上やあるべき、因て唐津創造の侯寺澤氏の代に當て、元和二丙辰年再檢地にて、波多家の古高に引合せ餘計の増高出來て、漸く高免となり、其重税の進む事是も亦天の不祥下るべき時なるべし。嗚呼時哉文祿甲午の變如何ともする事なし、又民家諸所傳ふ所の松浦記、或は松浦昔鑑、或は松浦古事記、或は肥前風土記等の中に、松浦の古事を擧げたるあり、其家々の書記大同小異無きにもあらず、予此等の書の朽滅せん事を愁て、所々需て是を寫しぬ、其中には疑はしき事も有といへども、私に取捨する事は天を畏るれば、唯時代の事を勘考のため其書傳へたる儘に是を集めて、猶後の識者を待つ。往昔人皇十五代神功皇后三韓に事ありしは松浦古事記に見え、大村鬼ヶ城異國の監・御殿・守護交代の人々姓名など、或は文祿甲午波多家波收年代は近世にして、同家十七代相續し、其間逖邈たれば其中姓名混雜も計り難し。又居所や家系、古今の違事あるもの、或は氏の唱へ祖先より傳ふるものあり、其居所當時の地名を用るもあり、或は其家々の印や紋や、或は人名訓語に古今あり、或は俸祿の數に稻束町數貫石等の別あり、或は光る源氏の名諱に二字有り、一字あり、是其代々の異同あり、且法名年號、或は方今傳らざる寺院の號、何れも僧侶の記する所多し、其眞偽誤寫も計るべからず、皆古書の儘に出し置くものなり。因て題して松浦記集成とし、猶其序を述る事爾矣。

### 松浦記集成 凡例

一 松浦黨君臣姓名居所等、其家々の書記に因て之を見れば、大同小異なきにあらず、故に側に朱書を以て、一



に何々とする法事を記す、或は長所不明成るあり、或は城中に居ると有るは鬼子岳城中なり、或は諱を記すも  
あり、記さざるもあり或は知行高役名等皆同じ、且各其居所を城と唱ふる有り、又館と唱ふる有り、何れも古  
書記の儘に出之ものなり。

一 神社佛閣の記事、縁起等家々の書記、文質疎密にして異同なきにしもあらず、猶集成附録に至て異なる記事  
及見聞次第追々に書載し、見る人参考のために是を擧げ置くものなり。

一 佛閣縁記等の中には、多く方便の説に因て怪異虚偽少からず、其事々月日五行の道に本かず、其方今太平の  
御徳化に當ては、信用成り難き事多し。故に佛閣縁記問答をなして、其治亂の世風、其當時の人情を伺はんが  
爲に、是を論じて二之卷に擧げ置くもの也。且兩部の司る所の神も同じく参考すべし。

一 名護屋城一に那姑爺と云、又名古屋、名子屋何れも書に見えたり。

一 唐津城一に漢津城、或は舞鶴城、又白鶴城とあり、城の形鶴に似たるを以てなり。

一 平戸城一に龜ヶ城、又飛鷲城。

一 深江城五島侯の居城也、嘉永二己酉年異國防禦の爲、御免許有て城き玉ひ深江城と云なり。

一 鬼子嶽城一に吉峯城、又岸岳城。

一 獅子城一に猪子城、又岩屋城。

一 鬼ヶ城一に草野城と云ふ、元と神功皇后三韓退治の御出張城、後ち草野中務太輔鎮永の居城也、又境城とも  
云ふ。

右之内、名古屋、鬼子嶽、獅子城、鬼ヶ城は古墟となる。名護屋、鬼子岳、獅子城は領主度より年來城番之士

を付け玉ひし也、右の外二十餘ヶ所城と唱ふる所。一之卷に出つ、書に依て文字替る事なり。

一 舊跡其外記事之中、始め書載せたる記事の後、見分に及び次第再三追加したるは側に別記と書す、故に始め  
の文と引合せ参考有るべし。

### 松浦記集成發端

文化三年丙寅春、松浦郡古跡集を成さん事を思ひ立ち、諸家傳ふる所の松浦記等を探り、歴覽するといへど  
も、悠遠の事情信偽を定めがたき事まゝあり。然れども古書に由らざれば尋ねべき道なし、往々に書記し置く中  
に、文政の末北筑鞍手郡古川村伊藤魚仲常足太宰管内志を思ひ立ち、其集成九州多く集め揃ふたりしが、未だ肥  
前國全備せざる故、丹丘深江簡齋先生へ頼み來る。先生僕に謂て曰く、松浦郡の所は汝受持集め成すべし、遼遠  
偶の望み虚敷仕がたし、尤姓名を書に出し、九國一同に書例に出す事故、其稱號俱に記すべしとなり、故に丙寅  
の年より存じ立ち、時々見聞に入たる古來の記事を本とし、其上諸所へ頼み遣し、一書を成して先生に贈り遣し  
けり、猶其後見聞の條洩れたるを書載し、多年の原稿を此丙寅の割記より翌丁卯の記までに書記し、類を寄て松  
浦記集成と題するもの也。

松浦河東 義剛 書



# 松浦記集成

## 第一編 松浦黨並古城

一 松浦黨君臣人名居所 (第一卷九五參照)

波多三河守	松浦黨本家	岸山村ニ在	鬼子岳城主	青山	采女	留主居ニ侍大將	山本村	青山城
鶴田越前守	同別家ニ近親旗下	岩屋村	獅子城主	杵島權太郎	同		山崎村	杵島城
鶴田因幡守	同	大川野川西村	日在城主	井手飛彈守	同		出野村	新久田城
黒川左源太夫	同	黒川村	姥ヶ城主	土岐伊賀守	同		左里村	
清水伊豆守	同	石志村	清水館	佐々木近江守	同		蕨田村	
峯丹後守	同	川西村	峯ノ館	保利要之丞	同		竹有村	
田代日向守	同	田代村	龜井ノ館	下條民部太夫	同		鬼子岳本城ニ居	
江里長門守	老中	佐里村	江里館	名古屋和泉守	同		名古屋村	
久家玄蕃	同	板木村	法行城	八並武藏守	使番ニ番屋舖		伊岐左村	
中村安藝守	同	蕨田村	一ニ館	值賀伊勢守	同		值賀村	
川添監物	用人	重橋村	本城	馬渡五郎八	同		徳居村	
横田右衛門	同	蕨田村	波多本家城内	佐志將	監源助ニ勤	旗下	佐志村	濱田城

有浦大和守	同斷	有浦村	高江城一ニ高郷	大杉千太左衛門	大杉村
畑津内記		畑津村	御嶽城	馬渡源太	徳居村
鶴田太郎右衛門		筒井村	城後城	徳居又太郎	同村
呼子平太夫		呼子村		牟田部七郎右衛門	牟田部村
赤木右近		赤木村		南源三郎	大川野村 南ノ館
鹽鶴喬	一ニ喬兵衛	壺鶴村		川原勘四郎	川原村 一ニ大川野西ノ館
世戸左衛門		和多田村		赤木治部太夫	梅崎村
向三郎武		相知村一ニ馬場館		梅崎伊豫守	值賀村
押川四郎八		押川村		值賀三郎	同村
峯五郎	一ニ丹後五郎	川西下村		飯田彦次郎	神田村
東四方四郎		有木村一ニ住居不慥		西浦源三郎	同村
双水信濃守		双水村		庄崎次郎	同村
寺田新九郎	一ニ新五郎	本家城中ニ居一ニ住居不慥		中里主膳	中里村
鴨打道可		下平野村		堤彦六	赤木村
大浦志摩守		大浦村		隈本五郎	一ニ赤木城
隈崎四郎	一ニ素人	板木村		中浦平太郎	菖津村
梶山駿河守		梶山村		後賀馬太夫	一ニ田中主税
					畑川内村
					原屋敷



淵田勘四郎	立川村	德居四五郎	德居村	又太郎前ニ出ツ同人ニテハナキカ
原善次郎	大川野村	日高大隅守	入野村	
大曲和泉守別記日高和泉守ト有	大曲村ニ大曲館	日高甲斐守	中里村	
畑島主膳	畑島村	鶴田龜堂丸	山口村	
星賀伊豆之介	星賀村	名古屋林四郎	名古屋村	
田代大炊之介 <small>一ニ右一族三河守 大身也</small>	田代村一ニ田代村筒江	呼子九郎太	呼子村	
保利三左衛門 <small>兼奉行</small>	鬼子岳城中	鴨打新三郎	下平野村	
壹岐藤右衛門	神田村	鴨打忠四郎	同	
村山左京	三殿	牟田部源四郎	牟田部村	
柴田宮内允	今福	星賀九郎	星賀村	
<small>右者山口十五左衛門記録ニ有之有</small>		草富修理	府招村	
日高下總守盛	有浦村	鶴田尋倉	高瀬村	
松尾和泉守	松尾城	波多津太郎	畑津村	
米澤四郎兵衛	鬼子岳城中	赤坂治部太夫		
下保左内	同	切木三郎太夫		
寺澤椿平圍昌	名古屋村	久多五郎		
日高左京治	有浦村	中山安藝守		

木下伊豫守

神吉信右衛門	以上四人屋鋪城中ナルベシ	寺西百介	
岩城時左衛門	屋鋪城中	平山七介	
眞名子森之進 <small>一ニ間永氏ト書</small>	牟田部村	寺林五郎兵衛	
力石甚五左衛門	有浦村	毛利十兵衛	
平田源之進	滿越村	毛利七郎	
平岡兵庫之介	切木村	西村五郎兵衛	
大内多門	古川村	寺西四郎三郎	
隈崎照	木場村	德居又兵衛	
久家祐十郎	法行城ニ同居	寺田新次郎	
畑津左京	御嶽城ニ同居	寺田新六	
木島仁平	杵島城ニ同居	寺田新八	
飯田次郎	神田村彦次郎分家		
中山四郎太	以下居所不分明或ハ城中ニ住スト 云フ	以下兩人參州公配所ヨリ贈リ玉フ書翰ノ當名ノ中ニ在リ疑ラ クハ居所城中ナルベシ	
中山林八		太田備後守	
竹有休九		青木市之丞	
木山乙祐		川原豊前守高 <small>天正五丁丑年武雄ニ 移ルト在其故不明</small>	杵島郡武雄ニ住
		伊萬里兵太夫治	松浦郡伊万里



山代源六圍 同山代郷桶久、森田山崎ニ別ル  
有田四郎榮 文祿二癸巳九月十一日於  
宗野卒法名月秋 同有田郷吉野ニ住

右伊万里山代、有田ノ三氏龍造寺ニ仕へ後鍋島氏ニ仕へタリ  
畑參河佐源渡 二千石 畑城ニ居 天草四萬石郡代

右郡代の下に代官四人知行八十石宛天草住 石川宗左衛門通  
秀 坂本休四郎相松 村上久次郎方 江口又一茂和 大庄屋四  
人 原太郎左衛門 山上九一郎 林源一郎 山本次郎介 脇  
庄屋百四人

壹岐藤右衛門 郡代 神田村ニ居

組下ノ士知行百石宛四人 中村喜代八年度 本山金四郎光政  
小川兵介吉村 保田村林八長 今福郷ニ住

柴田久内允 郡代

組下ノ士百石宛 寺村八郎左衛門昌度 平山茂四郎周秀 西  
浦幼四郎年 呼子宗五郎得保 和多田村ニ住

世戸左衛門 郡代

組下ノ士百石宛 山崎左門圍白 松本竹三郎方呂 林治郎吉  
通秀 松浦善右衛門信治 御厩郷ニ住

村山左京 郡代

組下ノ士百石宛 伊勢松寛信 米倉主水長 和田木孫四郎宗  
原 相田市九郎一秀

百人簷下知行現米五十宛、姓名略之 家譜ニ委記之(第一卷  
九九參照)  
醫師八人(第一卷九八參照)

北面百騎司

岡木山城守是吉 筒井村城後城 推古天皇臣大納言  
是得ノ末葉 紋コンソウ圍子貫ノ内カタバミ

北面組頭

前田信之進 田五十町小城郡住 組下ノ士廿人宛

杉山兵庫之進 田五十町同杉山住 同斷

秀島讚岐守 田五十町 松浦郡平之山五ヶ山城 同斷

宗田佐渡守 田五十町 少城郡住 同斷

山上十五左衛門 田五十町 居所不明 同斷

右ハ小城郡晴氣城ニ九州探題職鎌倉將軍ヨリ被建置千葉之介  
其職ヲ司ル五人ノ五組也後探題止テ封建トナリ其諸士松浦郡

ニ在ル者ハ波多家ニ屬シ少城郡ニ在ル者ハ龍造寺家ニ屬ス故  
ニ此諸士ヲ北面ノ士ト言ヒ傳ヘタリ

(第一卷九五參照)

平野九郎天品 千石

木下大膳佐年 同

毛利五郎九郎先稠 同

毛利四郎光本 同

毛利壹岐守周原 同

毛利五郎九郎光稠 同

平之屋鋪地藏堂棟札ニ毛利五郎九  
郎兼重承應三年庚寅三月建立トア  
リ

山上十五右衛門宗元

前田和泉守行春

秀島佐渡守政久

右三人ハ北面組頭之家ト相聞候處或ハ其子孫カ前ニ記スル知  
行田數ヲ以テ定ル時ハ郡縣之時分ニテ可有之其後封建ニ成テ  
石數ヲ以テ定ルコト年代考ベシ

私に安するに、秀島氏五ヶ山城に住居する事鎌倉將軍以來の事なり。然るに四五代の間、地名平之を以て氏と  
せる事別記に見へたり。後又秀島に復姓せり。左れば此平之氏は秀島氏なること明かなり。家譜にも其事を記せ  
り。此五人波多家に屬して客分と云ふ。波多家文祿甲午の大變以後民間に下り、今其跡平之山に在り、秀島は平  
野に數家あり、毛利は屋鋪と云ふ處に數家あり、此屋鋪と云ふは則ち毛利五郎九郎の屋鋪なり、又地名栗の木、  
坂口、岩詰と云ふ處に毛利家數多あり、家の紋に上一に三ツ星を用ふ。木下氏は岩詰にあり紋に桐の葉を用ふ。  
秀島は今平野、浦河内、廣川、其外にも數多あり、其紋或は茶の實、或は鷹の羽を用ふ。其家跡を以て疑ふべか  
らず、波多家に客仕する事年代分明ならざれども、右郡縣の職止で其後の事なるべし。

二鬼子嶽城

吉志峯とも岸嶽とも云ふ。唐津より三里巳午の方、城高さ十三町餘坂道難所也。曲輪三ツ、構の廻り十丁餘、



大手より西の向本北より一丁下に出水在り、城山四方嶮岨山深く茂り、近邊の山低し。

城門口三ヶ所。大手より本城迄二十三丁四間三尺、搦手水門より本城迄三十二丁五間三尺、大谷城より本城迄二十五丁九間、本丸東西五十一間南北九十三間、矢倉數八ヶ所、二ノ丸東西百五十間南北六十三間、此間に一の堀切あり長さ五十二間、深さ十五間、三ノ丸東西百八十五間、南北六十五間、此間に二の堀切あり長さ七十三間、深さ二十四間五尺。

- 一 腰曲輪茶園の平と云ふ處あり、侍屋鋪跡分明也。南北八丁の所也
- 一 本城より東北に當り、少し踏下り水の手出水あり。
- 一 城山より南に當て米ノ山あり、麓ノ川をスソ川と云ふ。里に下りて東川と云ふ。
- 一 本城に御手水場二ツあり、所々石垣慥なり。一ノ堀切より二ノ堀切迄長さ三十三丁と云ふ。二ノ丸長さ四丁
- 一 本丸長さ三丁横一丁半、東の方に三左衛門殿丸と云ふあり。
- 一 大手佐里の方、搦手岸山の方也。
- 一 波多殿旗下諸士在番屋鋪佐里村にあり、舊跡申傳多し。
- 一 大手門口馬乘馬場あり。
- 一 佐々木殿屋敷と云ふ處稗田村にあり。
- 一 波多公之旗下諸士在番屋鋪、竹有村、山彦村の内に數多有之。
- 一 安藝殿坂と云ふ處同村にあり即ち屋鋪也。
- 一 中津川鐵砲町に流れ候水、蓮花院、極樂寺、蓮池寺、しや坂同村にあり。

一 馬渡五郎の館徳居村にあり。馬渡池とて少しの池あり。

一 女郎町の跡岸山村にあり、一に大門口繪馬場あり。

一 波多家の旗下有浦大和守、值賀伊勢守兩人へ當國爲案内勢を付け、名子屋へ殘し置き、三州公は七百五十騎にて高麗へ出陣右兩人名古屋へ勢を率ゐて出陣故高麗出陣外と見ゆ

○鬼 子 岳 城 別記一

粵に融公之末葉阿部宗任とす松浦黨の系圖に不合 此説不審也 然れども古來の兩説なるが故に舉之て措之而已

當城主嵯峨天皇第十二の皇子正二位左大臣融公の末葉、奥州の住阿部常陸之介源賴時、永承六年辛卯後冷泉院の御宇、大將軍を望けれ共其事叶はずして謀叛す。源賴義勅命を蒙り討手に向ふ、天喜五丁酉九月賴時亡ひぬ。賴時の子貞任、宗任と名乗て、兄弟源賴義嫡男八幡太郎義家父子と戰ふ事九年、前後十一年也。賴義。義家勝利を得て、其時阿部宗任九州に遠流せられて在りける。寛治五年辛未歸參の命下り、直に肥前國松浦の下を領す、子孫繁榮して松浦郡並に壹岐、一旅の知行所となりぬ。十七代波多三河守親也。幕の紋二ツ引兩に三ツ星也、此紋に譯あり、左大臣從一位に昇進の時勅して月の輪の印を下さる、其後地下に下りて末流月の輪をかたどりて三ツ引兩を用ふ、三公の響きを以て三ツ星を附る也、元祖皇子弘仁十四年御誕生、淳和天皇の御宇天長甲辰年右大臣に任官、清和天皇貞觀十四壬辰年八月左大臣に昇進、宇多天皇の御時寛平元年釐を勅免、同七乙卯年八月薨す、十七代三河守平戸、大村、日高、五島、志佐、有浦、呼子、值賀、佐志、鶴田を始として末葉三十六人也。一波多氏十六代目嫡男無之、嫡女有馬殿を娶とし、其嫡男波多の家督相續なり、是即ち三河守親也、内室龍造



寺山城守隆信の息女也。二男有馬家相續修理太夫と號す、其子左衛門佐也、有馬は肥後國菊池の末也。松浦黨の旗大將、波多三代目の次男呼子兵庫頭清信より六代兵部少輔清友、源平の亂に討死、同十五代目二男松浦謙岐守清、嫡男呼子美作守清次、嫡男呼子平右衛門、其子呼子七兵衛、二男呼子十右衛門清久、其子孫右衛門也。一天正の頃龍造寺、有馬合戰、波多勢有馬方へ與力し、有馬小勢にて戰場引上げ、龍造寺の軍勢追つかけ、波多勢防戦の所、薩摩勢有馬の後詰して、島津の軍大將川上左京、龍造寺の本陣に切込み隆信を打取、夫より隆信一類、波多は龍造寺の聲成るに翻て敵と成し事、衆人憎みし者も在りと也。

○鬼子嶽城 由來 別記二

鬼子嶽由來、波多家の先祖源ノ仕、六孫王經基の旗下に屬し、朝敵征伐の爲に向ひ、平純素九州に攻入し時、仕つくく考ふるに、追ふべき圖を追はざれば必定續て寄すべき故にこそあらんと、豊前國若松の浦に幕を打たせ、南の山に斥候を出して野陣して居たりしに、案の如く其夜の曉頃、遠見の者純素の前に出で申けるは、敵の近付候はん、月に映して夥數見へ來と言ひければ、純素聞て敵よも此所に陣すべきとは思ひもよるまし、出し抜て快く勝負を決すべきとて、頓て陣の改、山際に鳴を靜めて待かけたり。右少將好古朝臣は道に敵有とも知らず、馬をはやめて打せ玉ふ所に、純素が勢前後より引包て鬨をどつと揚げにけり、官軍是に恐て如何はせん途を失ひぬ、純素此色を見て二萬五千餘騎を五手に分けて、餘さじと攻めたりけり、官軍の先陣右衛門佐慶幸、大藏允春實、兩勢合せて五千餘騎、身命をおします戰ふたり、其隙に好古朝臣陣々の手分けて士卒を下知し玉ひければ、味方を直し入亂れて戰ひける。斯る所に柳か浦には源仕、昨日敵の引退きし時、其勢に交りて、松夜又、友夜又と云ふ忍びの者を二人まで敵の陣へ遣はして、事の様を窺はせけるに、其夜亥刻過て友夜又立歸て、

純素が勢若松の浦に陣したるよし注進しけるに、羽林次將相圖の刻限を違て、宵よりひそかに出陣し玉ふと、必定路次にて軍あるべし、如何なる事やらんと不審に思ふ所に、又丑の刻斗りに松夜又走り歸りて軍の次第を物語る、箕田急き大將六孫王の御前に參りて、しかくの様子を申して、則ち多田、滿中を大將として駈せ向ふ、賊兵忽ち渡邊仕に追立られ、純素終に黒崎へ引退き、其後追て一統或は打死、或は自害、大將純友播州にて生捕られ、都に引かれけるか、途中にて病死したり。已に九州平定の後、大小の神祇に奉幣し修理等有しなり、其後多田ノ滿仲肥前國主たらん事を望み玉ひけれども、再び九州に下りたまはん隙なく、後に源ノ頼光肥前守に任し九州に下り玉ひぬ、源仕は武藏守に任じ武州箕田に住す、其子箕田源治宛父母早世にて渡邊左衛門佐固の養子と成る、是渡邊綱也。其子名古屋治郎、二男松浦源太夫判官久なり、松浦郡所領されし譯こゝに記す。

○鬼子嶽城 子 岳 別記三

岸嶽は往古鬼住みしと云ふ所也、其ふるきを尋るに、長元四年辛未年四月平ノ忠常下總國にて謀叛の企て、源頼信に亡はされし時、稻江多羅記と云者信州福原に住居せし野武士也。忠常の味方せしに、不運にして忠常亡び、多羅記身を隠すに所なく、此所に來りて排作を業とし、夜は立木を相手に劍術をこゝろみ、野繫の馬を盜み是に乗杯して居たりしが、其子に岸嶽孤角と云ふものあり。云々(以下略第一卷二〇六參照)

○鬼子嶽城主波多家沒收の次第 第一卷二五〇參照

當城は元治承より文治の間松浦丹後少將源披公初て此處に城き居城とせらる。其後孫平戸に移り玉ひ跡は古城となる。少將の墓は城北波瀨村の内に在り。又元龜天正の間郡の日張城川西の城主鶴田因幡守は鬼子嶽城波多家



の別家たりしが、東方龍造寺の強勢を恐れ、東口の固め大事なりと、鶴田の家弟越前守前強勇なるか故に、是を以て獅子城を再興して越前守に勢を付て守らしむ。其子上總介賢の時天正の始め龍造寺と交戦に敗績せり。本丸三百坪、二丸九百八十坪、三丸九百坪、山ノ口より大手迄九町、大手より本丸迄二町、山ノ口より本丸迄十一町、御番所より本丸迄十八町、往還より御番所迄三町

四 鬼ヶ城

當城は草野中務太夫鎮永の居城也。鏡大明神の大宮司草野ノ庄三萬石までの主なり、………亂、國々所々私の合戦止む時なし。草野も………波多氏と仲悪敷なり、互に亡さんとする。大川野日在の城主、岩屋獅子城主、一族といへども波多氏、兩鶴田氏、草野氏各取合度々なれども、一黨の事故に和熟す、然る所に波多三河守は龍造寺隆信の聲となり、隆信の加勢を受け、草野を亡ぼさんといひて、七山通より逆寄して亂暴しける由、早打の注進來れば、草野氏平原の奥に出張して相戦ひ、諸勢對陣の内に波多勢跡より押寄せ、さんんに取巻戦ひければ、草野勢十方を失ひ亂れ立ち、我先にと敗走す。宗揚勢力をばげまし、一方を切抜け、恰土郡深江に落ち行き、原田氏を頼み、二重嶽の城に入りける、此時一族の扱ひを以て大村鬼ヶ城へ草野氏に返しぬ、斯る取合、一族の中にも度々なり。原田氏は秋月と水魚の交にて其仲善かりしに、領境の取合にて是も不和になりける故、草野氏を手に入れしなり、此頃原田氏は筑州鷹巣山の城に居………嶋津義久をしたかへんと出馬ありければ原………城より催促ありけり、原田虚病を構へ………秀吉思召に叶はざりしと也。夫より薩州の義久戦ひ利なく終に降り。是より秀吉日本平定し玉ひて御凱陣の折から、九州諸大名の知行或は半分召上げられしも有り、又は改易もあり、其時原田氏領地召上げられ、則ち筑………小早川

五 名護屋城

- 名護屋御旅館御作事衆 (第一卷一二〇参照) ○朝鮮國先懸衆 (第一卷一二九参照)
- 同 在陣之軍勢 (第一卷一二六参照) ○同 都城出勢衆 (第一卷一三〇参照)
- 同 先備衆 (第一卷一二七参照) ○朝鮮陣御用意 (第一卷一一六参照)
- 同 弓鐵砲衆 (第一卷一二七参照) ○名古屋御留主在陣衆 (第一卷一四〇参照)
- 同 後備衆 (第一卷一二八参照)

文祿元年壬辰三月朔日先陣小西攝津守、加藤主計頭進發、其余は軍勢毎日到着、同六日將軍京都進發、同四月上旬名古屋着陣、同四月十一日渡海の軍勢名古屋出勢、同二十八日釜山海の津着岸也、此外は諸軍艦に出てたれば略之

○朝鮮役始終

天文五丙申年正月元日尾張國愛知郡中村漁夫秀吉を生む、俗説漁夫彌助日吉權現に祈誓して男子を儲く、其面容猿面常に武備を心掛け、兒戯にも城廓を築き、戦場の理を窮め、其指揮すること衆人の其姓名木下藤吉郎秀吉と云ふ、織田内大及はざるものあり、武家に奉公して主人の意を受け従ふの才抽んでたる者なり、臣信長に仕へ、天正二甲戌年秀吉を筑前守に任し、氏を羽柴と改賜ふ、同五丁丑年十月秀吉に播州を賜はり領せしむ、同九辛巳年正月播摩國姫城を築く、同十壬午年六月二日信長其臣明智日向守光秀が爲に京都本能寺に於て自害す、是信長本願寺と戦争の半ば也、此時秀吉中國の毛利輝元と戦争有り、秀吉明智か謀叛をなし信長を弑するを聞て毛利に和をなし、直に軍勢を引率して明智を討ち、主君信長の仇を報す。去る午五月秀吉大坂の城に移りし後也、其後秀吉將軍職の勅を蒙り大坂城に居住せらる。同十三乙酉年秀吉關白に任し姓を豊臣と改め賜ふ、同



十五丁亥年秀吉聚樂の城を築き、九州を定め、同十六戊子年洛陽の大佛を唐金にて鑄る、同十月秀吉北野に茶の湯の大會を催す、同十七己丑年淀の城成る、天正十八庚寅年七月朝鮮の官使朝す、使節黃允吉、金誠一、許篈元、右は是迄我國へ來朝せる事古より絶ゆる事なかりしに、足利義政の時應仁の頃より其沙汰なく、打續きたる兵亂に其事廢れけるを、秀吉我日本國中を鎮め玉ひ、去る天正十四年橋康廣を使として朝鮮に遣し、彼國よりも通信使を來らしめて、隣國互に好みを厚くせんと申送り玉ひしに、海路の波濤輒からざる由を答へて敢て使節を送らす、依之秀吉重て宗對馬守義智を以て、當寅年二度朝鮮國に遣さる、朝鮮王李昭辭する事能はず、此度三使をして來朝せしむ、秀吉折節相州小田原北條家鎮め出陣の砌にて軍勢の暇なきによつて、同十九辛卯三月迄京都に滞在せし處、同月御目見へ在之、然るに太閤より書翰を朝鮮へ返答せらるゝ文中に、我日本の如き小國而已を治めて日を費さん事、大丈夫の志にあらず、依て大明國に入て皇帝たらんと欲す、時に望むは朝鮮を以て先鋒たらしめんと認め、三人の使節に渡さる、三使拜して本國に歸る、斯て秀吉關白職を養子秀次に御譲り、秀吉を太閤と稱する也、同年彌朝鮮征伐決定ありて、來壬辰正月先陣の輩早々渡海の場所に出合、二月三月に至りなば次第を守りて渡海すべし、太閤は肥前國松浦郡名古屋に陣を居へられ、軍旅の御指揮あるべしと、名護屋御城普請等、其手當さま々混雜の事共也、明れば天正二十年改元有て文祿元年と成る。太閤御下知の如く正月中旬諸國の軍勢京都に集り、軍配の通り名古屋に出勢せらる、同年三月十日太閤聚樂城を立られ、名古屋に御下向あり、同四月朔日渡海の軍勢十四萬人名古屋を出船す、小西攝津守行長は逆浪を凌ぎ、四月十二日朝鮮の釜山海に着岸し、直に其地の一城を攻落せり、其餘の軍勢追々着岸せり。夫より加藤清正、小西行長の二手先陣に進み、加藤は北道に向ひ、小西は王城へ向ふ、國王兩王子都を捨て逃去る、五月兩王子臨海君・順和君を、北道にて加藤清正が

手に生捕る。其後大明國より朝鮮に加勢として大軍を差向る、依之日本の諸將大に驚き名古屋へ注進して救の勢を求む、太閤此事を聞き加勢として増田長盛・石田三成。其餘大將十二人、軍勢七萬人、秋七月に渡海す、同月太閤の母君世を辭せらるゝに依て、朝鮮の指揮を前田宰相利家と、徳川家康公に任せて、太閤は名古屋を立て上京せらる、其後同九月に再び名古屋へ下向あり、御供は毛利宰相秀元也、九月廿八日に赤馬關にて難風に逢ひ、同晦日漸く御船恙なく名古屋に着岸せらる、斯くて朝鮮國には大明の加勢其將祖承訓、小西行長に打破られ、軍兵を失ひ逃歸りしかば、大明王神宗皇帝大に怒り、再び李如松を大將軍とし、司馬石星を以て是を助け、朝鮮を救はしむ、爰に大明の都下に沉惟敬と云ふ下賤の者あり、定まれる産業もなく、大酒を好み博奕に荒み、古今無類の溢れ者なりしが、能く人眞似をしける故、日本の言葉を學び得て、何卒此節の亂を靜めんと存立、北京の都に趣き、此度の大將軍司馬石星に訴へけるは、先に祖承訓日本勢に破られしは、全く日本の人情に通せず、戦のさまを知らざるに依て也、某若年より數度日本へ渡海して彼國の人情よく存じ候へば、某を以て一將たらしめ給はゞ、只一舉に日本勢を破り、本國へ追返さん事何の子細も候はずと、手に取る様に申しければ、石星曰く、汝如何なる謀事ありや、惟敬答へけるは、某今日本の戰將小西行長に逢て、僞て和睦をなすべし、其隙に軍兵二十餘萬人を催し、彼が備への怠りを討たんと云ふこと有るべからずと、石星手を拍て大に悦び、此謀事極めて妙也、成就の上は奏聞して厚く恩賞あるべしと云ふ、惟敬領承して、日本の諸將に賄賂すべきため金銀を持參し、其身は蟒衣、玉帶を着けて、人品容貌大臣の如く出立、自ら遊撃將軍沈惟敬と改め、一時の富貴人の目を驚かし、各十月朝鮮國へ下向す。此時小西行長は朝鮮王李昭を追落し、平壤城に據て籠り居たりしに、日本の加勢も渡海して益軍威を輝し居ける處へ、沈惟敬來りて和を求む、依之諸將評議區々也、爰に日本より再加勢と



して渡海せし石田治部少輔三成、兼て大志有りて太閤に諂護ひ、専ら我身の出世を願ひ居ける折からなれば、太閤も九州の探題たらしめんと嘗て内意もありければ、専ら太閤の御氣に叶ふやうに、朝夕こび諂護ひを専らとしけり。然るに斯く朝鮮の軍事繁ければ、若しや御壽命にも障りては叶ふまじ、されば此度の軍事何卒和睦をなし、太閤の壽きも延び候やうにと、兼々存し居る折なれば、惟敬が來り説くを幸ひに、小西に向ひ、何卒和睦調ふ様にと頻りに進む、且行長は淀君の寵愛の大名なれば、淀君も和睦調ふ様にと御傳言ありし由を、只管偽り申すにより、行長も已む事なく、三成が辯説に迷はされ、和睦の儀も領承して、三成・行長・惟敬三人にて密事を談じ、日本より七ヶ條の難問を申かけ、五十日を限りの約束にて、惟敬領承して退出す、斯くて大明國にては、大將軍李如松頻りに軍勢を催促すといへども、近來北狄仇をなし、所々の軍に兵を分ち遣すにより、はかく敷集來る勢もなく、漸く十二月上旬十五萬人の軍兵を調へ、猶是にても不足なりとて、漢南より三萬人の勢を借り、朝鮮の軍兵を合せ二十餘萬人、李如松是を引率し、同月廿五日朝鮮に入る、日本勢は惟敬が音信を待てども、露ばかりの便りもなく、早や約束の五十日も過て、十二月の末惟敬より使を以て、大明皇帝和睦の事許容し玉ひ、近日惟敬自ら日本へ渡海すべしと申送りける故、小西・石田等大に喜び、僧の玄蘇に返書を書かせ使を返す。

文祿二癸巳正月日本の諸將評定ありけるは、惟敬和睦を斗るといへども、人心の反覆計り難ければ、和睦調ふ迄は軍令怠らぬ様申合せ、専ら堅固に籠城ありける、然るに明の大將軍李如松は廿餘萬人の軍兵を率し、正月五日平壤城に押寄せて嚴敷攻寄せ戦ひける、城中大軍を防ぎ兼ね、行長・三成等同六日の夜王城として逃去る、明兵斯くとも知らず夜明け又々城を攻めけれ共、人一人もなかりしにより、直に王城として押寄せる、日本の諸大將加藤清正・鍋島直茂の外は不殘王城に在りける故、大軍を以て戦ふべしと軍配在り、正月二十六日明兵と大に戦

ひしに、明兵利あらずして李如松逃去る。

さて加藤・鍋島は朝鮮北道に深く攻入り、其内清正の一手はヲランカイ迄攻入る、此時朝鮮八道の内五道は攻破られ残る三道も甚だ危し、然れども大明より追々救の兵出來るにより、朝鮮人又勢を直し、群黨蜂の如く起り、王城より釜山浦の往來も自由ならず、兵糧も乏しければ、斯の如くにて目を送らば、太閤の御怒りを受けんも難義ならん、注進して救を求むべしと、諸將評議一決あり、清正・直茂も此時王城にかへる、石田三成涙を流し申けるは、此趣上聞に達したりとも、救ひ差向けらるゝ軍勢なく、徒らに太閤の御心を苦め奉るのみ也、某が存念を以て是を計るに、大明と和睦して日本へ歸陣するより上計あるべからずと申す、浮田秀家大に怒り、先に沉惟敬來て和睦を計るが爲に味方欺かれて平壤の敗軍に及べり、然るに今日日本より和を求めんは太閤の御恥辱也と申ける、三成云く先に惟敬七ヶ條の難題を承り、大明是を受けば和睦すべし、若し諾せずんば兵を擧げて討つべしと約せり、其一兩國の和親代々變ず間敷事、第二日本の攻取りし地を永く領すべき事、第三朝鮮より日本へ貢を入るべき事、第四太閤をして大明王と成すべき事、其外三ヶ條は國家の秘する事なれば顯はして云ひ難し、如是なる時は太閤の御望み既に足れり、何ぞ我朝の恥辱ならんや、依之行長より再書を惟敬に送らば、日本の武威に恐れ、大明・朝鮮悦んで再び和議に及ぶべしと云ふ、加藤清正の曰く、七ヶ條の内太閤を明の大王にせんと云ふ事如何なる愚人なりとも、何ぞ是を承知すべき、國陥り身死たらばいかかせん、自ら明國の帝王にして云ふは、異國の人を明國の帝王たらしめんは狂人ならずばいざ知らず、人心あらん者肯ふべき謂れなしと云ふ、三成笑て曰、貴殿の仰の如しといへども、人の心の同じからざるは面の異るが如しとかや、明帝如何なる所存ありて太閤を明王に封すまじきものにあらず、事ならずば再び合戦に及ばんに子細有るまじ、先づ惟敬に書を贈り彼が答



へを聞かせ玉へ云ふ、諸大將も異國の長陣に倦み勞れ、只和睦に如かじと云ふにより、一同三成が言葉に隨ひ書を認め贈りける。

此時明の大將軍李如松は平壤城に在りけるが、小西行長が書を得て大に悦び、惟敬をまねき和議を調へしむ、惟敬早速王城に來りて對面す、此沈惟敬は素性無頼の姦人なるに、行長亦正直の武士にあらず、三成は恐るべき佞者なるに、是等の三人密談をなし、如何なる謀事をか施しけん、七ヶ條の趣悉く明の朝廷許容ありて、朝鮮の二王子を返し、王城の軍兵を釜山浦へ退かば、李如松も大軍を引て明國に歸るべしと、盟約既に極りけれ共、二王子を返す事は太閤に願はずんば叶ふまじと、此一事に限り肯はず、王城の軍勢を退けんはいと易しとて、王城を燒拂ふて釜山浦迄退きけり。

斯くて大明の官使日本に渡海して、和睦の盟約かたく調ふて後ち、兩王子を返すべしと惟敬が元へ申遣しければ、李如松の下知として沈惟敬・徐一貫・謝用梓此三人を以て日本に渡海せしむ、秀吉甚だ悦び玉ひ、三人の官使を名護屋の旅館に伴ひ入れ、前田宰相・淺野彈正に仰せて饗應させらる、斯くて三使に御返書を遣はされ歸し玉ふ、且つ内藤飛彈守を以て朝鮮在陣の諸大將に仰せて、和議盟約調ふに於ては、兩王子を返すべしと御下知ありけるに依て、小西・石田等、清正が兩王子を生捕し高名をねたみ、明國の音信を聞かずして、王子及び生捕を不殘返しける。明帝も日本勢退きしは全く惟敬が働なりとて、恩賞を加へらる。

斯くて秋七月に及べども、大明より返報なく、太閤も和議偽りならん事を怒られ、晋州城を攻落せと下知せらるゝにより、日本勢又々晋州城を攻落す、此時李如松は王城にありて是を聞き、惟敬を呼て大に怒り、汝日本に於て和睦を調ふべしと申すに寄り、明帝より賞祿を賜はり、其身は富貴を得たれども、日本勢未だ本國に返ら

ず、剩へ晋州城を攻落したり、汝が罪萬死に當れりと云ふ、惟敬大に迷惑し、急ぎ釜山海に至り小西に逢ひ、約束に違ひ晋州を攻落したる事を恨む、行長又惟敬を罵り、汝が我前にて和議の事を談するといへども、悉く實なき事也、誠に和睦調ひなば明兵國に歸るべきに、未だ王城に屯して動かす、我近日大軍を起し再び王城を踏破らん、急ぎ歸りて此旨を告げよと云ふ、惟敬此言を承り、又立歸りて李如松に小西が怒りの趣物語り、先づ兵を納め明國へ歸り玉へと言ひければ、李如松は天子の命を受け日本勢を退くるため出勢せし事なれば、何ぞ兵をまごめ引退かんやと云ふ、爰に於て惟敬殆ど災身に及び如何すべきと案じ煩ひけるが、急度計を按し、使を以て司馬石星へ事の次第を詳に申し遣しける、石星は元來惟敬と睦敷かりければ、さまざまに事をこしらへ、李如松が軍を返へすべき旨勅命あるやうに奏聞しける間、其旨に任せられける、依て李如松兵をまごめ明國へ退きける、於是惟敬彌々和睦の事を取行ひ、小西行長が姪飛彈守行安をこもなひ、日本關白秀吉大明の朝廷へ降参するがため、小西飛彈守拜謁を乞ふと披露し、大明國へ伴ひたり、是惟敬と小西、石田の姦人が工にして、日本へは太閤を明帝と稱せんと欺き、大明へは秀吉降参すことばかり、只和睦の成就せん事のみを斗りける。

斯くて月日かさなれども大明の返報なし、然るに十二月大阪城にて淀君の御腹に男子出生し玉へり。是を秀頼と稱す、依之太閤大に悦び玉ひ名古屋の軍事は前田宰相、徳川大納言に任せられ、大阪へ登り玉へり。時に朝鮮の釜山浦へ小西飛彈守が音信聞へ、司馬石星、惟敬等事を計り、明の官使と共に朝鮮の三浪江地名迄出たる由聞へければ、和睦の事相違あるまじと、十二月の末太閤の御下知として、朝鮮出陣の諸大將其半を召返さる。加藤清正始め大將軍八人、軍兵八萬人也。

文祿三甲午年太閤伏見城築成る、二月中旬太閤吉野花見遊歴あり、三月三日太閤高野山に詣でらる、其後秀



次の悪逆あり、賊徒石川五右衛門等の刑罰あり、朝鮮和議末調也、同四乙末年大明より和平の使節日本へ來る、本使李宗誠、副使揚方亭並に沈惟敬を差添へ、去年より朝鮮の三浪江へ止り、日本勢の歸國するや伺ひけれども、日本勢嚴敷砦を構へ、防禦の備へ堅固にして退くべき色も見へざれば、大明朝鮮の官人さまへ評定して、所詮且本人の疑を解くにはしかじと、李宗誠等の三人の使節を釜山浦に至らしめ和平の議を急ぐといへども、折しも此時小西行長太閤に謁せんと日本に歸り、何事の議論にも不及、此年も空敷暮にけり。

慶長元丙申年文祿は改元ありて慶長と成る。此春行長再び釜山浦に至りければ、大明の兩使及び沈惟敬等も不日日本に渡海すべしと、其用意とりくも、本使明の李宗誠と云ふ者年若しといへども、貴族の裔なれば、明帝よりも正便の命を蒙り、其威勢尤も強く、且つ富貴の諸彦なれば、車馬に乘じ、付隨ふ歩卒華美を盡し、誠に此度日本渡海官使第一の人とは見へにけり。惟敬密に是を嫉み、此度大明と日本と和義の事に於ては、皆悉く我方寸より出でずと云ふ事なし。彼の李宗誠如き黄口の小兒が、指揮を承る事口惜しけれど、日頃恨み居たりしが、一つの謀計を案じ出し宗對馬守が味内の士卒に申含め、李宗誠に言はせけるは、日本國物鎮太閤秀吉は、元來大明朝鮮と和睦の心なしといへども、此度僞て卿等を日本へすかし入れ、人質となし長く苦みを受けさせん謀計也と、誠にやかに云はせければ、李宗誠大に驚き、或は恐れ、或は嘆き、如何せん心苦めけるが、堪へ難くや思ひけん。天子より賜はりたる勅書及び使節の印符、其外荷物打捨て置き、夜半に紛れて遁れ出で、明國の都をさして逃歸りける。斯の如き騒動により、急に渡海せん事も難く、いつしか其の年の春も暮れ、夏の末に成りにけり。此時太閤、伏見の城に居らせけるが、七月三日大地震して、洛中洛外社頭・寺院・民屋。其外處々山崩れ、水湧き出で、實に大騒動也。斯くて其八月大明の揚方亭を正使とし、沈惟敬を副使となし、朝鮮國より

は黃慎、朴弘長の兩人を差添へ、堺の津に着船す。小西行長始め日本の諸將不殘歸國し、警固をなして同廿九日伏見に至る。太閤の命を受け柳川豊前守饗應の役をなしぬ。朝鮮の兩使對面の上、太閤仰せけるは、此度和親の事朝鮮を憐むが故らり。況んや兩人の王子を返したるは格別の仁慈なれば、國王李昭自ら來朝して恩を謝すべき處、陪臣を以て使せしむる條、不博の至り也と責められければ、兩使恐れ入りたる折節、小西行長登城して様々取なしけれども、太閤の心解けられず。又九月二日明使ばかりを伏見の城に招かれ御對面あり、明使金印獻物をさしげける。其日は暮て、同三日御酒宴饗應さまへ也。同四日大明の勅書を読ましむべしと、竹鶴禪師を召されける。然るに石田三成禪師に密に頼みけるは、大明の奉書を読み玉は文中に誇りたる詞あらん故、能きように繕ひ読み玉へ、有のまゝに読み玉は太閤怒り發りて再び大亂に及ぶべしと云ふにより、禪師も四海無事なるにしかじと、石田が意に隨ひ、承知してありける處、太閤御心替りて、相國寺永哲禪師に讀ませよと、早速召されける。然る處へ南禪寺の靈三和尚不計登城ありける故、靈三に讀ませよと仰渡さる、早や大小名不殘登城ありて、靈三命を受け奉書を読みぬ、其文中に豊臣秀吉を封して日本の國王とすと云ふ詞あり、太閤聞て大に怒り、兩使をはたと白眠み、大明より我を封して日本王となさんとは何事ぞや、何ぞ大明の力をからんや、小西行長我に告げて秀吉を大明の國王たらしめんと云へり。是に依て大明、朝鮮を許して軍をかへしたり。行長元來大明に志を通し、我を欺くを見へたり、早く引出して明の兩使と共に首を刎ねよと怒らせらる。依て諸大名さまへ取成し、此上は又々御征伐有るにしかじと申しければ、夫れにて御心和らき、再び御征伐に決定して、明使に給ふ奉書あり。

朝鮮王を責むる三ヶ條の第一は、前年朝鮮國より渡海せし官人、大明の事を隠して言上せざりし事、第二沈惟



敬等あなちの敷きしにより、兩王子を悉く免し返したり。然るに速に來て恩を謝せず、黃愼・朴弘長の如き下賤を以て使節とする事、言語同斷の不禮也。第三日本・大明和議の働につき、朝鮮王万事表裏反覆の心を以て、兩國を惑はし、明使の渡海も遅々に及べり、是等の事免許すべからず、依て再び大軍を差向け禦にせんと記されたり。依之兩國の使官いよく恐れ、急き朝鮮に歸り、此書を國王に奉る。國王大に驚き、大明に訴へ救の兵を求む、是に依て明帝大に怒り、沈惟敬が表裏の所爲不都合也とて、惟敬を獄に下す。

慶長二丁酉年正月、日本の諸大將一と先づ歸國の上、再び朝鮮に渡海す、此度は加藤清正一番に釜山に着岸す、其餘の諸將追々着岸し、朝鮮國大騒動となりぬ。依之明帝より加勢として、刑玠を大將軍となし、其勢十五萬人を以て朝鮮を救はしむ。日本の諸將も追々太閤の命に、大明・朝鮮我を蔑にするは、先に全羅・忠清の二道を取らざるに依てなり。此上は清正・行長屍を異國の土となし、忠戰を勵むべしと頻に下知せらる。日本の戰將も太閤の意を恐れ、日々丹誠を抽て、大に合戰を爲し黃石山・南原・全州等の城々を陥入れぬ。九月の末大明の加勢船手の大將李舜臣、朝鮮の加良島にて、龜甲船を以て日本の船手藤堂・脇坂・九鬼等の大軍を大に破る。此所にて波多三河守戰死是は人違ひか又は記者の誤か三河守は文祿甲午の春太閤の意に違ひ、釜山浦より直に常州に配流となる考ふべし、夫より加藤清正蔚山にて大に明兵を破る、其後朝鮮所々の戰場絶間なし、記に詳也略之。

同三戊戌年三月太閤醍醐の花見催せらる。夫より又名古屋へ出陣の覺悟ありしに、夏の始より疾に染せられ、次第に其疾ひ痛々しく、八月十八日終に薨去となりぬ、壽六十三歳。東山阿彌陀が峰に葬埋し、禁庭より翌己亥四月十八日豊國大明神と勅號を下し賜ふ、社領一萬石寄附有り。然るに太閤生前に徳川公・前田公に秀頼成長まで、天下の政道後見御頼み有之、兩公御誓詞御血判を以て、御受合有と記に見へたり。依之太閤薨去の事、兩公

の御差圖を以て、石田三成・淺野彈正を九州に差下され、名古屋に着岸、夫れより朝鮮に渡海し、君の喪を披露せり、諸軍一同愁傷言はん方なし。直に朝鮮攻口の軍兵を引拂ひ、諸將一同日本へ歸朝せり。日本勢此大喪を聞て、取物も取敢ず、戰場を引たる事なれば、其始末調ひし事はなし。尤も朝鮮二度の戰にて、生捕の人数多く人質として日本にあり、慶長十一丙午の年朝鮮へ送り返したるは是也。俘の名前不分明也。其事兩公の御計ひにて、同十二丁未年より朝鮮人來聘せり。

密に按ずるに、太閤の素姓、其始め尾張國庶人の家に生れ、其質衆に抽んで軍事に達し、追々經上り、天正十年壬午年逆臣明智光秀を討て主君の仇を報ひ、其後將軍職を承繼て關白職に經登り、慶長三戊戌の薨去まで十七ヶ年の治世、壽六十三歳也。嗣君秀頼文祿二癸巳年四月九日誕生、慶長四己亥年より兩公の後見にて、同八癸卯年二月内大臣に任せられ、元和元乙卯年大坂落城迄十七ヶ年の治世、壽二十三歳也。御父子合せて三十四年也。

夫れ太閤、其功の大なる事、凡そ應仁以來の亂世を鎮め、日本國中を平定し、其上肥前國松浦郡名護屋城を築て陣營を張り、朝鮮を征伐し、猶大明に志しあり、其軍事半にして薨去せらる。其一生の大望此名護屋城に終る、開闢以來我國の武將勇才に於て、其右に出る人有る事を知らず、然るに僅か二代も經ずして、其家系盡きるは何事ぞや、所謂天運循環の遲速、私に計り知る處にあらず、嗚呼命哉。

或人古城之詠

あはれ實に 人の國まで向けし名の 残りて年をふる城の跡

六 唐 津 城

寺澤家興廢の次第



寺澤志摩守唐津城を築かれし事、其起元文祿元壬辰年秀吉公朝鮮征伐、同三甲午春諸侯歸陣の時、岸嶽城主波多三河守朝鮮國釜山より歸帆、直に常陸國筑波山の麓に配流の下知有之、右同二月九日也。其波多領八萬三千二十九石七升寺澤家へ被下、岸嶽城一圓拜領となる。田中の城に當時假城とし、其後名護屋城も領内の中にて、不用の城廓、櫓門、屏、等拜領にて是を毀ち取り、唐津に城地を見立て船送して築かるる、所則ち唐津城也。

一 肥後國天草郡四萬石の所、寺澤氏加増の譯は、慶長五庚子年濃州關ヶ原に於て、石田治部少輔其黨を集めて東照神君へ謀叛の時、寺澤氏神君の御味方に加はり、其働格別の功分に付、右天草四萬石拜領之被仰付也、其上平戸、大村、五島、壹岐、四國伊豫の内高原、以上五人寺澤氏與力に被仰付、威勢益々盛也。又唐津城普請の事、慶長七壬寅年より同十三戊申年迄七年にて成就也、本丸を滿島山と云ひもと滿島の地續きの所也、今の州口を滿ち切りと云ひ、往古より今の本丸の西を流れ、松浦川より西の濱續き也。是に依て二の丸の産神は鏡大明神也、二の丸外は皆唐津大明神の産子と云ふなり。

一 寺澤氏の領内、筑前怡土郡二萬石は元黒田甲斐守領内也、筑前博多津は元公料なりしを、黒田氏の願に依て、怡土二萬石を替地として博多を筑前領とせらる。其時薩摩出水郡二萬石唐津領に添地有りしを、右怡土二萬石に引替を被願、怡土二萬石唐津領と成りし也。

一 鬼子嶽の舊領を唐津寺澤氏再檢地元和二丙辰年也。

一 寺澤志摩守、波多氏舊領を秀吉公より拜領、慶長三戊戌年也、夫より二十八年目寛永二乙丑年志摩守廣高隱居、次男兵庫頭忠高家督、同十癸酉年四月十一日志摩守逝去、唐津入部より三十六年目也。寺澤氏唐津拜領、文祿四乙未入部、四年目慶長三戊戌年也。廟所鏡村、謚曰、前志州大守休甫宗可大居士。知行高唐津附八萬三千石

増加天草四萬石、合十二萬三千合。

一 寺澤兵庫頭忠高家督、寛永十一甲戌年より十四年目正保四丁亥十一月十八日逝去也、干時寛永十四丁丑年肥前國島原・肥後國天草にて切支丹邪宗門一揆起り、同十五戊寅年二月將軍家光公の命令に依て、諸將之を攻め一揆の構城を焼き、賊徒三萬七千人を誅戮す、其節忠高江戸在府、右一揆唐津領内天草郡に懸りたる譯を以て、天草四萬石御取上げに相成、唐津附八萬三千石となる、天草富岡城は寛永丁丑の冬陣也、島原領有馬の陣は翌戊寅の春陣也、此一亂に付兵庫頭不首尾を蒙る、御上使松平伊豆守殿・太田備中守殿、豊前小倉に於て上意之趣被申渡、

此度天草・有馬兵亂出來候儀、領主として油斷不届に付、依之所領不殘御取揚、有馬の領主松倉長門守同前に可被仰付處、天草富岡之城堅固に持ち、賊徒共大勢討亡し、天草中追拂ひ候段尤に思召、依之唐津領怡土郡共に八萬三千石新地被宛行候、與力大名是又取上候者也。

兵庫頭忠高家督寛永二乙丑年より正保三丙戌年まで二十二年也、寺澤氏唐津拜領文祿四乙未年より正保四年迄五十三年也。謚曰、孤嶺院白室宗不大居士、正保四丁亥十一月十八日、廟所唐津近松寺。

兵庫頭此度天草兵亂御裁許に依て、狂氣の病發し間もなく逝去と云ふ、時に嗣子無之寺澤御上使水谷伊勢守、中川主膳正。

一 右島原領有馬、唐津領天草兩陣之次第第一卷二四一参照

一 寺澤志摩守紀廣高効名は忠二郎、武内大臣の後胤紀淑望の末孫也。其孫美濃國に住し、後ち尾張國にあり、廣高の父越中守廣正、織田信長に仕へ、其後ち廣正・廣高父子豊臣家に仕へ、寛永二乙丑年廣高隱居まで三十一